

令和4年度

建築確認電子申請及び電子報告に関する説明会

次第及び説明内容

時間	対象	内容（一部変更の可能性あります）
9:15		（開場・受付開始）
9:30	特定行政庁	建築確認電子申請（特定行政庁） ・ 実施状況と操作の流れ ・ 制度概要 ・ 手数料納付・審査・決裁
10:45		（休憩 15分）※ここから参加・退出も可
11:00	特定行政庁及び 指定確認検査機関	電子報告 ・ 制度概要と実施状況 ・ 電子報告のシステム環境 ・ 電子報告の実施方法
12:00		（休憩 60分）※ここから参加・退出も可
13:00	指定確認検査機関	建築確認電子申請（指定確認検査機関） ・ 実施状況と操作の流れ ・ 制度概要 ・ 業務規程及び関係規定の変更認可 ・ 電磁的記録の管理の考え方 ・ 厳格なセキュリティ対策の考え方
15:00		（終了）

ご注意

- ・ 本資料はご自身で印刷の上、会場にお持ちください。会場では配付しません。
- ・ ご質問等は、会場で配付した「ご質問等記入用紙」に記入して係員にお渡しください。
WEB開催の場合は、チャット機能で入力してください。

**日本建築行政会議 ICT活用部会
一般財団法人建築行政情報センター**

はじめに

本説明会は、建築確認電子申請及び電子報告のさらなる普及促進を図るため、特定行政庁・指定確認検査機関を対象に、建築確認電子申請又は電子報告の実施に必要な事項を習得いただくために開催するものです。

説明会の背景と趣旨

■国土交通省の主な取組み

- 建築確認のオンライン利用率目標を令和7年度末に5割(※件数ベース)に設定
(令和2年12月4日に規制改革実施計画に基づく基本計画を策定、令和3年4月21日に改定)
- 建築主等から審査機関に提出する様式(確認申請書等)から「押印」を廃止
(令和3年1月1日改正省令施行)
- 「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて」を通知
(令和3年2月1日付け技術的助言)
- 電子的に建築関係手続を行うことが可能なシステム整備に対して補助を行う制度を運用
(建築情報システム高度化促進事業(令和1～3年度))

■日本建築行政会議 ICT活用部会の取組

- 建築確認及び行政報告のオンライン利用率向上に向けた取組
(過年度)
建築確認及び行政報告のオンライン化に係る実態調査、課題整理、ガイドライン策定
(令和4年度)
[オンライン化希望団体への説明会及びヒアリング](#) ◀ **本説明会**
[オンライン化非希望団体への課題ヒアリング](#)
[制度対応を要する課題の国土交通省への検討依頼](#)

改訂履歴

日付	改訂内容
2022/08/10	初版

目次

建築確認電子申請

特定行政庁・指定確認検査機関共通	
実施状況と操作の流れ	8
制度概要	12
特定行政庁向け（電子申請受付事例）	別添
指定確認検査機関向け（業務規程及び関係規定の変更認可）	
全体構成	18
電磁的記録の管理の考え方	19
厳格なセキュリティ対策の考え方	21

電子報告

特定行政庁・指定確認検査機関共通	
電子報告とは	26
電子報告の実施状況	26
電子報告のメリット・デメリット	27
電子報告の実施方法	28
通知・報告配信システムによる送受信方法	29
電子報告の送信方法	30
電子報告実施までの運用フロー	30
電子報告関連情報	31

資料編

建築確認電子申請又は電子報告に係る説明会の実施等に関するアンケート結果	34
電子報告実施団体一覧	61
消防同意電子化の取組	63
特定行政庁における電子申請受付システムの構築とネットワーク分離について	64
受付サーバ導入事例	65
関係法令	
デジタル手続法	66
主務省令	68
告示	70
建築基準法	70
建築基準法施行規則	72
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令	76
指定確認検査機関指定準則	76
確認検査業務規程認可基準	76
令和3年通知	79
特定行政庁、指定確認検査機関向けQ A（国土交通省作成）	80
電子申請Q A管理システム操作概要	82

建築確認電子申請

特定行政庁・指定確認検査機関共通

建築確認電子申請とは：建築確認申請、中間・完了検査申請などで提出すべき様式、書類等を電子データ化し、これらをオンラインで本申請として送受信すること

電子化率(団体数ベース)

特定行政庁 1/451団体(0.0%)
 指定確認検査機関 32/130団体(24.6%)

(令和4年8月現在、ICBA調べ)

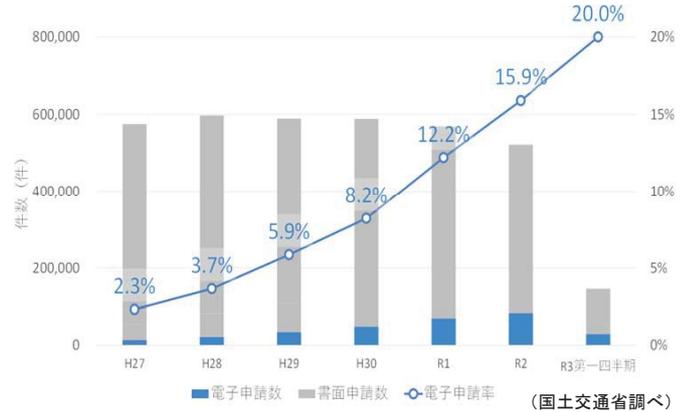
▶特定行政庁(1)
 北海道

▶大臣指定機関(10)
 一般財団法人日本建築センター、日本ERI株式会社、ハウスプラス確認検査株式会社、ビューローベリタスジャパン株式会社、株式会社住宅性能評価センター、株式会社確認サービス、富士建築センター株式会社、株式会社東京建築検査機構、株式会社J建築検査センター、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

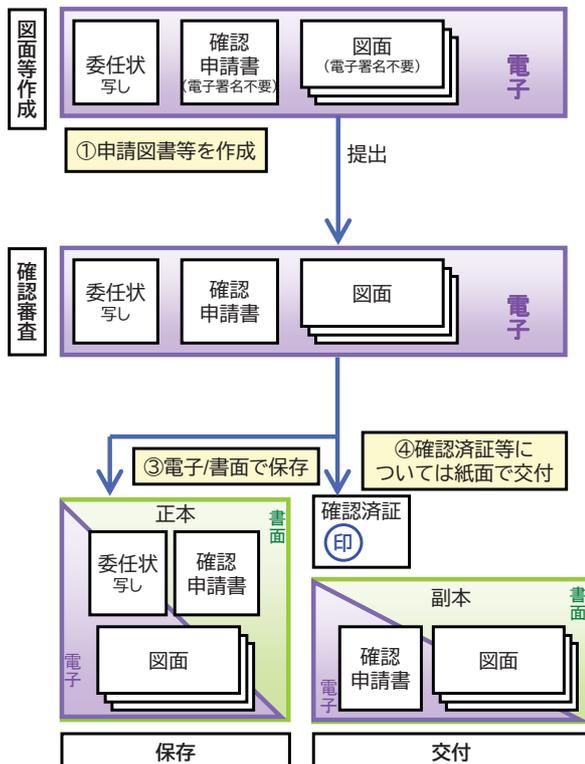
▶地方整備局指定機関(10)
 株式会社東北建築センター、株式会社神奈川建築確認検査機関、株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構、ユーディーアイ確認検査株式会社、一般社団法人日本住宅性能評価機構、一般財団法人さいたま住宅検査センター、株式会社湘南建築センター、株式会社CI東海、一般財団法人愛知県建築住宅センター、株式会社確認検査機構アネックス

▶知事指定機関(12)
 一般財団法人北海道建築指導センター、株式会社サッコウケン、一般財団法人岩手県建築住宅センター、一般財団法人宮城県建築住宅センター、一般財団法人ふくしま建築住宅センター、株式会社千葉県建築住宅センター、一般財団法人神奈川県建築安全協会、株式会社新潟建築確認検査機構、株式会社愛知建築センター、一般財団法人滋賀県建築住宅センター、株式会社兵庫確認検査機構、株式会社愛媛建築住宅センター

電子化率(件数ベース) 推移



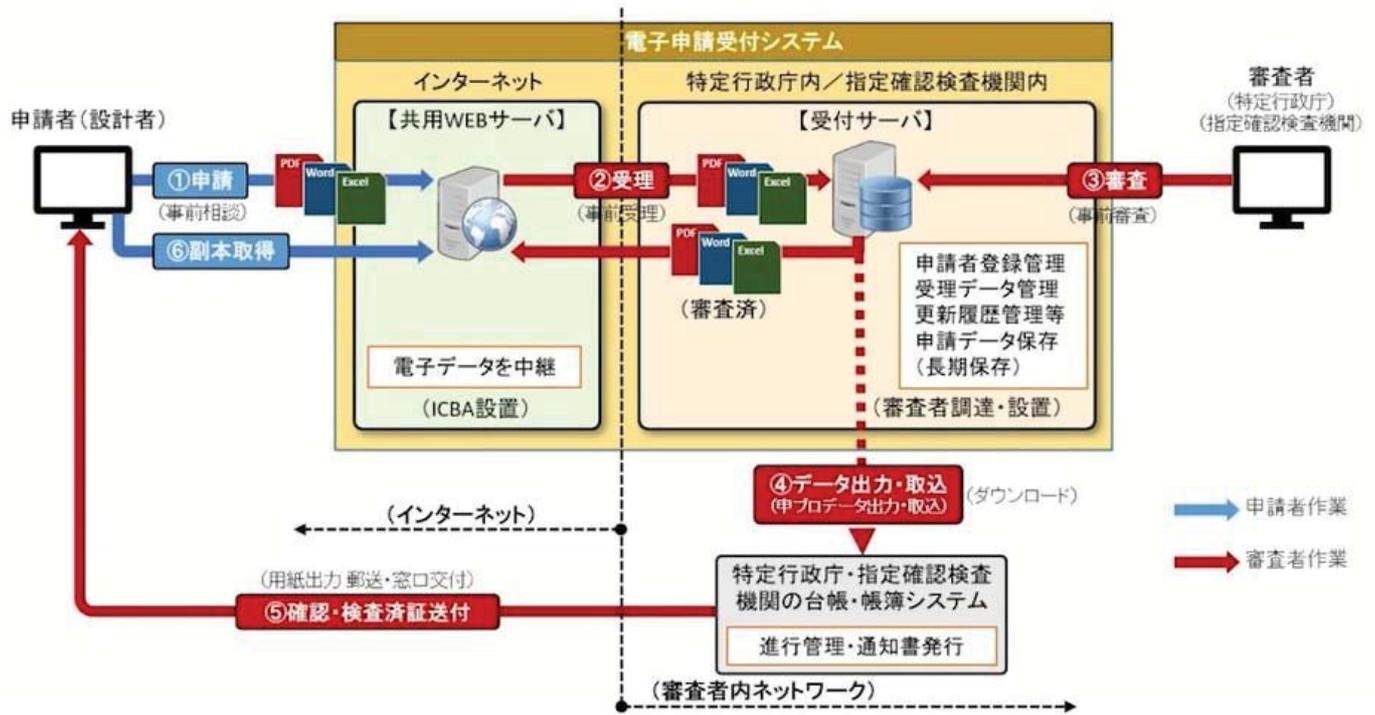
電子申請の流れとメリット



- ・申請時の電子署名は不要とできる
 - ・補正も同じ要領で提出
 - ・審査をディスプレイで行うか、印刷書面で行うかの法的制限はない
 - ・確認済証は書面交付、運用上は郵送又は窓口手渡しにて対応
 - ・副本交付はダウンロードサイトを介して行うか、審査機関にて印刷して対応
 - ・保存は、電子のままでもそれを印刷した書面でもどちらでもよい
- ※従前、電子申請は電子のまま保存することとされたが、R4.6.27緩和(国交省QAによる)

- | | |
|--|---|
| <p>電子申請のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口対応時間の削減 ・ 問合せ対応の省力化 ・ 省スペース化 | <p>デメリット(特定行政庁・指定確認検査機関側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの調達が必須 ・ 電子申請と書面申請の混在による業務煩雑化 |
|--|---|

建築情報システム高度化促進事業(令和1~3年度)により開発した簡素で低価格な電子申請受付システムの例



事前申請

事前申請

受理

事前
補正依頼

事前補正

本申請
依頼

本申請

審査終了・
副本取得

申請側
物件名: 山中郡新築工事_ JobID: 2060 申請種別: 建築物・確認 方式: 添付 WEB申請番号: MS22-00014 申請状況: 事前申請中
チェック 確認

申請情報

ファイル一覧

共有

No	文書名	登録日時	申請	署名
1	01_確認申請書.pdf	2022/05/16 17:54		
2	04_建築工事簿.pdf	2022/05/16 17:54		
3	02_委任状.pdf	2022/05/16 17:54		
4	03_建築計画概要書.pdf	2022/05/16 17:54		
5	A-03_立面図・断面図_A2版.pdf	2022/05/16 17:54		
6	A-01_内外仕上表・面積表_A2版.pdf	2022/05/16 17:54		
7	A-02_配管図・平面図_A2版.pdf	2022/05/16 17:54		

申請する書類、図面を全てアップロードし、「申請」をクリックで、事前申請が行われます。

受理

- 事前申請
- 受理**
- 事前
補正依頼
- 事前補正
- 本申請
依頼
- 本申請
- 審査終了・
副本取得

審査側

NICE確認検査受付システム - WEB申請詳細画面

物件名: 東原邸新築工事 JobID: 2068 申請種別: 建築物 - 確認 方式: 添付 WEB申請番号: MS22-00023 申請状況: 事前申請中

申請情報 ファイル一覧

No	文書名
<input checked="" type="checkbox"/>	01_確認申請書.pdf
<input checked="" type="checkbox"/>	02_委任状.pdf
<input checked="" type="checkbox"/>	03_建築計画概要書.pdf
<input checked="" type="checkbox"/>	04_建築工事届.pdf
<input checked="" type="checkbox"/>	A-01_内外仕上表.pdf
<input checked="" type="checkbox"/>	A-02_配管図.pdf
<input checked="" type="checkbox"/>	A-03_立面図.pdf

事前申請 MS22-00023

物件名: 東原邸新築工事
 地名地番: 東京都新宿区
 申請種別: 建築物 - 確認 申請方式: 添付方式
 申請先: 本社 署名方法: 電子申請
 支払方法: 現金 総務課
 受取方法: 手渡し

備考:

申請書類 ファイル表示

文書名

- 01_確認申請書.pdf
- 02_委任状.pdf
- 03_建築計画概要書.pdf
- 04_建築工事届.pdf
- A-01_内外仕上表・面積表_A2版.pdf
- A-02_配管図・立面図_A2版.pdf

受理 却下 キャンセル

2022/06/01 15:09 目黒 吉史
事前申請を送信

添付

内容確認の上、受理します。

本申請依頼

- 事前申請
- 受理
- 事前
補正依頼
- 事前補正
- 本申請
依頼**
- 本申請
- 審査終了・
副本取得

審査側

NICE確認検査受付システム - WEB申請詳細画面

物件名: 東原邸新築工事 JobID: 2068 申請種別: 建築物 - 確認 方式: 添付 WEB申請番号: MS22-00023 申請状況: 事前審査中

申請情報 申請情報

申請日: 2022/06/01

地名地番: 東京都 新宿区

建築主

フリガナ: _____ フリガナ: _____
 会社名: _____ 役職: _____
 フリガナ: クリハラ ヒロユキ
 氏名: 東原 宏幸
 郵便番号: 162-0823 検索
 所在地: 東京都 新宿区神楽河岸
 電話番号: 00-0000-0000

補正依頼 本申請依頼 正本受取

取下げ

2022/06/01 15:09 目黒 吉史
事前申請を送信

2022/06/01 15:34 小池 善宣
事前申請を受理

2022/06/01 15:48 小池 善宣
事前補正申請を依頼

申請内容を補正してください。

2022/06/01 15:57 目黒 吉史
事前補正申請を送信

2022/06/01 16:02 小池 善宣
事前補正申請を受理

以下操作手順は事前申請、事前補正依頼と同様ですが、正式な手続きとして確定させるため、「本申請依頼」をクリックして、本申請を依頼します。

本申請

申請側

事前申請

受理

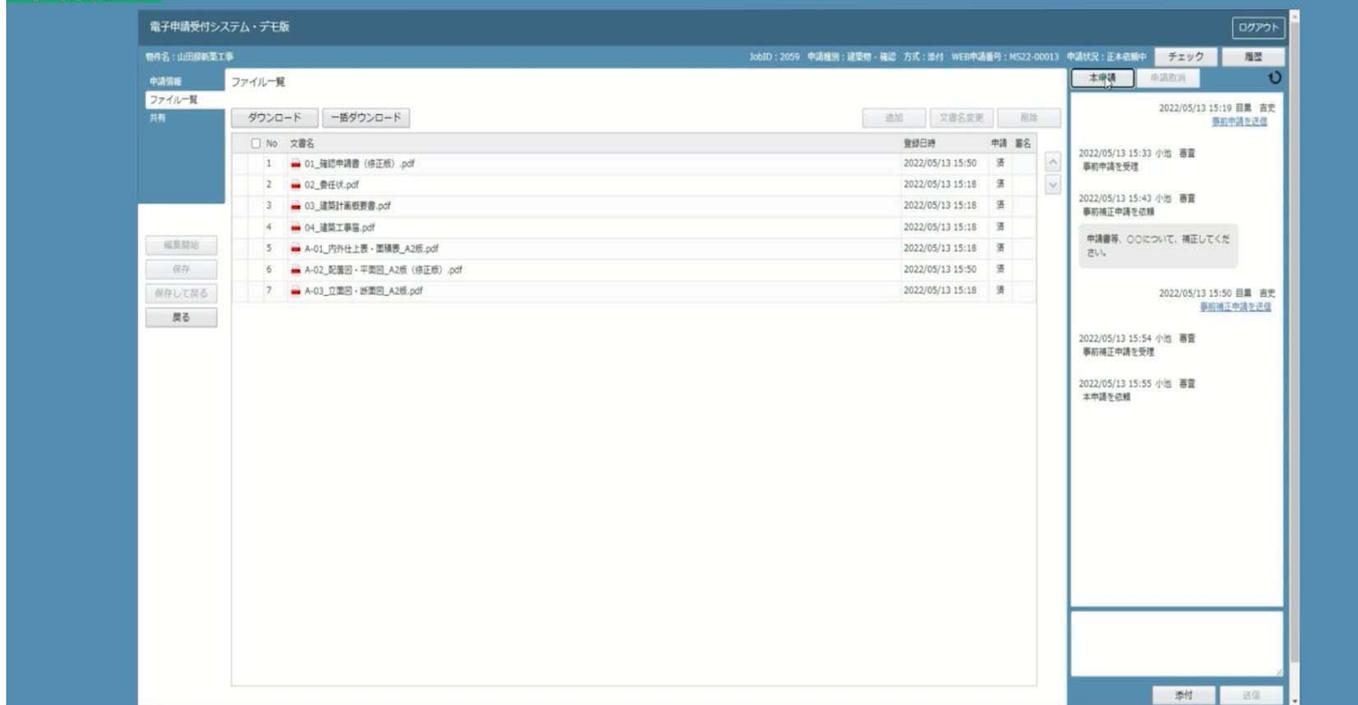
事前
補正依頼

事前補正

本申請
依頼

本申請

審査終了・
副本取得



申請者は「本申請」をクリックして、本申請します。

審査終了・副本取得

申請側

事前申請

受理

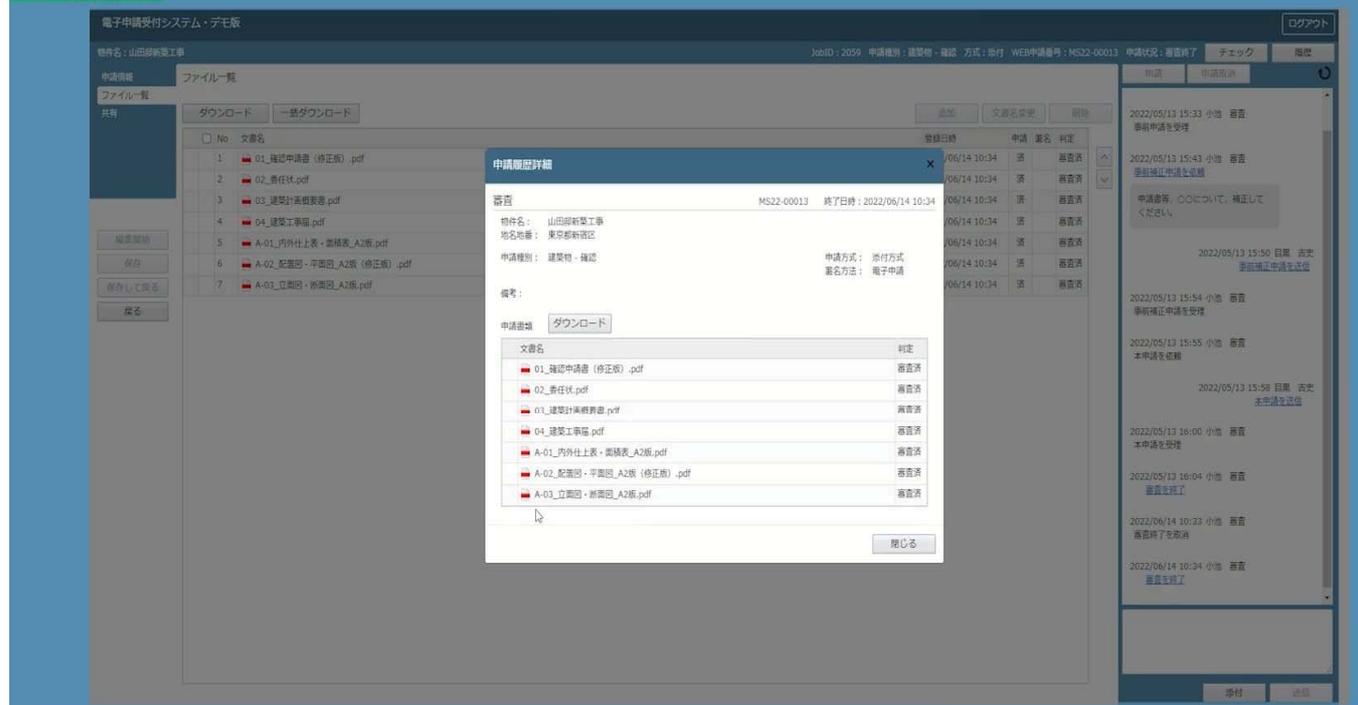
事前
補正依頼

事前補正

本申請
依頼

本申請

審査終了・
副本取得



申請者の副本は、「審査を終了」よりダウンロードができます。
 なお、確認済証は別途このシステムによらずに作成し、郵送等で交付します。

制度概要

<問題>

(1)～(3) 各々において、建築基準法及びデジタル手続法に照らし、a～cから最も不適切な行為を1つ選んでください。

(1) 申請者が建築確認申請書及び添付図書を提出する方法

- a. 電子メールにより送信
- b. インターネット上の大容量ファイル転送サービスにより送信
- c. DVDに保存して郵送

(2) 建築確認電子申請における書面・電子提出混在

- a. 委任状の写しを郵送、それ以外を電子ファイルで送信
- b. 浄化槽設置届を郵送、それ以外を電子ファイルで送信
- c. 建築工事届を郵送、それ以外を電子ファイルで送信

(3) 電子申請されたデータを審査機関で印刷後、当該印刷書面の処理

- a. 電子申請ではなく書面申請としての取り扱いに変更
- b. 確認済証に添えて副本として交付
- c. 確認済証交付後に正本として15年保存

建築基準法とデジタル手続法

書面等で行うもの

建築基準法

建築基準法令で電子で行う規定がある場合はデジタル手続法は適用しない

建築基準法施行規則

指定機関省令

(建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令)

電子計算機等で行うもの

デジタル手続法

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律)

申請等、処分通知等、作成等の行為別に規定、各行為における署名等の代替措置も規定

デジタル手続法主務省令

(国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則)

デジタル手続法告示

(国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示)

令和3年通知 国住指第3661号「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて」(技術的助言)

- 申請等 : 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知
- 処分通知等 : 処分の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知
- 作成等 : 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること
- 署名等 : 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載すること

デジタル手続法 [情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成14年法律第151号)]

第3条 (定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- 二 行政機関等 次に掲げるものをいう。
 - ハ 地方公共団体又はその機関 (議会を除く。)
 - ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

第6条 (電子情報処理組織による申請等) 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織 (行政機関等の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。)) とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。) を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。

<ポイント>

- ・第3条 デジタル手続法の「法令」には告示、条例、細則が含まれない。
このことは、行政手続法の定義「法令 法律、法律に基づく命令 (告示を含む。)、条例及び地方公共団体の執行機関の規則 (規程を含む。以下「規則」という。)」との比較で判別できる。
- ・第6条 「法令の規定においてその方法が規定されているもの」とは、「別記第2号様式による正本一通及び副本一通」などと規定されている手続を意味する。当該法令以外の規定で方法が規定されていたり (浄化槽設置届、建築工事届等)、法令の規定による手続であってもその方法が規定されていないもの (消防同意手続等) についてはデジタル手続法の制限を受けず、行政機関等の判断で電子的に行うことが可能。

デジタル手続法続き

第6条 (電子情報処理組織による申請等)

4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、(中略) 氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。

第10条 (適用除外) 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

- 二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの

<ポイント>

- ・第6条第4項 申請等における署名等 (記名・押印) を省略できる根拠規定である。
- ・第6条第6項 電子・書面混在提出の規定であるが、主務省令では、本人確認又は原本確認の必要があると行政機関等が認める場合とされている。つまり、行政機関等が必要と認めれば、電子申請の提出書類の一部を書面等で提出してもよい。しかしながら、電子申請ガイドライン第3版では国土交通省の指導により「建築確認申請においてはこれらに該当する場合がない」とされており、従前は可能であった電子・書面混在提出は事実上廃止となった。
- ・第10条 個別法に電子による方法の規定のあるものは、通則法であるデジタル手続法は適用せずに個別法の規定が優先されるとの考え方であり、建築基準法令は済証等交付 (※指定確認検査機関のみ) と図書保存にその規定がある。

デジタル手続法適用の考え方（特定行政庁）

デジタル手続法の分類▶	他の法令（建築基準法令）の規定において書面等により行うこと その他のその方法が規定されているもの（デジタル手続法6-1、7-1、9-1）			
	電子	【適用除外】 原本を要すると 行政機関等が認 めるもの <small>（デジタル手続法6-6、7-5 ／主務省令6-1-2、10-1-2）</small>	【適用除外】 他の法令（建築基準法 令）の規定において電子 で行うことが規定されて いるもの <small>（デジタル手続法10-1-2）</small>	他の法令に規定のない もの又は他の法令の規 定に方法が規定されて いないもの 【適用範囲外】
デジタル手続法適用の場合の方法▶	電子	書面等	書面等又は電子	書面等又は電子
申請等	法定様式によるもの 確認申請書、中間検査申請書、完了検査申請書、仮使用認定申請書等	（該当するものがない）	（建築基準法令に規定がない）	消防長への同意依頼書・通知書、申請取下げ届、軽微変更届、行政照会書等
処分通知等	法定様式によるもの 確認済証、中間検査合格証、検査済証、仮使用認定通知に添付する副本	確認済証、中間検査合格証、検査済証、仮使用認定通知のカガミ	（建築基準法令に規定がない）	確認引受承諾書 消防長等による同意書等
作成等（保存）	（該当するものがない）		申請された図書及び書類 <small>（規則6の3-3）</small>	消防庁等による同意書と返却書類、申請取下げ届、軽微変更届、行政照会回答書等

<ポイント>

- ・申請等、処分通知等、作成等（保存）の行為別に適用する。つまり、書面・電子いずれとするかは、申請等では申請者が選択するが、処分通知等・保存は申請者がどちらを選択したかによらずに審査者が選択できる。
- ・電子申請されたデータを審査者が印刷して副本として交付したり、正本として保存するのは建築基準法上は問題ない。ただし、印刷したものを「書面申請」として扱うと、申請書作成行為の一部を審査者が代行したこととなるので注意が必要。
- ・適用範囲外の手続は、デジタル手続法の制限を受けず、行政機関等の判断により電子で行うことが可能。
- ・特定行政庁・指定確認検査機関の上表の違いは「処分通知等」の適用のみである。
- ・図書保存は、建築基準法令に電子による方法の規定があるためデジタル手続法は適用しないものの、両法律の内容は実質的に同じである。

デジタル手続法適用の考え方（指定確認検査機関）

デジタル手続法の分類▶	他の法令（建築基準法令）の規定において書面等により行うこと その他のその方法が規定されているもの（デジタル手続法6-1、7-1、9-1）			
	電子	【適用除外】 原本を要すると 行政機関等が認 めるもの <small>（デジタル手続法6-6、7-5 ／主務省令6-1-2、10-1-2）</small>	【適用除外】 他の法令（建築基準法 令）の規定において電子 で行うことが規定されて いるもの <small>（デジタル手続法10-1-2）</small>	他の法令に規定のない もの又は他の法令の規 定に方法が規定されて いないもの 【適用範囲外】
デジタル手続法適用の場合の 方法▶	電子	書面等	書面等又は電子	書面等又は電子
申請等	法定様式によるもの 確認申請書、中間検査申請書、完了検査申請書、仮使用認定申請書等	（該当するものがない）	（建築基準法令に規定がない）	消防長への同意依頼書・通知書、申請取下げ届、軽微変更届、行政照会書等
処分通知等	法定様式によるもの 中間検査引受証、完了検査引受証、適合しない旨の通知書等	（該当するものがない）	法定様式によるもの 確認済証、中間検査合格証、検査済証、仮使用認定通知の副本（カガミは電子交付不可） <small>（建築基準法施行規則3の4-3ほか）</small>	確認引受承諾書 消防長等による同意書等
作成等 （保存）	（該当するものがない）		申請された図書及び書類 <small>（機関省令29-2）</small>	消防庁等による同意書と返却書類、申請取下げ届、軽微変更届、行政照会回答書等

▼要点

電子ファイルのネット送信
だけで申請完了

デジタル手続法第6条第1項
主務省令第4条第1項

申請における
押印・電子署名は不要

デジタル手続法第6条第4項
主務省令第13条第1項、令和3年通知

確認済証等は書面交付
(副本は電子交付可)

特定行政庁: デジタル手続法主務省令第8条第1項、令和3年通知
指定確認検査機関: 建築基準法施行規則第3条の4第3項ほか

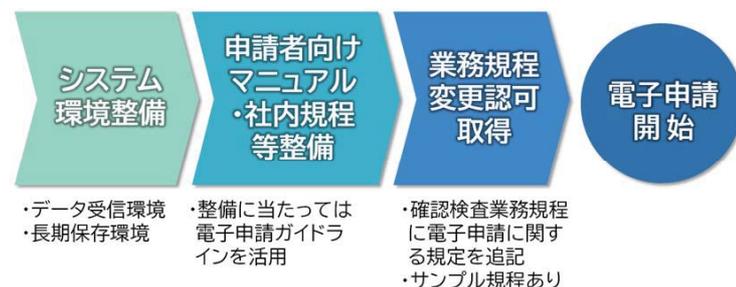
図書保存は電子
(印刷書面も可)

特定行政庁: 建築基準法施行規則第6条の3第3項
指定確認検査機関: 指定機関省令第29条第2項

▼特定行政庁の電子申請受付開始フロー(例)



▼指定確認検査機関の電子申請受付開始フロー(例)



主な課題／電子申請関連情報

▼電子申請普及における主な課題

- ・電子化に対応した消防署等・保健所が少ない
- ・市町村等の事前協議を証する書類原本提出
- ・電子・書面混在提出の可否
- ・済証等の電子交付
- ・遠隔臨場による現場検査

▼電子申請関連情報

- ・電子申請受付窓口一覧(指定確認検査機関)
<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/#a02>
- ・電子申請ガイドライン(指定確認検査機関向け。業務規程サンプルも収録。)
<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/#a03>
- ・電子申請受付システム関係資料
<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/#a05>
- ・QA・アンケート結果等
(指定確認検査機関向け相談窓口としてQA管理システムを設置)
<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/#a06>

電子化に対応した消防署の例



**指定確認検査機関向け
（業務規程及び関係規定の変更認可）**

全体構成

電子申請受付を開始する場合、確認検査業務規程などの変更が必要

建築基準法

(確認検査業務規程)

第77条の27 指定確認検査機関は、確認検査業務規程を定め、国土交通大臣等(国土交通大臣、地方整備局長又は都道府県知事)の認可を受けなければならない。

2 確認検査業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

機関省令

第26条 法第77条の27第2項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 三 確認検査の業務の範囲に関する事項
- 四 確認検査の業務の実施方法に関する事項
- 七 確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 十 確認検査の業務の実施体制に関する事項

確認検査業務規程

確認検査業務規程で「別に定める」とされた関係規程類

- 既存) 確認検査業務実施方針
- 既存) 確認検査業務管理規則
- 既存) 確認検査業務実施マニュアル
- 改訂) 記録等管理規則
- 改訂) 確認検査業務約款
- 既存) 確認検査手数料規程
- 新規) 電子情報処理組織による業務の実施方法に係る措置
- 新規) 電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法等
- 新規) 電磁的記録の管理
- 改訂) 厳格なセキュリティ対策
- 書類の閲覧に関する事項

電子申請に伴い必要となる規定を追加
・電子申請できる建築物の範囲
・引受承諾書、確認済証の交付方法 等

参考資料:
確認検査業務規程サンプル
国土交通省による技術的助言「確認検査業務規程サンプル改訂に係る留意事項」

電磁的記録の管理・厳格なセキュリティ対策の関係規定を追記(下記参照)

参考資料:
建築確認電子申請ガイドライン巻末の追記例

次の4つ(電子署名を利用しない場合は※印を除く3つ)の規定を追記

- ・副本の交付方法
- ・交付する電磁的記録の電子署名の有効性※
- ・電子申請到達時間に応じた業務開始期限
- ・電子申請に係る業務を行う事務所

電子申請用システム運用管理マニュアルで対応

電子署名を利用する場合のみ
電子証明書の認証局等が発行したマニュアルで対応

「記録等管理規則」に電磁的記録に係る特則を追記することで対応

以下各論として電磁的記録と厳格なセキュリティを詳述します

電磁的記録の管理の考え方

「電磁的記録の管理」の根拠規定

建築基準法

(帳簿の備付け等)

第77条の29第2項 指定確認検査機関は、国土交通省令で定めるところにより書類を保存しなければならない。

機関省令

(図書保存)

第29条第3項 確認済証(計画の変更に係るものを除く)の交付日から15年間保存しなければならない。

令和3年通知

2. 電磁的記録の長期保存について

建築基準法において保存期間が定められている申請図書等については、当該電磁的記録が**保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること**。また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようにシステムの維持等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

※平成26年通知で必要とされていた保存図書への「電子署名」「タイムスタンプ」の付与義務が、令和3年通知で廃止(利用は任意)となった。これらを使わずに「保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにする」には？

→紙媒体での保存方法と同列に考えるのも一つの方法

紙媒体での保存方法は「記録等管理規則」に規定

業務規程サンプル

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第8条の2 社長は、確認検査の業務に関する書類の管理について別に定める。

＝記録等管理規則
(各機関で制定済み)

(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

第56条 センターは、第53条第1項による電子申請を行わせる場合、第8条の2に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。



「電磁的記録の管理について別に定める」方法:

「記録等管理規則」の規定のうち、電磁的記録には適用の難しい規定についての特則を同規則に追加するのが合理的

記録等管理規則サンプルの概要

	記録等			管理情報 (記録管理簿等)
	帳簿 (概要書記載事項)	法定保存対象書類 (申請書類一式)	記録 法定保存対象外書類 (左記以外)	
調製主体	記録管理者	(規定なし)	(規定なし)	総括記録管理者
記載主体	記録管理者	(規定なし)	(規定なし)	記録管理者
保存実施主体	記録管理者	記録管理者・職員	記録管理者・職員	(規定なし)
保存年限	永年	15年	総括記録管理者が設定	永年
保存場所の指定主体	総括記録管理者 電磁的記録には適用の難しい規定			(規定なし)
保存場所の要件	施錠可 秘密保持に適していること 損傷劣化等を助長しないこと	施錠可 秘密保持に適していること 損傷劣化等を助長しないこと 検査済証交付後は常時施錠された保存場所に保存		(規定なし)
取寄せ方法	(規定なし)	職員が記録管理者に申出		記録管理者が記録取寄せ等管理簿に記載
持出し方法	(規定なし)	職員が記録管理者に報告		記録管理者が記録持出し管理簿に記載
閲覧方法	(規定なし)	(規定なし)	記録管理者立会の下行う	閲覧記録簿に記載
廃棄方法	(規定なし)	総括記録管理者の指示により記録管理者が廃棄		(規定なし)
引継ぎ	総括記録管理者が国土交通大臣等に提出	記録管理者が仕分け、総括記録管理者が特定行政庁に提出		(規定なし)
点検	(規定なし)			(規定なし)

記録等管理規則サンプルにおける「保存場所の要件」

紙媒体の書類については、下記3要件を満たせば「保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認可能」であるといえる。

各要件の目的は？

電磁的記録で考えられる対応は？

施錠可

特定の者以外を書類に触れさせないこと

あらかじめ許可した者以外の者による法定保存対象書類へのアクセスが制限できること

秘密保持に適していること

書類に触れた者を記録すること及び覗き見させないこと

法定保存対象書類へのアクセスログが保存できること

損傷劣化等を助長しないこと

人為以外の要因での滅失を防ぐこと

定期的なバックアップ及び滅失防止対策等

記録等管理規則の改訂例

(記録等の保存場所の指定)

第7条 総括記録管理者は、記録等の保存場所を指定する。

2 前項の保存場所は、**書面又は磁気ディスクによる記録等**にあっては、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 施錠可能であること。
- 二 秘密の保持に適していること。
- 三 記録等の損傷、劣化等を助長しないこと。

3 **第1項の保存場所は、電子計算機に備えられたファイルによる記録等**にあっては、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 センターがあらかじめ許可した者以外の者による法第77条の29第2項に規定する確認検査の業務に関する書類へのアクセスが制限できること。
- 二 法第77条の29第2項に規定する確認検査の業務に関する書類へのアクセスログが保存できること。
- 三 法第77条の29第2項に規定する確認検査の業務に関する書類のバックアップができること。

厳格なセキュリティ対策の考え方

「厳格なセキュリティ対策」の根拠規定

建築基準法及び機関省令

(確認検査業務規程)

法第77条の27第2項 確認検査業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

機関省令第26条 法第77条の27第2項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

七 確認検査の業務に関する**秘密の保持**に関する事項

令和3年通知

3. 電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、**情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐ**ため、厳格なセキュリティ対策を講ずること。

※平成26年通知で厳格なセキュリティ対策として例示されていた「ISO/IEC27001に定める情報セキュリティマネジメントシステムに準拠」が削除され、方法の限定がなくなった。ほかの方法で「秘密の保持

→紙媒体での保存方法と同列に考えるのも一つの方法

紙媒体での対策は「記録等管理規則」に規定

業務規程サンプル

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第8条の2 社長は、確認検査の業務に関する書類の管理について別に定める。

＝記録等管理規則
(各機関で制定済み)

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第61条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。



「厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める」方法：
「記録等管理規則」の規定のうち、電磁的記録には適用の難しい規定についての特則を同規則に追加するのが合理的

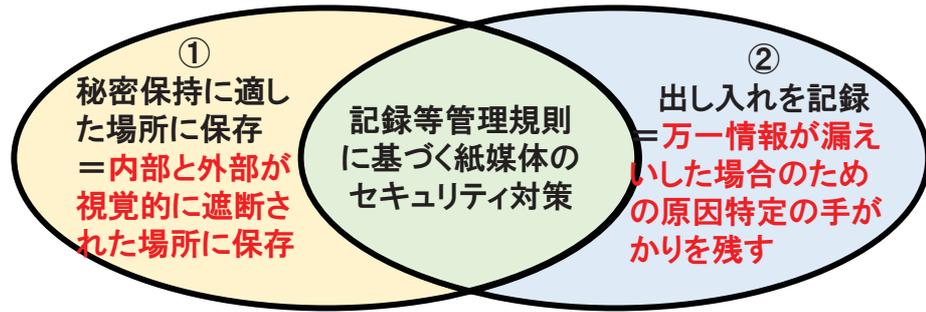
記録等管理規則サンプルの概要(情報セキュリティ関係)

	記 録 等		管理情報 (記録管理簿等)	
	帳 簿 (概要書記載事項)	記 録		
		法定保存対象書類 (申請書類一式)		法定保存対象外書類 (左記以外)
保存場所の指定主体	総括記録管理者		(規定なし)	
保存場所の要件	施錠可 秘密保持に適していること 損傷劣化等を助長しないこと	施錠可 秘密保持に適していること 損傷劣化等を助長しないこと 検査済証交付後は常時施錠された保存場所に保存	(規定なし)	
取寄せ方法	(規定なし)	職員が記録管理者に申出	記録管理者が記録取寄せ等管理簿に記載	
持出し方法	(規定なし)	職員が記録管理者に報告	記録管理者が記録持出し管理簿に記載	

情報セキュリティのポイント ①**秘密保持に適した場所に保存**
②**出し入れを記録**

記録等管理規則サンプルに基づく情報セキュリティ対策

紙媒体の情報セキュリティ対策としての
①**秘密保持に適した場所に保存**
②**出し入れを記録**
を電磁的記録に適用する場合の考え方



記録等管理規則サンプル (紙媒体のセキュリティ対策)	紙媒体・電磁的記録 共通の要件	記録等管理規則に特則として 定めるべき事項 (電磁的記録のセキュリティ対策)
総括記録管理者が秘密保持に適しているとして指定した場所に保存すること	① 内部と外部が視覚的に遮断された場所に保存	アクセスを制限できること
書類の出し入れを記録管理者が管理簿に記録すること	② 万一情報が漏えいした場合の原因特定の手がかりを残す	アクセスログが保存できること

電磁的記録の管理で定めるべき特則と同じ

記録等管理規則サンプルに基づく情報セキュリティ対策

アクセスを制限できること

職員の端末 → サーバ（社内ネットワーク経由）

- ・アクセス制限のバリエーションは3通り
 - 1)読み取り・書き込み可
 - 2)読み取り可
 - 3)参照不可
- ・紙媒体の持出し・取寄せの管理方法に準じ、
担当確認検査員
担当外確認検査員
確認検査員以外の職員 に各々設定

事務所外 → サーバ（インターネット経由）

- ・ウイルス対策ソフト
- ・ファイヤーウォール

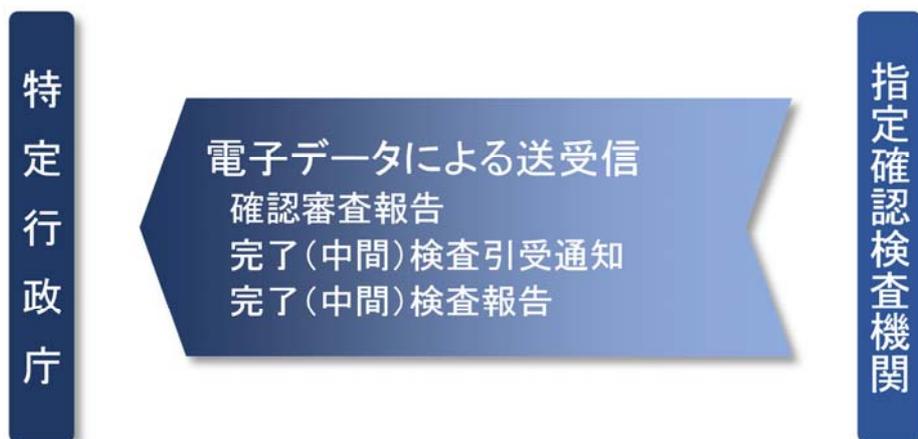
アクセスログが保存できること

- 方法1:電子情報処理組織(電子申請受付システム)に実装
- 方法2:サーバ機器のOSの機能によりログを取得等により、紙媒体と同様のトレーサビリティを確保

電子報告

電子報告とは

「電子報告」とは、確認審査報告、完了(中間)検査引受通知、完了(中間)検査報告などで送付すべき様式、書類等を電子データ化し、これらをオンラインで送受信することをいいます。



1

電子報告の実施状況 (令和4年7月現在)

現在の電子報告を実施している団体数は、

特定行政庁 166団体

うち、電子データのみで運用している団体 **48団体**

指定確認検査機関 46機関

うち、電子データのみで運用している機関 **18機関**

※実施団体・機関名及び送信先一覧は、別紙の

電子報告受入中の特定行政庁一覧／電子報告実施中の指定確認検査機関一覧に掲載しています。

2

電子報告のメリット・デメリット

特定行政庁

メリット

- 文字情報を取得できる(入力手間の削減)

デメリット

- システムの調達が必須
- 電子報告と用紙報告が混在すると、業務が煩雑になる
- 建築計画概要書の閲覧用に用紙印刷が必要

電子報告のメリット・デメリット

指定確認検査機関

メリット

- 用紙印刷、封入、郵送などの手間削減
- 郵送費の削減
- 送信と同時に到達(報告期間内の時間的猶予が見込める)

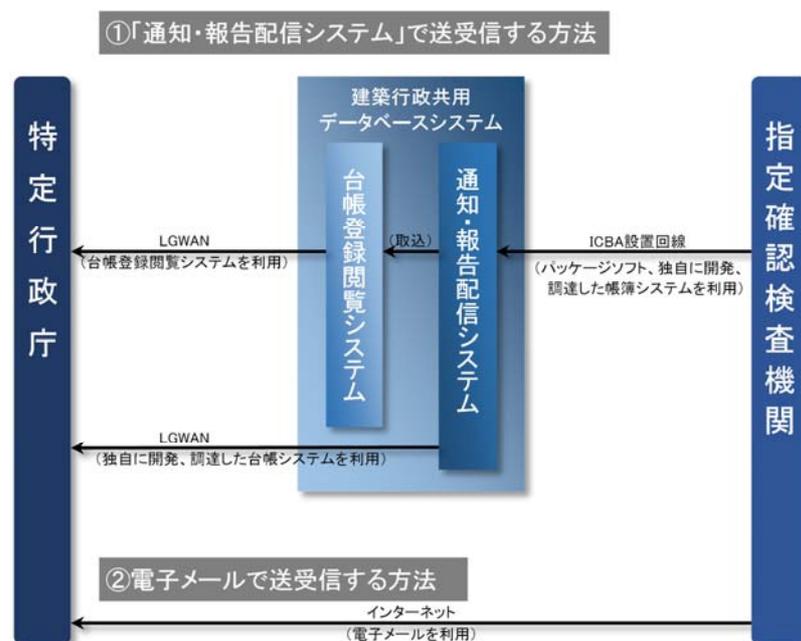
デメリット

- システムの調達が必須
- 電子報告と用紙報告が混在すると、業務が煩雑になる
- 建築計画概要書のPDF化作業が必要

電子報告の実施方法

電子報告の主な実施方法として、以下2つが考えられます。

- ①通知・報告配信システムで送受信する方法
- ②電子メールで送受信する方法



5

電子報告の実施方法

①通知・報告配信システムで送受信する方法 の特徴

- **統一フォーマットによる送受信**
データフォーマットを統一化しているため、多くの相手先と送受信が可能
- **文字情報の取得**
特定行政庁は、報告の文字情報を直接台帳システムに取込みが可能
- **帳簿システムからの送信**
指定機関は、帳簿システムの操作で直接報告のデータ送信が可能
- **電子報告機能の実装**
特定行政庁(台帳登録閲覧システム)、指定機関(NICE確認検査システム)を利用すれば、電子報告を行うための機能は実装済み
- **添付ファイルの容量に制限がある**(1物件あたり最大15MBまで)
- **機能改修が必要**
独自開発した台帳(帳簿)システムを通知・報告配信システムへ接続するためには、機能改修が必要。(改修費は数百万円程度)²⁸

6

電子報告の実施方法

②電子メールで送受信する方法 の特徴

- システムの導入が不要
通知・報告配信システムの利用契約は不要
- 文字情報の取得は困難
データのフォーマットを定めていないため、特定行政庁側システムによる文字情報の取込みは困難
- 添付ファイルの容量に制限がある
最大容量は、送受双方のプロバイダが提供するサービス内容による

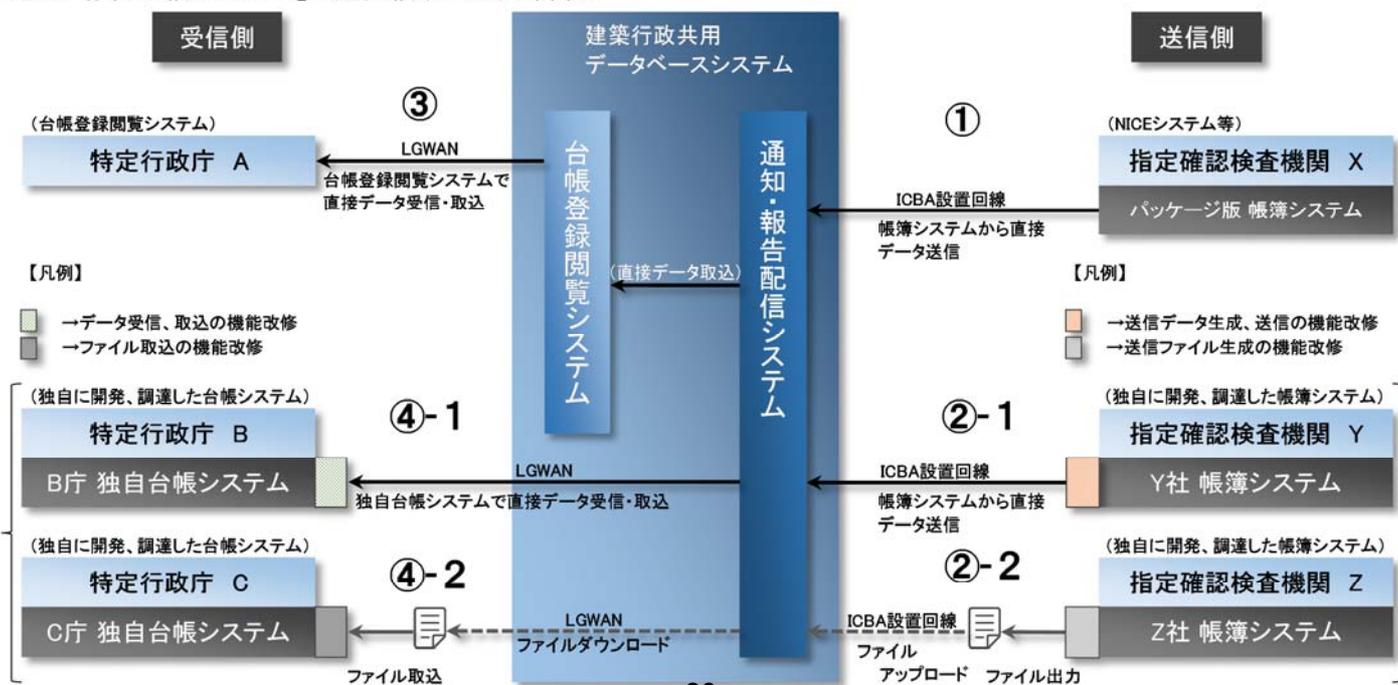
➤ 当説明会では、①通知・報告配信システムで送受信する方法を前提に説明します。

通知・報告配信システムによる送受信方法(詳細)

通知・報告配信システムによる送受信方法(詳細)

通知・報告配信システムを介して送受信する方法は、下図のとおり送信側、受信側共、3通りずつあります。

「通知・報告配信システム」で送受信する方法(詳細)



電子報告の送信方法

電子報告には2種類の運用方法があります。

①データ本位型

オンラインによるデータ送受信のみで報告を完結する方法

②郵送本位型

従来どおり郵送で報告を行いつつ一部データ送信を行う方法
※用紙が正となります

例) 確認審査報告書(建築物)における送信方法

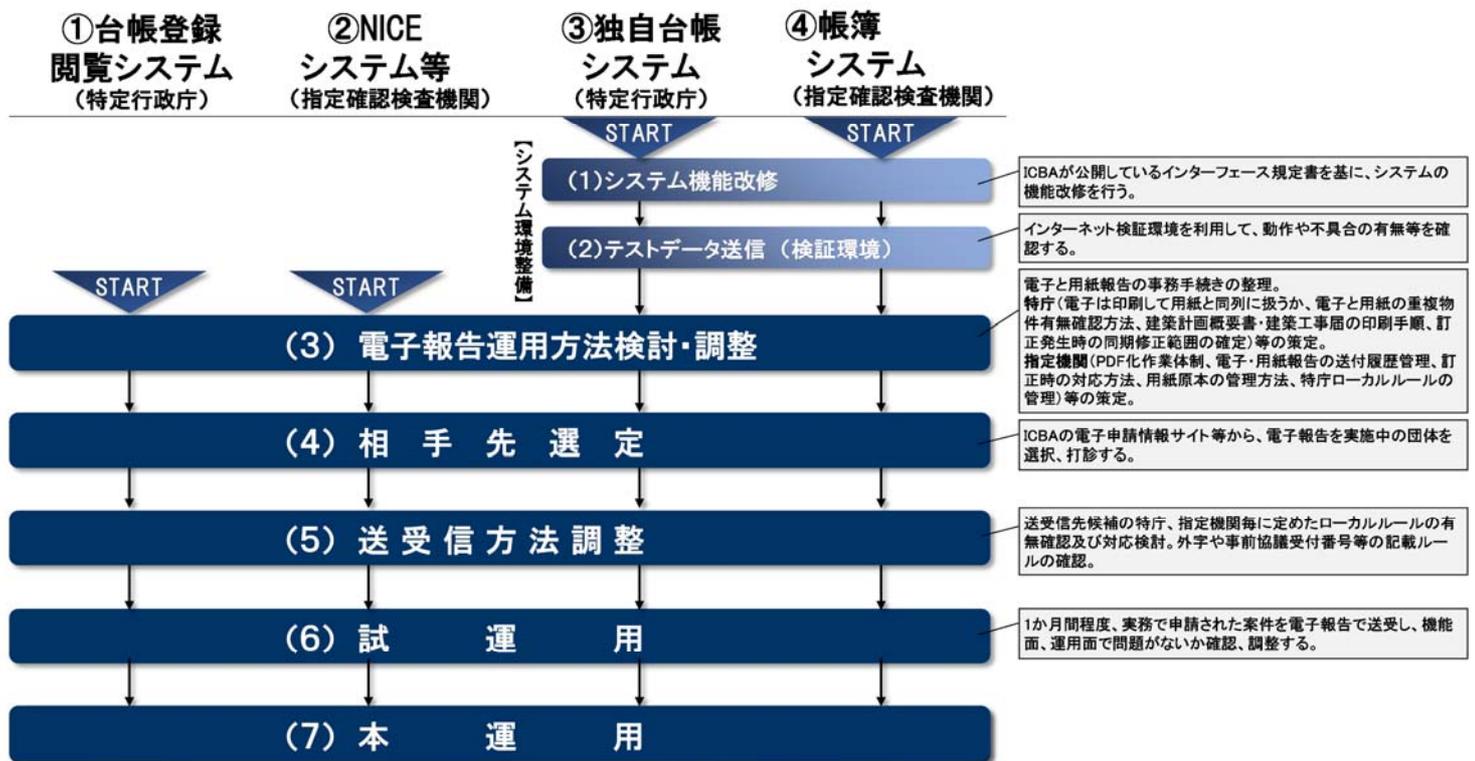
文書・書類名	データ形式	①データ本位型				②郵送本位	
		データ本位 (完全)		データ本位		データ送信	用紙送付
		データ送信	用紙送付	データ送信	用紙送付		
表紙 (16号様式)	文字データ (XML)	○	-	○	-	○	○
建築計画概要書	文字データ (XML)	○	-	○	-	○	-
	第一・二面						
	第一・二・三面	○	-	○	○	-	○
確認申請書 第四・五面・六面	文字データ (XML)	△	-	△	-	-	-
	スキャンデータ (PDF)	△	-	△	-	-	○
チェックリスト	スキャンデータ (PDF)	○	-	○	-	-	○
構造計算適判結果通知	スキャンデータ (PDF)	○	-	○	-	-	○
建築工事届	スキャンデータ (PDF)	○	-	○	○	-	○

○送信、送付 △文字データ or スキャンデータのいずれか送信。(PDF)はTIFF、JPGを含む画像データ

電子報告実施までの運用フロー

電子報告実施までの運用フロー

電子報告を実施するまでの一般的な流れは、下図のとおりです。



電子報告関連情報

- **電子報告関連資料**(ICBAサイト)

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/#a07>

- ・電子報告実施団体一覧
- ・JCBA電子報告ガイドライン
- ・インターネット検証環境によるテスト送信の実施手順

- **電子報告連携仕様**(ICBAサイト)

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo.html>

自社システムを通知・報告配信システムに接続するためのインターフェース規定書や、送信用サンプルファイル等を公開しています。

資料編

建築確認電子申請・電子報告に係る説明会の実施等に関するアンケート
結 果 報 告

目 的：①電子申請又は電子報告を実施しようとする団体向け説明会の内容等の検討
②電子申請又は電子報告の現場で生じている課題等の収集

実施期間：令和4年6月27日～7月8日

調査対象：581 団体（特定行政庁 451、指定確認検査機関 130）

回答総数：456 団体（特定行政庁 371、指定確認検査機関 85）

目 次：

1. 説明会参加意向	2
2. 電子申請について	
（1）説明会に盛り込むべき事項	2
（2）電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題	2
（3）電子申請受付中の団体における運用上の課題	3
（4）運用細目の現況	3
①電子申請可能な建築物の規模等の条件	
②本申請受付において申請書第一面の「申請日」が空欄等の場合の再提出要否	
③確認済証等以外の文書の電子交付	
④標準的な副本の交付方法	
⑤電子申請における手数料への加算	
⑥図書の15年保存の方法	
3. 電子報告について	
（1）運用上の課題	4
①特定行政庁	
②指定確認検査機関	
（2）I C B Aの電子報告用システムに対する要望	5
4. 電子申請・電子報告に係る質疑	6
別紙1 都道府県別参加希望団体数と説明会開催計画	7
別紙2 意見一覧	
①電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項...	8
②電子申請受付中の団体における運用上の課題	19
③電子報告の課題	20
別紙3 アンケート依頼文書	25

1. 説明会参加意向【設問 2-1】

区分	希望する	希望しない	無回答	計
特定行政庁	260	110	1	371
指定確認検査機関	58	18	9	85
計	318	128	10	456

詳細は別紙 1「都道府県別参加希望団体数と説明会開催計画」参照

参加を希望しない主な理由【設問 2-1】

区分	理由
特定行政庁	<ul style="list-style-type: none"> ・申請件数が少ないため ・電子申請の要望がないため ・全庁的な統一方針を検討中のため ・県の方針に合わせるため ・他団体の開始を待ちたいため ・建築確認の電子化は適さないため ・電子化のメリットが少ないため ・電子化未定のため ・セキュリティや技術的課題で電子化困難なため ・体制整備が困難なため ・担当職員が少ないため・業務多忙のため ・出張旅費がないため ・新型コロナウイルス感染症のリスク
指定確認検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ・申請件数が少ないため ・他団体の開始を待ちたいため ・体制整備が困難なため ・電子化のメリットが少ないため ・電子化未定のため ・既に情報収集済みのため

2. 電子申請について

(1) 説明会に盛り込むべき事項【設問 2-2】（詳細は別紙 2「意見一覧」参照）

- ・電子申請に係る法令やガイドラインの解説
- ・モニタによる審査方法
- ・消防との連携
- ・システムの導入手順・費用
- ・行政庁の先進事例

(2) 電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題【設問 2-2】

（詳細は別紙 2「意見一覧」参照）

- ・手数料の納付方法
- ・モニタによる審査
- ・システムの知見がある者がいない
- ・消防同意時、用紙印刷しなければならない
- ・浄化槽法定検査申込書の原本提出
- ・LGWAN 経由でインターネットに接続すると、動作が遅くなる
- ・電子申請開始に必要な業務規程以外の規程作成に係る各指定確認検査機関の過重な負担
- ・システム運用費が負担

(3) 電子申請受付中の団体における運用上の課題【設問 3-7】

(詳細は別紙2「意見一覧」参照)

- ・デジタル化に馴染まない特定行政庁の事前協議済書類の原本提出要求
- ・電子申請物件の消防同意依頼に係る各消防本部からの要求内容のばらつき
- ・書面申請と電子申請の混在による業務煩雑化
- ・特定行政庁におけるオンライン手数料納付方法の確立
- ・制度上電子署名が必要なため、処分通知(確認済証以外)の電子交付が困難
- ・書面での審査と比較し、ディスプレイ上での審査の所要時間増・見落としリスク増
- ・ディスプレイ上での審査に対応できないことによる印刷手間の増大
- ・確認済証の手渡しによる申請者の移動負担、郵送による審査側の郵送費負担
- ・LGWAN系PCを通常業務で使用している場合の設計図書データのダウンロードの遅さ
- ・電子申請の提出書類の一部を書面提出することが認められなくなったことにより発生している、申請者側の大量のPDF化作業の負担(施工結果報告書等)
- ・電子申請の提出書類の一部を書面提出することが認められなくなったことにより、検査時の写真を書面で追加提出する物件が写真を電子化して対応するのではなく書面申請を選択する方向に逆戻り

(4) 運用細目の現況

【設問 1-1】で「電子申請実施中」と回答した特定行政庁 1、指定確認検査機関 40、計 41 について

①電子申請可能な建築物の規模等の条件【設問 3-1】

区分	条件なし	4号等	その他	無回答	計
特定行政庁	1	0	0	0	1
指定確認検査機関	17	19	4	0	40
計	18	19	4	0	41

- ・その他の具体的回答
中高層建築物を除く
提出図面のサイズがA3版まで
延べ面積 500 m²以下で構造適判及び省エネ適判物件を除く

②本申請受付において申請書第一面の「申請日」が空欄等の場合の再提出要否【設問 3-2】

区分	再提出要求有り	再提出要求無し	その他	無回答	計
特定行政庁	0	0	1	0	1
指定確認検査機関	19	16	5	0	40
計	19	16	6	0	41

- ・その他の具体的回答
事前審査を行わないため申請日と受付日が異なることはない
申請日は空欄とするよう求めている

③確認済証等以外の文書の電子交付【設問 3-3】

区分	電子交付有り	電子交付無し	無回答	計
特定行政庁	0	1	0	1
指定確認検査機関	6	34	0	40
計	6	35	0	41

- ・電子交付文書の具体的内容
確認申請引受承諾書、中間・完了検査引受証、仮使用認定引受承諾書、補正通知書、決定できない旨の通知書、適合しない旨の通知書、交付できない旨の通知書、

施行規則別記第 15 号の 2・第 15 号の 3 による通知書、
仮使用認定における適合しないと認める旨の通知書、請求書（振込依頼書）

④標準的な副本の交付方法【設問 3-4】

区分	電子交付	書面交付	無回答	計
特定行政庁	1	0	0	1
指定確認検査機関	36	3	1	40
計	37	3	0	41

⑤電子申請における手数料への加算【設問 3-5】

区分	設定有り	設定無し	無回答	計
特定行政庁	0	1	0	1
指定確認検査機関	11	29	0	40
計	11	30	0	41

・加算の主な例

消防用図面印刷料、副本の印刷・CD-ROM 交付料（手数料に加算する機関と手数料とは別に課税対象サービスとして設定する機関がある）

⑥図書の 15 年保存の方法【設問 3-6】

区分	アクセス権限・アクセスログ・バックアップ	タイムスタンプ	ハッシュ値を PDF に格納	書面	不明・無回答	計
特定行政庁	1	0	0	0	0	1
指定確認検査機関	29	4	1	4	2	40
計	30	4	1	4	2	41

3. 電子報告について【設問 4-1】（詳細は別紙 2「意見一覧」参照）

(1) 運用上の課題

①特定行政庁

- ・電子報告の内容（概要書第三面見取図・配置図の有無等）の不統一
- ・電子報告のファイルフォーマット（申請書第四面が PDF かテキストか）の不統一
- ・全角・半角などの指定確認検査機関における入力ルールの不統一
- ・指定確認検査機関における確認引受通知提出有無が不統一
- ・内部処理（内容チェック、決裁、保存）のための印刷が負担
- ・誤字等の不備事項の修正ルールが未整理
- ・関係部門（都市計画法・下水道法・景観法・土地区画整理法）への情報提供
- ・建築工事届を県に送付するための印刷手間（建築主事経由の制度見直し希望）
- ・ディスプレイでのチェックでは報告書と添付書類（概要書）の突合や誤記発見が困難

②指定確認検査機関

- ・建築計画概要書と建築工事届を PDF 化して電子報告した場合の原本性の法的整理
- ・電子報告で必要な入力データが多すぎる
- ・電子報告を申し入れた際に特定行政庁がそれを拒むことができる現行制度の見直し
- ・提出書類や提出方法（書面別送要否）の行政庁別ローカルルールによる対応の煩雑化
- ・電子報告用システムの開発費・法改正対応費負担（補助制度を希望）
- ・特定行政庁からの法に基づかない統計報告や定期報告対象物件に関するアンケート依頼への対応が負担。電子報告の実施でアンケートへの回答を不要とすることを希望

(2) ICBAの電子報告用システムに対する要望

- ・指定確認検査機関から限定特定行政庁を「経由」して県に送れる機能
- ・入力ルールが不統一なので、複数物件を一括して変更できる機能
- ・電子報告が到着した場合、不受理処理した場合の通知メール機能
- ・電子報告におけるPDFのうち、建築計画概要書のみを概要書閲覧機能で表示する機能
- ・付近見取図・配置図データの解像度を書面と同程度に扱うための送信ファイル容量増
- ・特定行政庁からの指示等により修正した物件の再送機能
- ・受信したデータをダウンロード後の再ダウンロード機能（ダウンロードの最中にネットワークエラーが発生すると、指定確認検査機関に再送を依頼するしかない状況）
- ・変更届・取下げ届等を受信した特定行政庁で「変更」「取下げ」等が反映する機能

4. 電子申請・電子報告に関する質疑 【設問 2-2】、【設問 4-1】

No.	区分	質疑
1	電子申請	消防同意依頼のための書面提出を求めることは許容されるか。
2	〃	浄化槽の設置が必要な物件の場合、浄化槽法定検査申込書の原本を関係部署へ送付することになっているが、電子申請物件においても引き続き原本送付が必要か。
3	〃	書面申請と比較した場合の電子申請における審査方法の違いは。
4	〃	施行規則第 11 条の 3 第 1 項に基づく建築計画概要書の電子閲覧について、同項「電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等」に、共用データベースその他建築確認関係システムは含まれるか、それとも別途専用機器が必要か。
5	〃	審査・検査の便宜のための印刷コストがネックになると思われるが、電子申請でこれを効率的に実施する方法や審査側のメリットを教示されたい。
6	〃	行政の印影画像を確認済証の電子ファイルに貼り付けた場合、それをプリンターからカラー印刷した書面はそのまま確認済証として交付可能か。
7	〃	電子申請と地図情報システムとの関連付けは。
8	〃	電子申請受付システム廉価版を導入する際に必要な初期費用及び年間利用費はいくらか。補助制度はあるか。
9	〃	電子申請受付システムの管理上、15 年の保存期間が終了すると自動的にデータは廃棄されるのか。
10	〃	電子申請受付システムのデータは、法 12 条 8 項に係る台帳として扱えるか。
11	〃	建築計画概要書のインターネット閲覧において、建築主の印影や検査員の個人名が文書に存在した場合、それらは閲覧に供すべき情報となるのか。黒塗りした場合は建築基準法に抵触するか。
12	〃	L G W A N 環境から電子申請システムに直接アクセスし、電子申請されたデータをダウンロードすることは可能か（インターネット環境から L G W A N 環境にデータを取り込む際、無害化処理されるためファイルが壊れることがあるため）。
13	〃	今後、国交省や ICBA が新たなシステムの開発又は現システムの更新等を行い、各行政庁でも利用できるようなシステムを構築する考えはあるか。（行政庁、消防署、指定確認検査機関が同一のシステムを利用すれば相互連携が取りやすい。）
14	〃	特定行政庁の指導により、電子申請であっても都計法規則第 60 条に基づく証明書の書面原本の提出を申請者に求めているが、このような場合でも電子データと紙の混在による申請は不可か。
15	電子報告	I C T 部会の電子報告ガイドラインでは、変更届などがあった場合は「用紙による」となっているが、電子により行う方法はできないか。
16	〃	電子報告により PDF で受信したものを、書面印刷して保存しても法的に問題ないか。
17	〃	電子報告により PDF で受信したものについて、補正により一部ページを差し替えても原本性確保の上で問題ないか。
18	〃	電子報告を受け入れる場合、内容チェックはディスプレイで行い、決裁も電子のまま行う必要があるのか。
19	〃	エクセルファイルでの電子報告はできないのか。
20	〃	電子報告を共用データベースの通知・報告配信システムを使って実施する場合、通知・報告配信システムの利用料は。

※上記質問の回答は、QA管理システムに掲載します。

URL <https://www.icba-info.jp/eappqa/home/login> (ID=icba,PW=abci)

別紙1 都道府県別参加希望団体数と説明会開催計画

※別途、WEB形式説明会(定員90名)も実施する

No	区域	アンケート回答						対面形式説明会				
		回答数			参加希望			区域別 参加希望 団体計	説明会場	定員	参加見込 参加希望団体 ×対面説明の 出席率50%×各 1.5名	判定 (定員>参 加見込)
		特庁	指定 機関	計	特庁	指定 機関	計					
1	北海道	38	4	42	24	1	25	25団体	札幌	24名	19名	OK
2	青森県	3	2	5	3		3	20団体	仙台	25名	15名	OK
3	岩手県	7	1	8	4	1	5					
4	宮城県	5	1	6	3		3					
5	秋田県	5	2	7	3	2	5					
6	山形県	5		5	4		4	7団体	福島	27名	5名	OK
7	福島県	6	2	8	6	1	7					
8	茨城県	10	2	12	6	2	8	21団体	水戸	28名	16名	OK
9	栃木県	8		8	6		6					
10	群馬県	10	1	11	6	1	7					
11	埼玉県	35	2	37	22	1	23	89団体	東京 (3回)	90名	67名	OK
12	千葉県	19	2	21	15	1	16					
13	東京都	30	19	49	25	16	41					
14	神奈川県	10	5	15	7	2	9					
15	新潟県	6		6	5		5	13団体	金沢	33名	10名	OK
16	富山県	2	1	3	2	1	3					
17	石川県	4	1	5	3		3					
18	福井県	2	1	3	1	1	2	11団体	長野	27名	8名	OK
19	山梨県	2	2	4	2	2	4					
20	長野県	8	1	9	7		7					
21	岐阜県	6	1	7	3	1	4	27団体	名古屋	24名	20名	OK
22	静岡県	13	1	14	9		9					
23	愛知県	14	3	17	6	2	8					
24	三重県	7	1	8	5	1	6					
25	滋賀県	7	2	9	6	2	8	39団体	大阪	29名	29名	OK
26	京都府	1	2	3	1	2	3					
27	大阪府	15	8	23	12	6	18					
28	兵庫県	11	1	12	6	1	7					
29	奈良県	1		1	1		1					
30	和歌山県	2	1	3	1	1	2					
31	鳥取県	4	1	5	3		3	26団体	広島	33名	20名	OK
32	島根県	7	1	8	4	1	5					
33	岡山県	7		7	5		5					
34	広島県	8	3	11	6	2	8					
35	山口県	10		10	5		5					
36	徳島県	1	1	2				7団体	高松	32名	5名	OK
37	香川県	2	1	3	2	1	3					
38	愛媛県	5	1	6	1	1	2					
39	高知県	2		2	2		2					
40	福岡県	4	1	5	4	1	5	27団体	福岡	32名	20名	OK
41	佐賀県	1		1	1		1					
42	長崎県	5	1	6	2	1	3					
43	熊本県	4	2	6	4		4					
44	大分県	6	1	7	6	1	7					
45	宮崎県	4		4	4		4					
46	鹿児島県	3	2	5	2	1	3					
47	沖縄県	6	1	7	5	1	6	6団体	那覇	28名	5名	OK
合計		371	85	456	260	58	318	318団体		432名	255名	

別紙2 意見一覧 ※「特になし」等の記載は省略。事務局にて一部修正した箇所あり。

①電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項【設問2-2】

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
1	特庁	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請導入に伴う手数料の額の考え方・改正の是非（オンライン決済事務手数料や印刷手間等の加算の是非） 手数料の納付方法（納付書払い・クレジットカード等の多様な決済手段の整備） 電子と書面の両方を求めることは可能か（消防同意用の図書等、特に書面での提出を求めたいものの指定をすることの是非） 行政庁における先進事例の紹介 本人確認の手法（申請者又は代理人） 申請者とデータ共有するサーバのセキュリティについて 電磁的記録の管理（サーバの設置場所（独自確保か外部確保か）・処分時点の情報を保つ方法）
2	〃	<ul style="list-style-type: none"> 課題 電子納付方法 課題 紙媒体と電子媒体での審査方法の違いについて
3	〃	<ul style="list-style-type: none"> 手数料の受領について 導入費用（システム契約料、サーバー、タブレット等）
4	〃	<ul style="list-style-type: none"> 新たなシステムの導入に伴う予算の確保 手数料の電子納付への対応等 電子上での審査方法（図面を印刷しないで審査可能かなど）
5	〃	<ul style="list-style-type: none"> 特に、セキュリティなどシステムを維持することに関して課題、またシステム構築のコスト負担が減ったとありますが、それ以外のことでコストアップや業務がより複雑にならないかなど、懸念事項が多いこと。
6	〃	<ul style="list-style-type: none"> 独自フォーマットの構築が必要となるが、費用対効果等を考えると難しく思える。
7	〃	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な電子申請を導入する場合のシステムやセキュリティ、機材の必要要件が不明確であり、検討を進めることが難しい。 電子申請の実現にあたって、データ収受や手数料の電子納付など、システムの改修などに予算措置が必要な場合も想定され、建築部署単独では解決できない問題も多く、庁内での合意形成に多大な労力を必要とする。
8	〃	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則第11条の3において「特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される時は・・・」とあるが、「電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等」に建築行政共用データベースシステムやその他の申請システムが含まれるのか？（例示がないため、データを保存するためのHDD等の確保が必要となるのではと考えている。） 消防同意が必要な物件の場合、各消防本部によって対応が異なるため、導入にネックになっている。 浄化槽の設置が必要な物件の場合、浄化槽法定検査申込書の原本を関係部署へ送付することになっており、電子申請になった場合でも原本が必要となるのか、協議が必要である。
9	〃	<ul style="list-style-type: none"> 紙ベースの書類と比較した際の電子データによる審査の効率性、検査時のためや審査のやりやすさのために結局書類を紙で印刷する場合の印刷の手間や費用がネックになると考えるため、電子申請の審査の効率的なやり方や審査側のメリットをご教示いただきたい。 説明会に関しては、コロナ対策のため、リモートでも参加できるよう配慮していただきたい。
10	〃	<ul style="list-style-type: none"> 審査する際PC上で審査することになると思うが、今のノートパソコンでの審査は難しいと思う。また、入金方法や都市計画法関連の経由印等検討が必要となる。
11	〃	<ul style="list-style-type: none"> 確認申請の電子データ審査において、必要なディスプレイの大きさが分からない。 電子データ審査において、紙ベースと同様に図面へ書き込み等ができるか分からない。
12	〃	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請にかかる法令やガイドラインの解釈がわからない。 電子申請システムの導入と運営にかかる経費の概算。 手数料の徴収方法にかかる市条例の改正。 庁内の情報システム担当部局との調整。
13	〃	<ul style="list-style-type: none"> 導入コスト 現在利用しているシステムとの兼ね合い

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
14	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告電子化の説明を希望 ・電子と紙による報告が混在してしまうと、いずれかの事務処理に合わせるためにかえって業務量が増えてしまう可能性がある。(スキャンや印刷する手間が増えてしまう等) ・閲覧制度があったり、報告状況に応じて各種通知を送付したりする性質上、電子と紙それぞれで管理することが難しい。
15	特庁	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティについて ・消防部局との連携について ・行政の電子印の取扱いについて
16	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・特定行政庁の審査件数が減少する現在、電子申請受付の費用対効果(初期コスト、運用コスト)に疑問が残る。
17	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入に係る条件や負担額のほか、手数料の納入方法等について御教示いただきたい。
18	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の納入方法 ・手数料納入確認と受付日の整合 ・電子申請受付開始する時点で必要な環境(メール受信の容量や添付ファイルの制限など)
19	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・確認申請件数が減少している中で、電子での運用にあたり、新たなシステム導入にかかる費用の確保がネックである。
20	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・導入にあたり、LGWAN系PCを使用しているため設計図書データのダウンロードに時間がかかること、モニターで複数の図面を同時に見ながらの審査に時間がかかること及び審査ミスのおそれがあること、手数料の納付方法の検討(現在会計窓口での現金納付のみ)が課題として考えられます。
21	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・各職員のPCにインターネット環境が備わっていないことや手数料の納付方法など、現時点では導入を検討中である
22	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・初期費用や維持管理費用、どのような準備が必要なのかを知りたい。 ・どのようなメリットやデメリットがあるのかを知りたい。
23	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請となった際に、図面等のチェックをパソコン上で行うことが非効率と感ずるため、チェック時の工夫があればご教示願いたい。
24	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・当該電子申請及び報告の対象が把握できていないこと ・導入に当たっての行政庁側及び申請者側で対応すべきことの知見がないこと ・導入に当たり、何が必要であり、それに伴いどの程度の予算措置が必要なのか不明確であること
25	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・受付時の手数料の決裁方法について
26	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請及び電子報告の両方について、大画面モニター等の設備機器がないため審査自体が困難であって、審査側のメリットが乏しい。
27	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年に指定確認検査機関向けのガイドラインについて第3版として改訂があったが、特定行政庁向けとしてのガイドラインが示されていないため、根拠法令がデジタル手続法によるものかどうかなどの解釈が難しい。 ・令和3年2月1日付で通知のあった国住指第3661号建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)に「確認済証の交付は書面にて行うことと」あるため、手渡し交付による来庁手間や郵送交付による郵送費用負担などがネックとなっている。
28	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・導入までの流れ ・申請受付の事務の流れ ・導入費用
29	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・費用や導入を検討する人員不足。
30	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認電子申請受付実施に向けた説明会希望 ・導入コストの確保
31	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省による電子申請受付システム廉価版は、インターネット回線の利用が前提であり、特定行政庁内部の情報部門が考える情報セキュリティポリシーに適合させることが困難である。そのため、特定行政庁において、上記のシステムを利用して電子申請を導入した事例はまだ無いものと考えているが、事例が存在する場合は、どのようにセキュリティ上の課題を克服したかについてご教授願います。なお、本市においては、すでに全庁的に導入済みの、LGWAN回線で利用可能な、汎用的な電子申請システムを利用して、確認申請等の電子申請を行うよう検討しているところです。
32	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・導入費用やシステムの永続性に疑義がある。日本統一のシステムということであれば国の方で用意するなど検討してほしい。

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
33	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・データ受信容量の拡充が必要になる他、審査をする上では出力する手間がかかること。 ・公文書として、確認申請データを保存するか否かの判断について。
34	特庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ICBAのDBの台帳登録閲覧システムを契約せず、独自で建築確認台帳を運用しているため、更なる費用負担がかかるのではないか？ ・電子証明書の発行についても契約等が必要か？ ・電子申請で受付でも図面等の手直しが多ければ、事前確認を行い従来通りの申請と変わらないのではないか。また、当市に提出される件数が少ないことから膨大な費用を導入しシステム運用するメリットがあるか。
35	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内システム利用の体制が整っていない。 ・費用効果の面でネックとなっている。
36	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・行政内部の企画や財政部門を納得させるための費用対効果やメリットデメリットの情報不足。 ・情報システム関係の知識不足。 ・必要経費の捻出。国等による財政支援。
37	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での特定（限定）行政庁での導入事例がない。 ・建築確認申請件数が少ないため、費用対効果が不明。
38	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・消防同意は電子化されないとと思われるが、どの様な想定をされているのでしょうか。 ・電子申請、電子報告の運用の先に電子台帳システムがデフォルトとなる事も想定されているのでしょうか。そうであれば、その分のコストも検討が必要になりそうです。
39	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請の提出先の9割以上が民間検査機関になっていることから、導入のメリットはない。
40	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請に係る具体的な実施の手順等 ・現行の「建築行政共用データベースシステム」で対応可能なのか ・運用にあたり、別途費用が発生するのか ・電子申請された場合に、保管するデータが増大することが考えられるが、データ量はどの程度なのか。（4号建築物とそれ以外）
41	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きの電子化に関する基礎知識が不足しているため、基本的な考え方や導入時に必要となる事項の一覧、導入に向けた注意事項等検索できるプラットフォームの構築をしてもらいたい。
42	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な手順書（特定行政庁側・指定確認検査機関側）を作成することが必要であると考えている。 ・報告書の決裁方法の確立が難しい ・ICT部会の電子報告ガイドラインでは、変更届などがあった場合は「用紙による」となっているが、電子により行う方法はできないか。 ・県内特定行政庁との統一的運用の確立が難しい（独自システムを利用している行政庁がある等）
43	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の徴収方法について検討が必要（現在、窓口現金のみ） ・データの送受信に容量制限がある ・モニター等、審査環境の整備が必要 ・確認申請審査、決裁及び検査時は紙の方が見やすい（職員が電子化に対応できなければ印刷する手間が増える） ・データ保存場所の容量の確保が必要 <p>【電子報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データを修正するより紙を見ながら新たに入力の方が早く処理できる
44	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請のシステムの詳細内容及びハード・ソフト機器の予算額 ・電子報告に伴うデータの処理方法（決裁者・関係課への閲覧方法）
45	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・ITリテラシーが必要であり、ITインフラの整備ができていないことが懸念される
46	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・当市では、手数料について振込等に対応していないことに加え、申請データの保存するための容量がないため法令の前に調整が必要である。 ・審査にあたり、課内で順々に審査を行い、確認事項を図面等に追記していることに加え、複数の図面を同時に見比べながら行うため、紙ベースの方が確認しやすいことから、事前申請だけは、紙ベースとの考え方はできるのか。また、電子申請を行っている団体さんの審査方法等があればご教授願いたい。
47	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・導入維持管理に伴う予算 ・手数料の納入方法 ・データの管理方法 ・決裁方法

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
48	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子化に伴う必要なシステム、予算について ・申請手数料の一般的な納付方法と納付確認方法について ・地図情報システムとの関連付等について
49	特庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ネックとなっている部分として、システム使用料及びシステム構築費用（電子決裁を含む）の捻出があります。
50	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料が電子納入に対応できていない。 ・システム上で、確認済証番号が「第〇〇〇〇号」となるが、一部の機関では番号が「〇〇第〇〇号」となるため「第」の位置が異ってしまう場合がある。 ・地名地番の表示方法が統一できず、検索に支障が出る。
51	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・データ容量 ・修正がある場合の対応の仕方 ・検索に影響があるため文字入力の指定（半角、全角等）が可能か ・報告書に対する閲覧者への対応 ・決裁方法（実務でどのように運用すべきか）
52	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・導入費用・各インフラ整備について。 ・システム導入することでの費用対効果。 ・各地方公共団体の導入システムの統一性について。 ・全国・地域別・地方公共団体別・指定検査機関別などの電子システムの導入状況を把握したい。
53	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入の仕様 ・機器導入等の環境整備（具体的な機器の配備状況） ・消防同意の連携方法 ・手数料の徴収方法 ・運用開始している自治体の状況 ・段階的に運用拡大している場合の内容 ・運用開始後の改善点や課題など
54	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・当自治体は年間 3000 件以上の確認申請があり（指定機関分含む）を受けており、電子と紙が併用された場合に二重の処理が必要となるため、電子化による効率化の具体的な効果が不明です。現在電子申請等を行っている特定行政庁及び指定確認検査機関の実情を教えてください。 ・電子申請や、電子報告を受ければ終わりではなく、その後の国や都からの調査等のため、集計システムが必要であったり、建築基準法だけでなく、長期優良住宅認定申請や、認定低炭素住宅申請、区条例の受付事務など確認申請のみの電子化は非効率となります。行政は指定検査機関とは状況が異なるため、保守管理が複雑、複数の契約など、事務の煩雑化及びコストが嵩む可能性もあります。電子申請等を導入されている特定行政庁の具体的な事例があればご教示ください。 ・電子申請システムと紙申請ではどの程度の職員の業務減になるのでしょうか？データ入力等が紙申請と同様に必要だったり、データの汎用性の問題から、職員の入力が必要な状況があるのでしょうか？ ・電子申請で用いるファイルの統一性や汎用性は長期定運用を考えると最大の問題となるが、肝心のその部分が定められておらず、各行政、団体、機関によってことなるフォーマットの使用は電子化を推進するうえで一番の課題と考えるがいかがか？
55	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子報告実施にあたり、当区のシェアの大きい指定確認検査機関が利用をしてくれるか。 ・当自治体独自の台帳システムとの連携が可能か（電子報告に入力済みの情報（建築主・地名地番・面積などを、手入力せずに台帳に取り込みたい））。 ・電子報告により PDF で受信したものを、書面印刷して保存しても法的に問題ないか。
56	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請にあたり、都市計画法第 53 条第 1 項の許可や都市計画法第 58 条の 2 の届出等も必要になるケースが多いため、確認申請だけではなく、連動する他の手続きもすべて電子申請で対応できるようにする必要がある。
57	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請導入については、当区への確認申請等の件数が少なくなり、手数料も見込めない現状で、システム導入および維持のコストがネックとなります。イニシャル・ランニングコストを定額制ではなく、従量制にできないでしょうか？（全国の特定行政庁がまとまればなんとかなりそうですが。）
58	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法との整合や電子申請での解釈が釈然としない。 ・電子決裁を導入した際の手数料徴収のメリット・デメリット ・既に導入している行政や指定機関の成功及び失敗事例

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
59	特庁	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システムの予算計上をする上で具体的な費用対効果を示す必要がある。その中でも費用面がかなりネックになっており、導入費用はかなり高額になる見込み。 導入するにあたって人員の削減や業務がどのぐらい最適化されるのか等、具体的根拠を示すことも大きな障壁の一つとなっている。
60	〃	<ul style="list-style-type: none"> 導入にあたり、費用負担、審査環境（ディスプレイ・アプリケーションソフト等）の整備、当自治体のセキュリティシステムとの相性について把握できればと考えています。
61	〃	<ul style="list-style-type: none"> 新規に電子申請対応を進めるにあたり必要なシステム環境整備に係るコスト及び人員体制の確保に課題があると考えています。
62	〃	<ul style="list-style-type: none"> 電子上での審査、決裁方法、手数料の徴収方法等が導入のネックとなっている。
63	〃	<ul style="list-style-type: none"> 図面等の電子上の送受信についてですが、データが重いことが予想され、送受信及びデータ保管が可能な環境ではありません。他の自治体がどのような方法（例 クラウドを活用など）をしているか、ご教授していただくと参考になります。
64	〃	<ul style="list-style-type: none"> 当県では、確認申請等の受付等を各市町村にお願いしており、消防同意など書類の経由が伴うため、電子での運用に踏み切れないでいます。他特定行政庁でも同じ状況が見受けられますが、そうした状況から電子申請に移行した事例（具体的にどう行ったか）を紹介してもらいたい。 電子申請と手数料納付をどのように紐づけて行うことが可能か確認したい。（手数料の納付方法も含め確認したい。） システムの導入、運用費用が高いと聞いているため費用対効果が出るのかわからない。また、費用について詳しく聞いてみたい。 申請書および設計図書を印刷せずに審査する具体的な方法を教えていただきたい（大規模な建物は図面も多く対応が困難と思われるため）。
65	〃	<ul style="list-style-type: none"> 受理日はいつとするか（システムで受信した日、手数料が納付された日、これらが閉庁日の場合）。
66	〃	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認の収入は少なく、省エネ等による審査の多様化により、人件費がかかり、これ以上の費用負担はできない。
67	〃	<ul style="list-style-type: none"> 導入費用に見合った数の電子申請があるのか不安。 モニター上での審査をどのように行うのか？ 使い易い審査システムを導入したいが、開発は行っている？ 担当課としては導入を進めたいが、財政的に却下される可能性がある。 半ば強制的にシステムを導入するよう国から指示していただくと助かる
68	〃	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティの問題。 データの保存方法。 上記が定まらないと導入費と運用費がわからない。
69	〃	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請受付システム廉価版を導入する際に必要な初期費用及び年間利用費はいくらか。また、令和4年度以降に導入する場合でも、費用の一部の支援を受けることは可能か。 電子申請受付システムの管理上、15年の保存期間が終了すると自動的にデータは廃棄されるのか。 電子申請受付システムのデータは、法第12条第8項に係る台帳として扱うのか。 電子申請ガイドラインでは、申請受付日は、確認検査の業務の開始（{形式要件審査の開始}）とのことだが、手数料の納付確認方法はどうするのか。納付確認ができない場合には申請受付しなくてもよいか。受付したことを申請者へ通知する必要があるか。 図面の差替えはどのように行うのか。（修正した図面のみでよいか）
70	〃	<ul style="list-style-type: none"> 消防同意が必要な確認申請について、特定行政庁で電子申請が可能であっても、消防が電子申請未対応の場合、紙媒体での提出が必要となり、電子と紙が混在することになる。
71	〃	<ul style="list-style-type: none"> 独自のシステム（PASCO）を使用しているため、電子対応等の改修に多額の費用が掛かることなど。
72	〃	<ul style="list-style-type: none"> ICBAのシステムを利用するには、セキュリティの問題の解決が必要。 データ保管のコストがかかる。 市町村、消防等の経由の方法、手数料の納入方法の検討が必要。 審査時に印刷することになると手間と印刷代がかかる。 審査を画面上で行うにはモニター等の整備が必要。 行政への申請が減少し、四号特例の廃止（縮小）が予定される中で、上記の課題はより難しくなっている。 既に運用されている審査機関の実施状況等紹介いただきたい。

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
73	特庁	<ul style="list-style-type: none"> ・当課で現在使用中のシステムは、長期優良住宅認定、低炭素認定、建築物省エネ法など、建築基準法以外の台帳を確認申請とリンクして管理している。同様に建築基準法以外の申請は、台帳入力可能ですか？ ・新システムに移行するにあたり、既存システムのデータが移行できるか不明であるため、教えていただきたい。 ・当市はネットワークのセキュリティの関係で、自席PCは外部ネットワークに接続できません。この場合でも新システムは使用できますか？
74	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコスト（ハード、ソフト）、ランニングコストはどのくらいか。 ・電子申請の審査は、紙申請の審査に比べて人的な負担等が増加しないか。
75	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料納付、文書管理、専決代決などの関係規定の整理及び会計・情報部局との調整（限特につきマンパワー不足） ・イニシャル及びランニングコストがどの程度かかるのか教えていただきたい。 ・これまでは押印等により確認してきた委任者の意思確認の方法についてどのように対応すべきかご教示いただきたい。 ・受付時及び審査・受理不受理に関して書面の場合とは異なる部分があるのかご教示いただきたい。
76	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・消防同意の依頼方法。
77	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の確保。（本人確認等による、申請者との確実なオンライン申請方法の確保。） ・システム構築費用及び維持管理費用の費用対効果。 ・電子データの保管方法のルールづくり。 ・電子データ保管となった場合のサーバー量への負荷。 ・大容量ファイルを送受信するシステム未導入。
78	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請受付への必要な情報環境が不明で費用対効果が分からない。
79	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・図面の確認等をPC画面上で行うことについて、実務上円滑に確認することが可能であるかを電子での運用を実施している機関に伺いたいです。
80	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入、維持費のコストが発生し、財政的に厳しい。
81	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・市での申請件数が少なく、導入した場合のコスト増加が懸念されます。 ・申請データ容量が膨大となることが予想されることから、保存場所や保存期間が危惧されます。
82	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・確認申請の件数が年間数件であるなか、インターネット回線やサーバー整備などのコスト面での負担が大きい。
83	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請についての概要を理解し、メリット・デメリットを整理した上で、実施の可否を判断したいと考えている。
84	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード面未整備のため
85	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・データでの確認作業や、手数料納付の方法を新たに構築する必要がある。
86	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書や書類の修正について、申請者とのやり取りをどのように行うか。 ・手数料の納付方法 ・実際の申請書類チェック方法（電子付箋？打ち出し？すでに実施中の市の状況をお聞きしたい） ・現在の問題点と解決方法 ・改ざん防止対策 ・一定の自動チェック機能があるか
87	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・導入する場合のシステム構築に要する費用等 ・手数料の納付方法（納付確認方法等） ・審査（消防同意含む）及び決裁行為等の対応。
89	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・予算が最大のネックとなる。 ・データ容量やセキュリティのハード面、申請書受付と手数料徴収の突合作業もネックとなる。
90	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の審査方法 ・電子申請システムにアップロードされた設計データをどのようにチェックしていくか。（データにマーカーをつけるのか、紙に印刷してチェックしていくのか。） ・なりすまし等対策はどのように確認しているか。
91	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子審査、庁内の決裁の電子化も進める必要があり、単一の部署では調整が難しいと考えています。
92	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名対応の要否と必要になる場合の仕様や事務 ・申請等がされた場合の通知機能の有無

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
93	特庁	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の場合、法的な処理日数が決まっています。少ない人数でやりくりしている特定行政庁にとって、4号ものの7日という制限は、責任者の決裁に必要な日にちを含めると、とても短いものになっています。(すべての関係規定等の処理を行うため。)電子での受付日の定義の解釈を、申請送付日ではなく、営業時間外の送付については、次の営業日と解釈できるような法令やガイドライン等のバックアップがほしいです。 ・行政の場合で一番ネックなのは支払いの問題です。条例上、申請と同時に支払いとなります。電子での申請の場合の支払い方法を考えないと(一部署で解決できない)なかなか進んでいきません。
94	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・メール等での受信で申請は受け付けることは可能かもしれないが、組織としてモニター等の準備等がその程度進められるかが不明。 ・電子申請等の導入をするのであれば、全国的に統一したシステムの導入が必要と考えます。 ・電子申請を受け入れる側としてどのような準備が必要なのか教えて欲しい。
95	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・予算協議を行う上で、設備等の導入費に対する建築確認等の申請件数が少なく、費用対効果が高くないと考えられるため導入に至っていない。
96	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・建築主の印影や指定確認検査機関の検査者の個人名は公表すべき情報となり得るのか。 ・外字の取り扱い
97	〃	<p>説明会時に下記の内容について情報提供願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請のシステムメーカー(代表的なもの)。 ・確認申請件数に対する必要な電子申請対応機器等のセット数(目安) ・システム、電子申請対応機器等の1セット当たりの初期費用 ・システム、電子申請対応機器等の1セット当たりの維持管理費用 ・データの保管方法 ・ICBAとの連携方法
98	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの機能に、事前相談で提出された申請書類を本申請の書類として取り扱うことのできる機能はありますか。 ・事前相談に対応する機能はありますか。(提出書類や指摘事項の履歴を管理する機能など) ・現在、建築確認の台帳管理をL GWAN環境上のシステムで行っています。L GWAN環境から電子申請システムに直接アクセスし、電子申請されたデータをダウンロードすることは可能でしょうか。(当市では、インターネット環境からL GWAN環境にデータを取り込む際、無害化処理されるためファイルが壊れることがあります。) ・手数料を決済する機能はありますか。
99	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・本広域自治体内では既に確認審査機関からの働きかけでいくつかの自治体が報告受付・配信システムを利用していると仄聞している。書面取扱の違いが背景にあるようだが、何が違うのか、各審査機関ごとに基準があるようで不明。 ・各審査機関ごとに出力レイアウトが異なるため、OCRでデータからデータへの取込みができない。また、xmlデータを1:1対応でRDBに自動入力しようとする、例えば建築設備の設計に関し意見を聴いた者の欄がないため、入力が止まるなどの不具合が生じる。
100	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・申請図書等の審査をするにあたり、機器(パソコン、モニター等)の不足。 ・建築行政情報センターの確認申請プログラムの本市運用システムへの適用にあたってのシステム改修又は更新に係る費用等が不詳であることと国の財政上の措置等がわかりにくい。 ・建築行政情報センターの確認申請プログラムを利用するためにかかる運用費用が高額である。
101	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・県独自システムを使用しているため、ICBA側システムと連携した場合の構成と予算、セキュリティ面等で実施可能か不明である。 ・特定行政庁側のサーバーをL GWAN内に設置するためには、システム部門の承諾を得る必要があり、システム管理上、承諾を得るのは難しい。 ・手数料納付方法がオンライン化していない。 ・セキュリティ対策をどこまでするか指針を提示してほしい。 ・ICBAシステムを導入する年間のコストを提示してほしい。 ・特定行政庁側で運用しているところがあれば、構成図や運用面等の具体的にどのように実施したか実例を提示してほしい。
102	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に実務が円滑に行えるのかどうか。 ・導入にかかるコスト面。

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
103	特庁	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の納付方法（電子申請受付システムでの処理の可否） ・イニシャルコスト及びランニングコスト（費用対効果） ・消防同意の方法（消防部局電子対応、進捗状況など） ・情報セキュリティ対策
104	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の納入方法 ・申請に対しての指摘・質問のやり取り ・修正図書の差し換え方法 ・申請図書の保存 ・完了検査時の書類
105	〃	・電子申請及び電子報告の基礎的な内容からご説明していただければ助かります。
106	〃	・導入に必要なシステム環境と費用の目安
107	〃	・電子申請に当たり、経由機関である各市町や消防機関との連携面で課題があると考えております。
108	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請を導入している自治体の運用方法が知りたい。（申請者より電子申請が行われた時、受付日や手数料についての対応、申請書類の不備等の理由により受付ができないものが申請された場合についての対応） ・必要となるシステムの導入方法やシステムのデータ容量が知りたい。（電子申請入力フォームは各自治体で作成するのか、特定の業者と委託契約を行うのか。） ・電子申請のQAやマニュアル等を確認したい。
109	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・運用にあたり、手数料納入の取扱いとして先進事例等がありましたら紹介いただきたいです。 ・電子申請の導入にあたり特定行政庁からの負担金を伴うものになるのでしょうか。
110	〃	・電子システム導入に当り、システムの費用や毎年維持するためのランニングコスト面について。
111	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・審査方法について（画面審査 or 書面等審査） ・システムの維持管理コスト（初期投資を含む） ・情報セキュリティ（情報漏洩、改ざん等のリスク） ・その他の課題等 ・建築確認電子申請のシステムについて、現在、指定確認検査機関向けのシステムがあることは伺っていますが、今後、国交省やICBAが新たなシステムの開発又は現システムの更新等を行い、各行政庁でも利用できるようなシステムを構築する考えはありますか。（行政庁、消防署、指定確認検査機関が同一のシステムを利用すれば相互連携が取りやすい。）
112	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス等のセキュリティ対策 ・手数料の電子納付への対応も含め、申請を受け付けるためのシステムの構築や長期保存用サーバーが必要
113	〃	・確認に関する権限が建築主事の固有の権限であるため、市の事務決裁規定における個別専決で行うべきか、今後、電子決裁を行う上で法令上の規定が不明。
114	〃	・確認申請等を審査する際、紙媒体による審査のほうが円滑に進むため。
115	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子システムを進めたいのであれば、システムを全国統一化してもらいたい。（ICBAのデータベースシステム等） ・電子申請しても、建築確認をチェックするのに、画面上ではチェックし辛いので、結局こちらが紙で焼いてからチェックすることが予想される。 ・予算の問題。
116	〃	・申請件数が少ないことに対して、導入費用が高いこと。
117	〃	・導入の検討にあたり、システムや審査環境にかかるコスト、申請者側の負担となる部分などについて、具体的に把握したいと考えております。
118	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピューターウイルスへの対策 ・申請手数料の徴収方法 ・申請図書の電子上での審査方法
119	〃	・紙と電子が併存する状態になった時、対応が煩雑になること。
120	〃	・導入コストの目安を示してほしい（予算要求に備えて）
121	〃	・電子申請の受理においては、メールのやりとりだけでは円滑な運用にはならないのではないかと考えており、一定のファイル送受信システムを構築しなくては考えているが、その仕様（既存ネットワークへの対応含む）などを検討する時間的、人的な余裕がない。

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・実際の審査においても、審査の記録を電子的に残せて、共有できるような仕組みも併せて検討する必要があると考えているが、その仕様についても、検討する余裕がない。 ・予算を確保するにあたり、そのメリット（予算確保のエビデンス）をうまく示すことができていない状況である。
122	特庁	<ul style="list-style-type: none"> ・支払い方法が様々あり、電子化と併せて対応が確立していない。 ・申請書に修正等があった場合に申請日と受付日が大幅に変わってくる可能性がある。 ・申請図書の審査時に図書への書き込みが必要となるので、紙へ印刷する必要がある。その場合、審査機関においては、印刷費等の負担増となる。
123	//	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請ではPC画面上で審査を行うことになるとは思います。図面同士の整合性の審査などが困難ではないかと思慮しております。特に構造審査においては意匠図、構造図、構造計算書の3つの図書の整合確認が必要であるため、PC画面上での対応が難しいと思います。そのため、電子申請で受け付けたとしても、審査が困難なため、結局、紙で出力するといった措置が必要になるのではないかと思いますし、出力のための材料費や手間といったものが余計にかかると思われます。 ・PC画面上で確認審査するのであれば、詳細な画面の内容が確認可能となるサイズの大きな画面が必要です。さらに、1画面では画面間の整合が取りにくいので、複数の画面とその設置スペースも必要になります。 ・図面チェックの際に付箋をつけたり朱書き等ができるような機能はあるのでしょうか。
124	//	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の場合の消防同意の方法（消防同意の押印・消防からの添付文書 ・大容量のデータの送受信・消防同意時の図面補正） ・確認済証交付時の各図面への注意喚起スタンプの代替 ・副本に確認済時の図面であることの「確認」スタンプの代替 ・受付時や交付時の申請書一面への押印の代替（日付・番号） ・概要書は閲覧のため紙ベースで必要だが、印刷等の負担増 ・審査内容が不明確となるが効率的で適確な決裁方法 ・完了検査時には、図面が必要となるため、正本分は印刷が必要となるが、手間と費用の負担増への対応 ・確認時の最終図面であることを明確にする方法
125	//	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手数料の納付方法や印刷が必要となった際の経費がネックとなりうると懸念。 ・既に電子申請を実施している団体について、実際の流れ（例：受付→確認済証交付→完了検査受付→完了検査済証交付→図書の保管方法）を詳細に知りたい。
126	//	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の納付がオンライン決済にできていない。その他は、説明会に参加させて頂き、法令やガイドラインの解釈、導入のネックなどを考えていきたい。 ・電子図書の指摘事項等について、どのように対応するのか
127	//	<ul style="list-style-type: none"> ・電子での運用にあたり、その導入に係る具体的なコスト（関連機器類の購入費や導入後のランニングコスト等）が現時点で不明である。 ・民間確認検査機関への確認申請件数が増え、行政への申請件数が減っているという現状の中で、紙ベースでの申請しかできない申請者（設計者）側の事情も考慮すると、せっかく導入しても、申請者側による紙ベースでの申請からの切り替えが円滑に行われなければ、特定行政庁としては、導入に係る費用対効果が薄くなるのが懸念される。 ・建築確認電子申請を実施する場合、審査時のチェック、また完了検査に携行する図面等も紙に印字せずに行っているのか。
128	//	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやモニターなどの設備機器の導入や、電子受付システムや台帳等の構築に難がある。
129	//	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請に対するノウハウがないことに加え、どの程度のニーズがあるのか、システムの環境整備に係るコストやセキュリティー面、長期保存・管理する業務体制の整理など、電子での運用に踏み切るまでに庁内の複数課との調整も必要になることになるため、人手の問題もありハードルが高い。
130	指定機関	<ul style="list-style-type: none"> ・電子報告について、導入の検討は報告先である特定行政庁等の受付体制の整備を条件としております。なお、受付は共通のシステムを導入していただくことを希望。
131	//	<ul style="list-style-type: none"> ・社外へのコストがどのくらいになるものかわからない。
132	//	<ul style="list-style-type: none"> ・電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため厳正なセキュリティー対策を講じ、その処置についての具体例を示していただきたい。 ・電子申請の受付をしている機関の交付までの流れや審査方法等をご紹介していただけたいと思います。

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
133	指定機関	<ul style="list-style-type: none"> ・本調査依頼文中の「国土交通省による電子申請受付システム廉価版」とはどのようなものでしょうか。 ・消防同意物件の場合の申請フローについて（一度紙で出力したものを郵送し、同意を得られたものを機関側でデータ化し、それを正本とするのか、他の方法があるか、等） ・導入済他機関の統計データ等（導入に際して必要となる時間、費用、システム以外で必要となる設備、苦慮している点等）
134	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子データと紙の混在による申請が不可となったのか疑問。 ・県では、都計法規則第 60 条の証明書については原本提出となっているので、業務規程改正の際、電子データと紙の混在を可能とする旨の規定を残そうとしたが、却下された。
135	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規程以外の規程について、サンプルを作成してもらいたい。各機関単独で作成することは、負担が多すぎです。
136	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微変更などを送付する機能について対応しましたが、行政側への周知が必要ではないでしょうか。
137	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請 消防同意の電子同意フロー構築 ・電子報告 各行政庁ごとの運用の統一
138	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・調査趣旨に記載されている「国交省による電子申請受付システム廉価版」とは何でしょうか？
139	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・確認審査報告書提出後に加筆を求められるケースの対応 ・各種届や軽微変更の処理
140	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・各特定行政庁で電子報告の仕様が異なる ・電子報告については、共通のインフラで実施してほしい
141	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・確認検査業務規程サンプル第 54 条、第 55 条第 3 項、第 56 条及び第 61 条で「別に定める」こととなっている事項のサンプルを提供していただきたい。 ・構造適判業務規程サンプルについても第 38 条の 2、第 40 条、第 41 条第 3 項、第 42 条、第 46 条で「別に定める」こととなっている事項のサンプルを提供していただきたい。 ・東京都確認検査機関連絡会において、東京消防庁から「消防同意電子化の進捗について」説明があり、今後のスケジュール等の説明があった。他県の消防同意電子化のスケジュールを把握されているようであれば情報提供していただきたい。
142	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・申請後に生じた消防や行政から指摘を受けた修正事項への対応方法
143	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、木造等の戸建て住宅の確認検査を行っていません。電子申請を行っている機関で木造等の戸建て住宅など 4 号建築物以外の電子申請の申請状況と問題点(注意点)をご教示いただきたい。 ・電子申請を行っている機関は、R3 年改訂業務規程サンプル第 53 条第 7 項の署名等についての措置、第 61 条の厳格なセキュリティ対策の処置をどのように行っているかご教示いただきたい。 ・現状、電子で同意を行っている消防署が少なく、電子申請で提出された図書を印刷し消防に送付するのは時間もコストもかかるため困難である。 ・特定行政庁と管轄の消防署が連携して電子申請の受付ができることが望ましい。 ・現在電子申請を行っている行政庁や消防署との具体的なやり方、問題点(注意点)を教えてください。
144	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・申請データの保存・管理とセキュリティー対策についての事例や要点を説明して頂けると助かります。
145	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・指定確認検査機関の規模及び業務量に応じた電子申請に対応するために必要な機器構成と導入経費が不透明 ・消防同意などの手続きに関する課題 ・電子申請の受付開始後も書面申請が混在することによる業務の煩雑化
146	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請のシステム導入、体制(審査・検査)整備などの課題内容を把握したい。
147	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会会場が遠方であると参加しづらい。 ・確認済証や委任状は押印有の書面が必要となる等、4 号の確認申請はその場での修正も可能であることから対面審査がしやすく、当日は確認もろろしやすいことがある為。
148	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインでは電子データと書面等の混在提出の廃止が記載されていますが、電子申請書類と一部紙での正本書類の保管は不可になるのか？（電子書類を容易に出し入れができないようにセキュリティの高い保管場所に保管しているため、各職員が、申請者から紙で提出された書類を PDF に取り込み、保管場所に保存することが容易にできないため）

No.	区分	電子申請受付未対応団体における受付開始に向けた課題と説明会に盛り込むべき事項
149	指定機関	<ul style="list-style-type: none"> ・審査機関は適法な審査をする組織であります。便利性を優先して、問題が生じた場合に、「この不正は見抜けない・この点は関連性がないなど」が存続の危機になります。 ・当社が、申請数の多いお客様から電子申請の要望を聞いたところ、本音は各法令違反を回避できるのがメリットだと言われた事があります。 ・問題が生じて、行政処分や損害賠償請求等のリスクはできる限り避けるべきです。電子化における申請時のメリットや時代の方向性は理解しておりますが、便利性が決済後を含めて機関の不都合では無い説明があればご教授ください。
150	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・代理者から電子申請についての要望、問合せがほとんどありません。このような状況は国土交通省の政策で変わっていくのでしょうか。 ・消防同意を電子で対応できる消防署は皆無であると伺っています。このような状況は国土交通省の政策で変わっていくのでしょうか。
151	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請されたデータに機関側の審査情報等を書込することについての考え方（交付時データとして扱ってよいか） ・具体的な補正方法
152	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・特定行政庁の事前協議（調査報告書の発行手続きを含む。）が、依然としてデジタル化に馴染んでいない。 ・消防同意、消防通知、保健所通知などの確認申請に係る他省庁下に対する手続きが、依然としてデジタル化に馴染んでいない。 ・保存すべきデジタルデータの保管管理について、データ容量及びセキュリティーの観点からサーバーの選択も含め、システムの構築が難しい。（データセキュリティーを含めた具体事例等の紹介があれば幸いです。）
153	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、電子データ部分と紙の部分が混在しており分かりづらいところがある。 ・行政の電子化がまだまだ追いついておらず障害となっているところがある。
154	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資費用。 ・審査・検査・行政事前協議経由・消防同意を実施するに当たり、ペーパーレスにすることが難しい。 ・当広域自治体内各行政庁の経由印の取り扱いや、法定書式以外の概要書を要求する行政庁があるため導入が難しい。
155	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・特定行政庁の調査報告書の制度は機関としては良い制度であります。図書に経由印をする特定行政庁では経由印を押印した図書を確認申請書の正本とする必要があり、電子申請をするにあたり、図書訂正があった際には代理者、設計者が再度特定行政庁に経由印をもらう必要があり移動・作業時間、金銭面での負担がかかる。 ・電子申請のバックアップの方法を他機関はどのような方法を採用してるか可能な限りで良いので情報提供出来ないか。
156	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・完了検査の申請図書は電子の場合、不足部分は施工者準備される事が多いので紙申請が可能である方が運用しやすいのが現状です。 ・電子申請のログイン者と代理者、設計者が一致する事が困難です。
157	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの導入によるイニシャル・ランニングコストの負担。 ・費用対効果の面で、現段階ではメリットが無いと思われる。
158	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・導入に際し、コストがどのくらい必要となるのか。 ・審査において、人員や審査方法、ディスプレイで行う審査スペースの確保について苦慮している。 ・導入についての手順を詳しく教えて頂きたい。
159	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請に対するニーズが不明 ・電子申請等に対応するための受付システム、審査システム等の設備投資の規模が不明
160	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・当機関に申請を提出する会社等は小規模な設計事務所等が大半であり、現段階ではその会社等が電子申請に対応できていないことがネックとなっている。まず県内の特定行政庁がその普及促進を図ることが望まれる。
161	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・建築行政情報センターのリーフレットに副本は申請者専用ページからダウンロードすることにより取得するとありますが申請者専用ページとは確認申請と同じ申請者専用ページのことか分からない。 ・電子申請されたデータの15年間の保存方法が分からない。 ・システムの導入にあたってITに関する専門家がいないのでハード面でのシステムの構築が分からない。
162	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・消防同意における電子申請対応の見込みはありますか？

②電子申請受付中の団体における運用上の課題【設問 3-7】

No.	区分	電子申請受付中の団体における運用上の課題
1	特庁	・電子申請の図書の保存
2	指定機関	・消防同意について各々のやり方があり、電子での対応が難しいため、国の方で統一した方法にて実施していただきたい。
3	〃	・他機関の取り組み情報など、実務レベルの細かなこと等の情報交換ができる場があれば、助かります。
4	〃	・消防同意の電子化が遅れているため、消防長等と確認検査機関間の情報共有システムの開発を部会を中心に進めてほしい。
5	〃	・検査の申請の書類のうち、特例写真が添付されない場合が多々あるので、電子申請が進まない。消防の取り扱いが統一されていない上、電子申請の理解度もまちまち。
6	〃	・確認申請書や施工結果記録書など建築基準法施行規則などで様式が定められていますが、電子申請の場合、様式は紙印刷した場合の表示方法であり、重要なのは記載されたデータ内容だと考えているため、様式の廃止を希望します。 データが残っていることで、様式の変更（紙印刷時の表示方法の変更）の場合、別の様式に表示することも可能です。 また、第一面の決裁フローの表示も電子申請の場合、弊社内では別のシステムに保存することにしています。 ・大規模物件の消防同意において、A3 までしか印刷ができないため電子申請の場合、消防同意時に設計者より別途 A2 や B2 など印刷した図書を受領しなければならない状況です。 ・消防同意・消防通知に関して、所轄の消防署もしくは地方公共団体ごとに運用が変わってきており、全国統一していない対応になってきた場合把握できない恐れがあります。総務省と連携して ICBA 様が統一していただきたいと思っております。
7	〃	・消防通知、保健所通知の電子化を進めてほしい。
8	〃	・お客様からご提出いただく申請図書等の提出方法について、書面提出とデータ提出の併用を認めていただきたい。施工結果報告書等の大量な図書の PDF 化はお客様にとって負担にしかありません。 ・委任状で建築主から代理者に委任された「申請行為」と、電子申請で「アップロード等を実施する行為」はどのような関係にあると整理されていますか。
9	〃	・特定行政や関連消防でもそれぞれでごとシステムや方式を検討されているようで、それぞれの方法に合わせての対応よりは、可能であれば共通のシステムを検討頂きたい。
10	〃	・今後益々、法制度の改正等によりシステムの改修等に時間とコストが掛かるようになっていくと思われます。法改正には多くのシステム変更が必要であることを認識して頂き、時間的余裕を頂きたい。運用を縛れば縛るほど大した内容でないことがエラーになる。柔軟な運用を望みます。
11	〃	・デジタル手続法及び主務省令により、従前認められていた電子申請における、電子データと紙面とのハイブリッド申請が不可とされましたが、検査においては写真提出などが紙面による場合も多く、対応に苦慮しております。電子申請を使っていた会社が、これを機に紙面申請に戻るといったケースも散見されます。 主務省令を改正して、従前どおり、ハイブリッド申請を認めていただきたい。
12	〃	・建築行政共用データベースシステムとのリンク方法や活用方法
13	〃	・建築工事届の扱い（指定確認検査機関経由となっていることについて） ・電子申請可能なデータ形式について、従前のガイドライン（PDF）から、様々なファイル形式が可能とされた。正本保存が義務付けられている 15 年間のデータの再現性について、アプリケーションの後継バージョンにコンバートして再現されることを可とされているのか
14	〃	・機関規模が小さい弊社は、効率化を採用できる機関との差が大きく相違してきます。年間数件の申請をする個人規模の設計事務所や建築業者が大半をしめている事も大きく関わります。弊社のお客様で多数の申請がある事業者様が便利性で疎遠になる可能性も危惧しております。
15	〃	・電子申請図書の電子ファイルと書面等の混在を可能に。 ・処分通知（確認済証以外）の電子交付を電子署名なしで可能に。 ・申請書一面の申請日をシステム等で管理し申請日が確認できる場合記入不要に。 ・ガイドライン P35「法定保存対象書類以外も管理対象となる」とあるが打合せ等に関する書類のみでよいのか？例えば検査時書類は含まれないのか？ 電子申請における副本を電子及び書面の両方で交付することは可能か？（電子交付している副本データを有料もしくは無料で書面でも渡す。）

No.	区分	電子申請受付中の団体における運用上の課題
16	指定機関	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法等の許可証、構造適判（副本）等、書面での提示ができないのは申請者への負担が大きい。 ・紙申請では提示にとどまる（申請者へ返却）にもかかわらず、電子申請になるとデータ一式を提出しなければならないのは不合理に感じる。合理的に手続きを進めるようにして欲しい。 ・一部書面でも運用できるようお願いしたい。
17	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証等について、データ交付できる余地がないか検討いただけると幸いです。
18	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書や概要書に特定行政庁の経由印が必要な場合の取扱い、消防同意時に確認検査機関が印刷した副本の取扱い（弊社は破棄）、推奨されている審査済スタンプが押せない図書（メーカー資料等でロックがかけられている）の取扱い
19	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・消防同意は申請書一式を郵送しており、電子申請ができていません。消防同意が電子対応できるようになることを要望します。

③電子報告の課題【設問 4-1】

No.	区分	電子報告の課題
1	特庁	<ul style="list-style-type: none"> ・指定確認検査機関によっては、書面報告のみの機関も未だにあり、結局、電子及び書面報告を併用することになり、効果的な業務改善にはつながっていない。多くの機関が電子報告に対応されることを望みたい。また、電子報告の場合でも、一度紙で出力し、受理処理、内容チェック、書面保管を行っているが、電子の状態のままでこれらの作業フローを効率的に行える方法があれば参考にしたい。
2	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・全て電子申請報告書にして頂きたい。紙の報告書を共用データベースに入力する作業が無駄な時間であるため、申請者が一度入力を行えば良いと考えるため。
3	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・細かな内容ですが、中間検査及び完了検査引受通知書を電子報告で受ける際に、自動で紐づけが出来ないケースが存在し、その際は手動で紐づけを行っておりますが、可能であれば自動で紐づけ出来るよう検討していただきたい。詳細は下記に記載します。 ・元確認申請の処分番号が〇〇〇の案件において、計画変更時の処分番号を〇〇〇-2とする検査機関の場合に（〇〇〇の内容は同様の記載）、中間検査及び完了検査引受通知書を電子報告で受けると、「紐付け対象となる申請がないか、複数存在します。自動紐付けできない物件一覧をダウンロードしますか？・・・」とのメッセージが表示されます。恐らく〇〇〇の元確認申請と、〇〇〇-2計画変更を同一のものと認識されているのかと想定しました。
4	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子報告を行う指定確認検査機関と行わない指定確認検査機関があると、台帳管理が複雑になる懸念がある。
5	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・限定特定行政庁と特定行政庁との情報共有の可否 ・軽微な変更にも該当しない不備事項の修正への対応ルールの整理
6	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築行政共用データベースシステム」とほかのシステムとの互換性に問題ないのか ・より多くの機関からの電子報告に対応できることを望みます
7	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子報告を受けたものの、決裁を用紙によることとした場合、電子報告を行う意義が薄れてしまうと考えられるため、システム上にて決裁まで完結できるような仕組みが必要ではないかと考えます。
8	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・電子報告では、関係課への情報提供をどのように行うかに苦慮している。（例：都市計画法、下水道法、景観法、土地区画整理法関係）
9	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の紙でのやり取りの際に、指摘事項の訂正依頼、訂正書類の受けと原本への反映等が煩雑になっています。電子報告の場合でも、データの再送や受付管理が課題になると考えます。 ・電子報告のメリットが最大限享受できるのは、全ての特定行政庁、指定確認検査機関が原則電子報告に切り替える状態であると考えられるため、そのような方向での制度の整備を進めていく必要があるのかもしれません。 ・電子報告導入の前段として、ICBAの台帳登録閲覧システム利用の予算化が難しい状況です。継続利用を前提として、利用料を見直していただくと助かります。
10	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・報告者側システムと報告先側システムの互換性について運用上の課題があると思われます。
11	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・入力のルールの統一化。全角を半角に変更するなど、複数物件の一括変更。電子報告の利用料金。
12	特庁	<ul style="list-style-type: none"> ・当区では、通知報告配信システムを利用している。当該システムでは、確認申請の引受通知番号がないため、引受通知は電子報告の対応ができない。引受通知の機能も持たせ

No.	区分	電子報告の課題
		てほしい。(事務局注：通知・報告配信システムでは確認申請引受通知番号を含め、引受通知の機能あり)
13	〃	・行政や指定機関が電子報告をどれくらい対応可能なのかが疑問があります。都内であれば統一した方法がよいのではと思います。ICBAのシステムの活用とは別の考えということでしょうか？
14	〃	・指定確認検査機関による確認引受通知義務の法制化をお願いしたい。引受通知がほぼ100%通知されていますが、電子受領システム上は法規制の範囲外の為、紙受領となり、電子化の妨げとなっています。
15	〃	・建築行政共用DBシステムにおいて、トップページ等で電子報告の受信を知らせるような機能があるとありがたいです。
16	〃	・確認審査報告書に不備があった場合に、補正(差し替え分の送付)を依頼しているが、編集ソフトで差替えても支障がないのか。それとも、原本性が保てないのであれば、全て差替えとなるのか不明です。
17	〃	・すべての指定確認検査機関が電子報告でデータ提供することはできないか。 ・指定確認検査機関から電子報告されるデータ様式や内容を統一できないか。(位置図の有無、文字情報の有無など)
18	〃	・極稀に指定確認検査機関では送付済であるが、本県では受領の履歴がない報告書があり、システム上どこかへ消えてしまっているのではないかとこの事象がある。その都度問い合わせを行っているが、不明とされるため、再度指定確認検査機関へ送付を依頼している。
19	〃	・報告があった際の通知機能を実装してほしい。
20	〃	・イニシャルコスト(ハード、ソフト)、ランニングコストはどのくらいか。 ・電子報告と紙報告が混在する場合、紙報告のみの場合に比べて人的な負担等が増加しないか。
21	〃	・電子報告の中で、法適合に疑義がある場合や、記載ミス等を発見した場合の対応は如何。
22	〃	・建築行政共用データベースシステムとのリンク方法や活用方法
23	〃	・電子により確認審査報告書等を受付ける場合、建築計画概要書の第3面とその他の添付資料を分類することで、概要書第3面だけを概要書閲覧システムから見れるようにして欲しい。
24	〃	・指定確認検査機関の多くが電子報告に対応することを期待する。
25	〃	・電子報告を運用する場合、各種チェックや決裁も電子システムを用いているのか。その場合、システム導入費も発生するのか。
26	〃	・電子報告は未対応の指定確認検査機関もあるため、各機関が導入できるような制度導入の検討をいただきたい。
27	〃	・建築確認電子報告ガイドライン(P7)では、電子報告の場合特定行政庁がPDFで送信された建築工事届を印刷し都道府県に送付することになっており、特定行政庁の業務量が増加してしまいます。 建築工事届は法第15条により除却届と同様に建築主事を経由して都道府県知事に届け出ることになっていますが、建築主事の所はあくまで経由するのみであるため、電子報告の特性を生かしつつ、特定行政庁の負担も増加しないような制度改正(建築主事の経由の見直し等)を要望します。
28	〃	・配置図や付近見取り図の解像度が低く、見えづらい場合が多い。容量が大きい(解像度の高い)画像ファイルをシステム上支障なく送付できるようにしてほしい。 また、現状紙ファイルでの再送しか手段がないため、解像度を上げた修正ファイルを再度アップロードできるようにしてほしい。 ・申請時に紙で提出された建築計画概要書及び建築工事届を報告元機関にてPDF化するが、原本性についての法的な整理が不明。 ・支援システム未導入の指定確認検査機関からも、電子メールやCSV取り込みなどによる省力化が図れるよう検討してほしい。
29	〃	・電子報告書等に不備事項がある場合、電子報告で対応できないため紙ベースを郵送してもらい対応しているが、手続きが煩雑になるため、電子報告にて補正対応できるよう対策をお願いしたい。
30	〃	・報告内容の実効性は、法的にどのように担保されているのでしょうか。基本的に、代理人からの報告となると思いますが、申請者本人に、「知らない」と拒否的に出られた場合の電子で報告された内容の実効性、有効性はどのようなのでしょうか。(押印もなくなったので)

No.	区分	電子報告の課題
31	特庁	・メール等での受信で申請は受け付けることは可能かもしれないが、組織としてモニター等の準備等がその程度進められるかが不明。
32	〃	・現在、データと併せて紙で報告（報告書+概要書）をいただいているが、データのみを受け取る場合、印刷等は特定行政庁の負担とならないか懸念しています。また、概要書等の修正等はどのように対応しているか他の特定行政庁の実態を伺いたい。
33	〃	・電子報告にてデータを受領（ダウンロード）する際、一度受信ボタンを押すと、履歴画面からもダウンロードできない仕様について 例えば、受信ボタンクリック時にネットワークエラー等が発生すると、ダウンロードできないまま画面から消えてしまい、指定確認検査機関に再送信の連絡等が発生してしまいます。一度ダウンロードした報告データも、履歴画面からはダウンロードできるようにしていただきたいです。
34	〃	・電子申請（報告）に併せて提出される工事届については、提出先を市町村（都道府県）ではなく国にできるよう、建築工事届のオンライン化の環境整備や法整備を図っていただきたい。
35	〃	・指定確認検査機関からの報告は電子報告もあるが、同時に紙ベースでも送付してもらっている。電子報告のみでは処理の漏れ等が懸念される
36	〃	・ICBAへのデータ入力は今手入力のため、電子報告の内容が自動で入力される仕組みになるとよい。 ・電子報告の運用を行った場合、民間審査機関からの用紙での報告書の提出は不要となるのか。 ・電子報告の場合の民間審査機関からの申請内容の提供方法について知りたい。（毎日メール等で情報提供されるのか。一定件数まとめて報告となるのか。） ・修正が生じた場合や各種届出も電子報告となるのか。 ・工事届の提出も電子報告となる場合、県報告が必要なものも電子で対応となるか。 ・運用を行っている自治体の事例を知りたい。
37	〃	・電子報告において、建築工事届の扱いに苦慮しています。 建築工事届について、建築基準法施行規則第8条第3項から、同法第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた場合においては、遅滞なく届出を行うこととなっておりますが、実態として、各指定確認検査機関を介して確認審査報告と併せて送付を受けております。 現状、電子報告時に添付資料の一つとして建築工事届の送付を受けていますが、電子・紙面（スキャン）のものが混在し、原本性の確保など扱いに苦慮しています。 このような実態を踏まえ、電子報告において、建築工事届の添付を想定した統一したルール作りが必要ではないかと考えます。 ・電子報告方法が統一されておらず苦慮しています。 各指定確認検査機関からの電子報告の入力や資料添付の方法が統一されておらず、苦慮しております。 各機関、各々の入力ルールなどがあり、対応が難しい部分があるとは思いますが、電子報告における統一した入力ルールなどを細かく決めることができれば、各機関、行政双方の修正等の手間が省かれ、効率化が図れると考えます。
38	〃	・電子報告については、民間分のほとんどを実施できているので疑義は特段ないが、有料化された場合、必要な予算を確保できるかどうか不透明な状況である。（財政協議はまだ行っていない。）
39	〃	・電子報告システム利用における今後の運用費用の有無 ・紙ベースでの概要書には、受付時スタンプや交付時スタンプがあるので、報告書の記載ミスが確認可能であるが、電子報告になると、報告書の誤記がわかりにくくなる。 ・概要書印刷の手間と負担増への対応
40	〃	・とりまとめが県なので、早急に対応して頂きたい。 ・台帳システムに関しても、実務で使いやすい特別なアプリ等を、各自治体で用意するのではなく、全国統一のシステムを無料配布して欲しい。
41	指定機関	・概要書第三面等、指定確認検査機関側の処理方法を簡易にできるシステムとしていただきたい。
42	〃	・工事届の報告先を、各特定行政庁経由ではなく、知事（岩手県）へ全件を報告できるよう、制度改正を希望します。 ・電子報告を、各特定行政庁が拒めないよう、制度改正を希望します。（データ完全型の1本のみ。紙は混在させない。）

No.	区分	電子報告の課題
		<ul style="list-style-type: none"> 他機関の取り組み情報など、実務レベルの細かなこと等の情報交換ができる場があれば、助かります。
43	//	<ul style="list-style-type: none"> 特定行政庁への電子報告後に一部の書類について紙面での提出も求められている。全て電子での報告で完結できるよう特定行政庁の取扱いの統一等を要望したい。
44	指定機関	<ul style="list-style-type: none"> 当方は電子報告をまだ実施していないが、実施するとなると電子報告に対応している行政庁と未対応の行政庁があるため、機関側の作業が煩雑。また、添付書類のPDF化等も懸案事項あり。
45	//	<ul style="list-style-type: none"> 現在、弊社では特定行政庁において紙報告及び電子報告とを併用して実施をしているため負担が大きい。電子報告での一本化が実現できるよう全ての行政庁にシステムの導入を促してほしい。
46	//	<ul style="list-style-type: none"> 電子報告に関して、東京都内など確認件数が多い行政庁の足並みがそろっていないこと。 電子報告システムの予期せぬシステム不具合を確認しており、その場合に紙報告を行わなければ業務停止リスクがあることが厳しいと思います。そのリスクはICBAもしくは制作しているシステムベンダーに業務改善命令や監督処分などが行われるような制度が必要かと思います。
47	//	<ul style="list-style-type: none"> 電子報告が建築行政共用データベースシステム（以下共用DB）を介する方法に限定されると対応できない。 共用DBは専用回線でアクセスする環境である為、社内セキュリティの関係で、日常業務で使用しているPCとは接続できない。そのため、他のPCと接続されていない単独PC一台のみで利用している（法令DB、建築士DBのみ利用）。共用DBがアプリ化して、ブラウザ上で利用できるようになると可能性が広がる。
48	//	<ul style="list-style-type: none"> 訂正報告の機能追加（送信ログにその内容を記載） 届出等の送信機能の追加（通知・報告配信システム）
49	//	<ul style="list-style-type: none"> こちらでもう一度入力が必要なシステムではなく、こちらのシステムからデータを直接送信できるようにしてほしい。
50	//	<ul style="list-style-type: none"> 当財団では、大型案件の確認申請を審査しております。申請書の記載項目の一部を帳簿（DB）に入力し、入力項目以外は保存している概要書の写しが帳簿の一部であり、DBの代替であるという位置づけにしています。しかしながら、消防同意や行政報告の電子化にあたり、【すべての情報（申請書の記載項目）がデータ化されていることが当然】であるような方向に向かっていくように見受けられます。そのようにシステムを変更したり、運用を改めることは、お客様の負担増にも繋がり、大きな危惧を感じています。概要書のPDF提出を認め、入力項目は最小限に留めるなどの運用を希望します。 行政庁毎に独自の報告書類や提出方法を創設されますと、実質上対応ができません（電子報告を選択できません）ので、独自の追加資料等はなし、または統一を図っていただくことを希望します。 建築工事届は法令上確認検査機関を経由する義務はなく（建築主事→都道府県知事）、電子報告となった際は、機関経由運用を免除して頂くことを希望します。（昨年度国交省チラシで、知事に申請者が電子で届出可能としている）（事務局注：国交省チラシでは「建築主事に提出」と記載）
51	//	<ul style="list-style-type: none"> 当社は書面申請のみ受付をしており、電子報告を行うには行政報告までに概要書データを当社の業務管理システムに登録する必要があり時間的制約で電子報告を行うことが難しい状況です。 確認申請書などの申請書類をICBAの「申プロ」で作成することを義務付けし、確認検査の申請手続きを行う際は書面申請の場合でも必ず「申プロ」の電子データの提供を義務付ければ機関側も「申プロ」データを申請者から受領することで電子報告を進めやすくなると思います。特定行政庁側も、受領するデータが統一されるため電子報告の受け入れ方法も統一されると思います。また、申請者側も機関毎に異なる方法でなくなるため利便性が向上すると思います。申請者が作成した申請書の情報を機関と特定行政庁で利用することが本来の電子化だと思っています。 これから電子報告を始める特定行政庁は、JCBA ICT活用部会の建築確認電子報告ガイドラインをベースにした形で進めていただきたいと思います。特定行政庁によって提出様式（ファイル形式）、該当ファイルの名前つけルール、運用システムが異なると電子報告を進めることが難しいです。特定行政庁毎に異なるローカルルールに対応することは難しいです。また紙と電子（事務局注：「PDFとテキストファイル」の意味と思われる）の両方を提出することがガイドラインの推奨ルールとなっているが、電子報告の場合は電子のみの送付とすることが望ましいと考えます。

No.	区分	電子報告の課題
52	〃	・各特定行政庁への報告は統一してもらいたい。電子報告することで、業務の複雑化などにならないようにしてもらいたい。
53	〃	・報告期限厳守であるため、不受理となった際のお知らせ機能があれば検討頂きたい。
54	〃	・電子報告の場合は現在の機関→市区町村→県→国ではなく、機関→国→県→市区町村（県・市区町村が必要なデータを取得）に報告の順番を変更して統一した報告方法にしてはどうでしょうか。報告用システムの開発費補助を検討いただきたい。
55	指定機関	・報告に係る手数料を無償化も含め検討していただきたい。 ・無償化が難しいのであれば、手数料算定ベースを取扱件数ではなく、報告件数（システム利用件数）ベースの低廉な価格とするなどの見直しはできないでしょうか。
56	〃	・弊社では、システム導入済みですが、報告先での導入がなされていない特定行政庁に併せて紙での報告しております。導入の推進等により、できるだけ早い段階での電子報告ができればと考えております。
57	〃	・電子報告に加え、書面で報告する場合は法定日数を超えて報告することを可能としてほしい。（例 1か月）
58	〃	・各特庁への報告データは、統一形式で送信できるシステムとするべき。機関側で特庁別にデータ作成するのであれば機関側の負担が大きく、電子化は進まないと思像する。
59	〃	・建築計画概要書を PDF データで報告する際、付近見取図・配置図について、解像度を高めるとファイルが大きくなり受け取れない場合がある。解像度を下げると文字等読み取れないとの連絡を受ける。その場合、紙媒体で送付することとなり、電子報告のメリットを感じられない。むしろ、やりとりに手間を取られてしまう。
60	〃	・特定行政庁側のシステムにより、取り扱える報告の種別が異なるのは、全ての報告・通知を扱うよう改善してほしい。 ・今に至る運用の変遷は理解できるが、「完全データ本位」に移行、統一してほしい。 ・現時点では法定報告等と、それ以外（各種届出等の運用上の手続き。）について電子化として扱える範囲が異なるが、デジタル化の主意からすれば、同一の位置づけで検討いただきたい。 ・電子通知・報告を扱う特定行政庁を拡大してほしい。 ・報告等をおこなった各種データを、行政側で統計や定期報告対象物件の把握等に活用することを検討いただき、現在機関側に求めている法定外のアンケート等の削減をお願いしたい。
61	〃	・確認申請手続きでまだまだ完全電子化されていない部分があり運用上整理が難しい書類等がある。また、ガイドラインでも分かりやすい整理が必要（柔軟性の含めて）現状ハイブリッドも必要
62	〃	・特定行政庁による細かな対応の違いに苦慮している。（工事届、概要書の原本送付の有無等）
63	〃	・ペーパーレス化を行っていない特定行政庁が多い為、取り入れると手間が増えた。手続きの軽減化を考慮して欲しい。
64	〃	・行政庁ごとに要求される事項が異なり、それぞれの内容に合わせていくことが難しい。電子報告をしているにもかかわらず、ペーパーを要求する行政庁もあります。
65	〃	・概要書と建築工事届の取扱いが各特定行政庁により異なるため、各都道府県単位で共通の運用が出来ないか検討して頂きたい。
66	〃	・特定行政庁だけでなく、消防部局また保険部局との連携を考えると、現段階でどこの部署もシステム上だけで処理できるのか不明。
67	〃	・電子報告による場合は、書面報告は不要として頂きたい。
68	〃	・電子申請されたものの電子報告は、円滑に移行できるように思うが、紙申請のものまで電子報告することは多大な時間を要すると考えます。
69	〃	・行政側がシステムを導入していないので電子報告ができない。

建築確認電子申請又は電子報告に係る説明会の実施 及び課題収集のためのアンケート調査について

趣旨

電子申請^{注1}と電子報告^{注2}については、当部会にて、平成29年度より5か年にわたって課題調査やガイドライン作成等を進めてきました。

一方、押印廃止をはじめとする制度緩和も進められた結果、制度上の障壁はなくなったほか、国土交通省による電子申請受付システム廉価版の開発等により、システム環境整備に係るコスト負担も減り、従前課題とされた事項は解決しております。

このような状況を踏まえ、電子申請及び電子報告のさらなる普及促進を図るため、当部会では、電子申請又は電子報告を実施しようとする団体（特定行政庁・指定確認検査機関）を対象に、個別のニーズを把握したうえで必要な情報を丁寧に提供するための説明会を実施します。

本アンケートは、当該説明会の内容や開催場所等の検討を目的とするものです。またあわせて、電子申請又は電子報告を実施中の団体を対象に、既に電子申請又は電子報告の現場で生じている疑義事項や課題の収集整理も実施します。

^{注1} 建築確認の本申請を電子で受け付けるもの。事前相談の図面のみ電子で受信するいわゆるWEB申請を除く。

^{注2} 行政報告の提出書類について一部又は全部を電子で送受信するもの

調査対象 全特定行政庁及び全指定確認検査機関

実施方法 別紙による

スケジュール

- 7月8日 回答締切
- 7月下旬 説明会実施希望団体への日程調整連絡
- 8月下旬～説明会開催
- 1月頃 課題のとりまとめ

参考資料

建築確認電子申請説明会／電子報告説明会 次第案

ご多用中恐縮ですが、7月8日(金)までのご提出をお願いします。

別紙

ICT活用部会 電子申請分科会・電子報告分科会 あて

建築確認電子申請又は電子報告に係る説明会の実施に関するアンケート

団体名	一般財団法人〇〇〇センター
担当者名	〇〇 〇〇
電話番号	00-0000-0000
メールアドレス	xxxx@xxxxx.xx.jp

問1 建築確認電子申請及び電子報告の実施状況についてお伺いします。

※電子申請:本申請を電子で受け付けるもの。事前相談の図面のみ電子で受信するいわゆるWEB申請は除く。

電子報告:行政報告の提出書類について一部又は全部を電子で送受信するもの。

	質問	回答	備考
1-1.	建築確認電子申請の受付を実施していますか。		選択肢 はい/いいえ/その他(備考にご記入ください)
1-2.	電子報告を実施していますか。		選択肢 はい/いいえ/その他(備考にご記入ください)

問2 (問1-1、1-2いずれも「はい」の場合は回答不要)

電子申請又は電子報告に係る説明会についてお伺いします。

	質問	回答	備考
2-1.	当財団では、国土交通省のご指導に基づき、建築確認電子申請受付開始又は電子報告実施に向けた説明会を検討しております(別添参照)。 説明会への参加を希望されますか。 ※「はい」を選択された場合、追って開催日時等をご連絡します。 ※「いいえ」を選択された場合、その理由を備考欄にご記入ください。		選択肢 はい/いいえ
2-2.	電子での運用に踏み切るに当たり、法令やガイドラインの解釈がわからないなど、導入のネックとなっている部分はございますか。 また、説明会に盛り込むべき内容やご質問等につきましても、ございましたらご記入ください。	(自由記入)	

問3 建築確認電子申請を実施中の団体にお伺いします。

※本設問の集計資料等において、団体名は秘匿いたします。

	質問	回答	備考
3-1.	電子申請可能な建築物の規模等に条件はありますか。		選択肢 条件なし(すべての建築物) 4号又は認証型式のみ その他(備考にご記入ください)
3-2.	事前相談で提出した申請書類をそのまま「本申請」として扱う場合、申請書第一面における【申請日】が空欄のままであったり、実際の受付日よりはるか以前になってしまうことがあり、この場合、第一面の再提出を求めるべきかの疑義が出ています。貴団体ではどのように取り扱っていますか。		選択肢 再提出を求めることがある 再提出は求めない その他(備考にご記入ください)
3-3.	国の通知により、確認済証等(確認済証、中間検査合格証及び検査済証)は電子申請であっても書面で交付することとされていますが、確認済証等以外の文書(引受承諾書、請求書等)は電子で交付できます。貴団体で、電子で交付している(又は交付予定の)文書はありますか。ある場合は、備考欄に具体的な文書名をご記入ください。		選択肢 ある ない
3-4.	電子申請された物件について、確認済証の副本は、申請者から特段の要望がない場合、電子と書面のどちらで交付していますか。		選択肢 電子 書面
3-5.	電子申請における手数料等の追加(手数料加算額、消防用図面印刷料、副本印刷料等)は設定されていますか。		選択肢 設定なし 設定あり(備考にご記入ください)
3-6.	国の通知により、電子申請された物件の法令に基づく図書保存は、「保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること」とされています。貴団体では、これにどのように対応していますか。 ※今後対応方法を変更する予定があれば、変更後の方法をご回答ください。		選択肢 アクセス権限、アクセスログ及びバックアップ タイムスタンプ その他(備考にご記入ください)
3-7.	電子申請の運用において、運用上の疑義事項、ご要望(制度改正が必要なものも含む)等がございましたらご記入ください。	(自由記入)	

問4 電子報告についてお伺いします(1-2.の回答にかかわらずご回答ください)。

※本設問の集計資料等において、団体名は秘匿いたします。

	質問	回答
4-1.	電子報告の運用において、運用上の疑義事項、ご要望(制度改正が必要なものも含む)等がございましたらご記入ください。	(自由記入)

お問合せ
ICT活用部会事務局(ICBA) 担当 小池・久保
TEL03-5225-7706

電子報告受入中の特定行政庁一覧

※特庁名に「◆宛先統合」とあるのは、電子報告の送信先を（出先機関によらず）1箇所とすることを示す

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレスによる電子報告／無印：ペーパーレス化を一切行わない電子報告（郵送本位）／赤字：最近の更新内容

No.	区域	特庁名	開始時期	備考	No.	区域	特庁名	開始時期	備考	No.	区域	特庁名	開始時期	備考
	北海道	(なし)			61	神奈川	秦野市	R03.11	データ本位可		鳥取	(なし)		
1	青森	青森県	H30.02		62		厚木市	R04.02	データ本位可	123	鳥根	島根県	H28.04	
2		青森市	H30.02		63		大和市	R03.12	データ本位可	124		松江市	H28.04	
3		弘前市	H30.02			新潟	(なし)			125		出雲市	H30.03	データ本位可
4		八戸市	H30.02		64	富山	富山県	H23.04		126		安来市	H28.04	
5	岩手	岩手県◆宛先統合	H29.02		65		富山市	H23.04		127		雲南市	H28.04	
6		盛岡市	H29.02			石川	(なし)			128	岡山	岡山県	H28.07	
7		宮古市	H29.02		66	福井	福井県	H23.04		129		倉敷市	H28.07	
8		花巻市	H29.02		67		福井市	H23.04	データ本位可	130		津山市	H28.07	
9		北上市	H29.02		68	山梨	山梨県◆宛先統合	H30.02	データ本位可	131		玉野市	R03.09	
10		一関市	H29.02		69	長野	長野県	R03.06		132		総社市	H28.07	
11		釜石市	H29.02		70		塩尻市	R04.01	データ本位可	133		笠岡市	H28.07	
12		奥州市	H29.02			岐阜	(なし)			134	広島	広島県◆宛先統合	H26.04	
13	宮城	宮城県	H27.12	データ本位可	71	静岡	静岡県	H23.04	データ本位可	135		広島市	H26.04	
14		仙台市	H27.12	データ本位可	72		静岡市	H23.04	データ本位可	136		福山市	H26.04	
15		石巻市	H27.12	データ本位可	73		浜松市	H23.04	データ本位可	137		呉市	H26.04	
16		塩竈市	H27.12	データ本位可	74		沼津市	H23.04		138		三原市	H26.04	
17		大崎市	H27.12	データ本位可	75		富士宮市	H22.04		139		尾道市	H26.04	
	秋田	(なし)			76		富士市	H23.04		140		東広島市	H26.04	
	山形	(なし)			77		焼津市	H23.04		141		廿日市市	H26.04	
18	福島	福島県	H25.10		78		三島市	H22.04		142		三次市	H26.04	
19		福島市	H25.10		79		磐田市	H23.04			山口	(なし)		
20		郡山市	H25.10		80		伊東市	H22.04			徳島	(なし)		
21		いわき市	H25.10		81		島田市	H23.04			香川	(なし)		
22		会津若松市	H25.10		82		掛川市	H23.04		143	愛媛	愛媛県	H28.06	
23		須賀川市	H25.10		83		藤枝市	H23.04		144		松山市	H28.06	
	茨城	(なし)			84		御殿場市	H23.04		145		今治市	H28.06	
	栃木	(なし)			85		袋井市	H23.04		146		新居浜市	H28.06	
24	群馬	群馬県	H27.12		86		裾野市	H25.04		147		西条市	H28.06	
25		高崎市	H28.03		87		湖西市	H23.04		148		宇和島市	H28.06	
26		前橋市	H30.04		88	愛知	名古屋市	H31.03		149	高知	高知県	H23.04	
27		太田市	H27.12	データ本位可	89		半田市	H31.03		150		高知市	H23.04	
28		館林市	H28.05		90		安城市	H31.03		151	福岡	福岡県	H26.04	
29		桐生市	H30.04		91		西尾市	H31.03		152		北九州市	H26.04	
30		渋川市	H27.12	データ本位可	92		東海市	H31.03		153		福岡市	H26.04	
31		富岡市	H27.12		93	三重	三重県◆宛先統合	R03.05	データ本位可	154		久留米市	R04.01	データ本位可
32		安中市	H27.12		94		四日市市	R02.04	データ本位可	155		大牟田市	H23.04	データ本位可
33		沼田市	H28.05		95		津市	R03.01	データ本位可		佐賀	(なし)		
34		みどり市	H28.10		96	滋賀	滋賀県◆宛先統合	H25.05		156	長崎	長崎県◆宛先統合	H28.04	データ本位可
35	埼玉	さいたま市	H25.02	データ本位可	97		大津市	H25.05		157		佐世保市	H28.04	データ本位可
36	千葉	千葉県	H27.02		98		彦根市	H25.05		158		長崎市	H28.04	データ本位可
37		千葉市	H27.02		99		長浜市	H25.05		159		島原市	H28.04	
38		市川市	H30.11		100		近江八幡市	H25.05		160		大村市	H28.04	
39		松戸市	H27.02		101		草津市	H25.05			熊本	(なし)		
40		柏市	H27.02		102		守山市	H25.05		161	大分	佐伯市	H29.10	
41		市原市	H27.02		103		東近江市	H25.05		162	宮崎	宮崎県	R03.08	データ本位可
42		木更津市	H27.02		104	京都	京都府	H27.11		163	鹿児島	鹿児島県	R03.07	データ本位可
43		成田市	R02.10		105		宇治市	H27.11		164	沖縄	沖縄県◆宛先統合	R01.06	データ本位可
44		習志野市	H27.02		106	大阪	大阪府◆宛先統合	H27.09	データ本位可	165		那覇市	R02.05	データ本位可
45		我孫子市	H27.02		107		大阪市	H27.11		166		沖縄市	R02.05	データ本位可
46		浦安市	H27.02		108		堺市	H27.09	データ本位可					
47		流山市	H27.02		109		豊中市	R04.01	データ本位可					
48		野田市	H27.02		110		吹田市	R04.06	データ本位可					
49		茂原市	H27.02		111		枚方市	R04.04	データ本位可					
50		鎌ヶ谷市	H27.02		112		守口市	R04.04	データ本位可					
51		四街道市	H27.02		113		箕面市	H27.09	データ本位可					
52		印西市	H27.02		114		寝屋川市	R02.08	データ本位のみ					
53		白井市	H27.02		115		門真市	H28.08	データ本位のみ					
54		君津市	H29.11		116	大阪	羽曳野市	H31.04	データ本位可					
55	東京	杉並区	R03.07	データ本位可	117	兵庫	兵庫県	H26.12						
56	神奈川	横浜市	H31.04	データ本位可	118		神戸市	H30.12	データ本位可					
57		川崎市	H31.04	データ本位可	119	奈良	奈良県◆宛先統合	H27.08						
58		横須賀市	H31.04	データ本位可	120		奈良市	H27.08						
59		小田原市	R04.01	データ本位可	121		橿原市	H27.08						
60		茅ヶ崎市	H31.04	データ本位可	122	和歌山	和歌山市	H29.11						

電子報告実施中の指定確認検査機関一覧

※「送信形式」欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレスによる電子報告／無印：ペーパーレス化を一切行わない電子報告（郵送本位）／赤文字：最近の更新内容

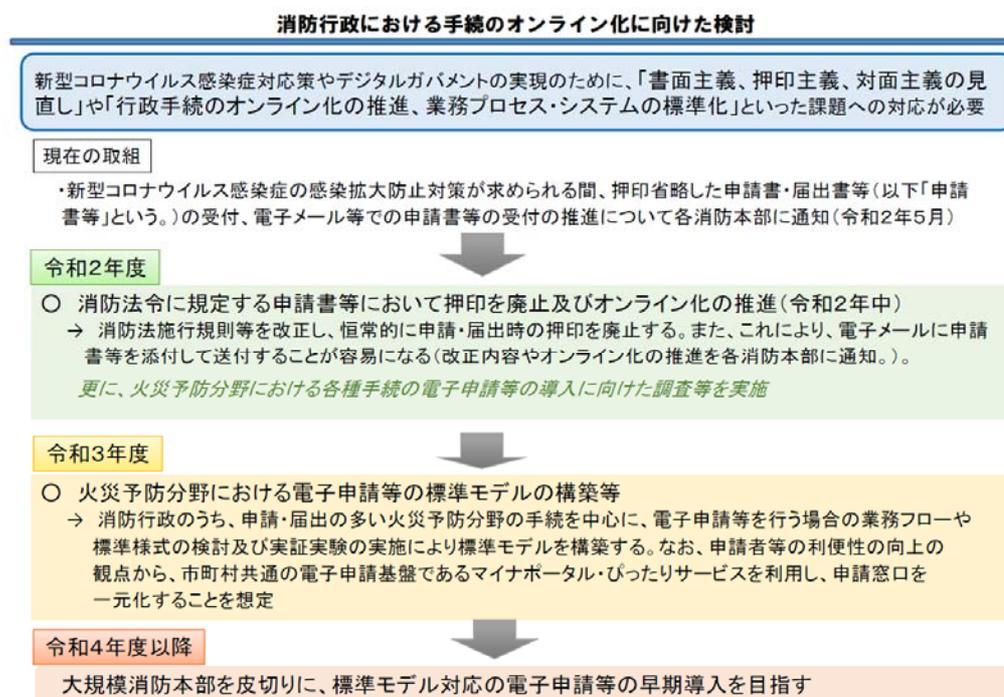
No.	区分	機関名	開始時期	相手先特定行政庁	送信形式
1	大臣	一般財団法人日本建築総合試験所	H27	大阪府,堺市,枚方市,守口市,羽曳野市,箕面市,神戸市	データ本位
2	"	日本E R I株式会社	H30	太田市,渋川市,沼田市,杉並区,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市,福井市,山梨県,長野県,塩尻市,静岡県,静岡市,浜松市,三重県,四日市市,津市,大阪府,豊中市,吹田市,枚方市,守口市,寝屋川市,門真市,神戸市,久留米市,大牟田市,長崎県,長崎市,佐世保市,鹿児島県,沖縄県,那覇市,沖縄市	データ本位
3	"	ビューローベリタスジャパン株式会社	H25	太田市,渋川市,さいたま市,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市,福井市,山梨県,長野県,塩尻市,静岡県,静岡市,浜松市,三重県,四日市市,津市,大阪府,堺市,枚方市,守口市,寝屋川市,箕面市,門真市,神戸市,久留米市,長崎県,長崎市,佐世保市,沖縄県,那覇市	データ本位
4	"	株式会社住宅性能評価センター	H30	郡山市,太田市,渋川市,杉並区,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市,福井市,山梨県,長野県,塩尻市,静岡県,静岡市,浜松市,三重県,四日市市,津市,大阪府,枚方市,守口市,寝屋川市,大牟田市,長崎県,長崎市,佐世保市,宮崎県,鹿児島県,沖縄県,那覇市,沖縄市	データ本位
5	"	株式会社国際確認検査センター	H27	太田市,渋川市,長野県,塩尻市,静岡県,京都府,大阪府,大阪市,堺市,枚方市,守口市,箕面市,羽曳野市,神戸市,長崎県,佐世保市,長崎市,島原市,大村市	
6	"	株式会社東京建築検査機構	R01	太田市,渋川市,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市,山梨県,長野県,塩尻市,静岡県,大阪府,枚方市,守口市,堺市,神戸市,長崎県,長崎市,佐世保市,沖縄県,那覇市,沖縄市	データ本位
7	"	日本確認センター株式会社	H27	太田市,渋川市,千葉県,千葉市,市川市,松戸市,柏市,市原市,木更津市,成田市,習志野市,我孫子市,浦安市,野田市,茂原市,流山市,鎌ヶ谷市,君津市,四街道市,印西市,白井市,長野県,塩尻市	
8	"	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	H22	静岡県,静岡市,浜松市,沼津市,富士宮市,富士市,焼津市,三島市,磐田市,伊東市,島田市,掛川市,藤枝市,御殿場市,袋井市,裾野市,湖西市	
9	地整	株式会社東北建築センター	H29	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	
10	"	株式会社神奈川建築確認検査機関	R03	横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市	データ本位
11	"	ユーディーアイ確認検査株式会社	R02	杉並区,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市	データ本位
12	"	一般社団法人日本住宅性能評価機構	H31	山梨県	データ本位
13	"	株式会社近確機構	R04	大阪府,枚方市,寝屋川市	データ本位
14	"	建築検査機構株式会社	H31	滋賀県,大津市,彦根市,長浜市,近江八幡市,草津市,守山市,東近江市,京都府,宇治市,大阪府,大阪市,堺市,豊中市,枚方市,守口市,寝屋川市,箕面市,門真市,羽曳野市,神戸市,奈良県,奈良市,和歌山県,和歌山市	データ本位 (一部特庁のみ)
15	"	株式会社技研	R04	枚方市,守口市,寝屋川市,門真市	データ本位
16	"	株式会社阪確サポート	H27	大阪府,堺市,枚方市,守口市,箕面市,門真市,寝屋川市	データ本位
17	"	株式会社確認検査機構プラン2 1	H27	京都府,宇治市,大阪府,大阪市,堺市,枚方市,守口市,箕面市,羽曳野市,神戸市,奈良県,奈良市,橿原市	
18	"	株式会社オーネックス	R02	枚方市,守口市,寝屋川市	データ本位
19	"	アール・イー・ジャパン株式会社	H27	大阪府,堺市,豊中市,枚方市,守口市,寝屋川市,箕面市,門真市,羽曳野市	データ本位
20	"	株式会社総合確認検査機構	H29	京都府,大阪府,大阪市,堺市,枚方市,守口市,羽曳野市,和歌山県	データ本位 (一部特庁のみ)
21	"	九州住宅保証株式会社	R01	福岡県,北九州市,福岡市,久留米市,大牟田市,長崎県,長崎市,佐世保市,島原市,大村市,佐伯市	
22	知事	株式会社建築住宅センター	H30	青森県,青森市,弘前市,八戸市	
23	"	一般財団法人岩手県建築住宅センター	H29	岩手県,盛岡市,宮古市,花巻市,北上市,一関市,釜石市,奥州市	
24	"	一般財団法人宮城県建築住宅センター	H28	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	データ本位
25	"	株式会社仙台都市整備センター	H27	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	
26	"	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	H25	福島県,福島市,郡山市,いわき市,会津若松市,須賀川市	
27	"	公益財団法人群馬県建設技術センター	H27	群馬県,前橋市,高崎市,桐生市,太田市,館林市,渋川市,富岡市,安中市,沼田市,みどり市	
28	"	株式会社千葉県建築住宅センター	H29	千葉県,千葉市,市川市,松戸市,柏市,市原市,木更津市,成田市,習志野市,我孫子市,浦安市,野田市,茂原市,流山市,鎌ヶ谷市,君津市,四街道市,印西市,白井市	
29	"	一般財団法人富山県建築住宅センター	H23	富山県,富山市	
30	"	一般財団法人福井県建築住宅センター	H23	福井県,福井市	
31	"	公益社団法人山梨県建設技術センター	H30	山梨県	データ本位
32	"	一般財団法人長野県建築住宅センター	R03	長野県,塩尻市	
33	"	株式会社愛知建築センター	H30	名古屋市,半田市,安城市,西尾市,東海市	
34	"	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	H25	滋賀県,大津市,彦根市,長浜市,近江八幡市,草津市,守山市,東近江市	
35	"	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	H26	京都府,宇治市	
36	"	一般財団法人大阪建築防災センター	H26	大阪府,堺市,豊中市,枚方市,守口市,寝屋川市,箕面市,門真市,羽曳野市	データ本位
37	"	株式会社兵庫確認検査機構	H26	兵庫県	
38	"	一般財団法人なら建築住宅センター	H30	枚方市,奈良県,奈良市,橿原市	
39	"	一般財団法人島根県建築住宅センター	H28	島根県,松江市,出雲市,安来市,雲南市	
40	"	岡山県建築住宅センター株式会社	H28	岡山県,倉敷市,津山市,玉野市,総社市,笠岡市	
41	"	株式会社広島建築住宅センター	H26	広島県,広島市,福山市,呉市,三原市,尾道市,東広島市,廿日市市,三次市	
42	"	株式会社愛媛建築住宅センター	H28	愛媛県,松山市,今治市,新居浜市,宇和島市,西条市	
43	"	公益社団法人高知県建設技術公社	H23	高知県,高知市	
44	"	一般財団法人福岡県建築住宅センター	H23	福岡県,北九州市,福岡市,久留米市,大牟田市	
45	"	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター	H29	長崎県,長崎市	
46	"	一般財団法人大分県建築住宅センター	H29	佐伯市	

消防同意電子化の取組

▼経過

時期	内容	備考
平成 29 年 9 月	消防同意等の電子化に向けたシステム導入対応マニュアル送付（消防予第 269 号）	総務省消防庁
平成 30 年秋	消防同意の電子化に係る説明会開催 全国 172 消防本部 259 名が参加	総務省消防庁主催
令和 2 年 12 月	消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について（消防総 812）	総務省消防庁
令和 3 年 2 月	電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱（消防予第 40 号）	総務省消防庁
令和 3 年 8 月	消防通知の電子化（下記参照）	神戸市消防局
令和 3 年 12 月	消防同意等事務の電子化	岡崎市消防本部

▼令和 2 年 12 月総務省消防庁通知 別添資料



▼岡崎市消防本部の通知（要旨）

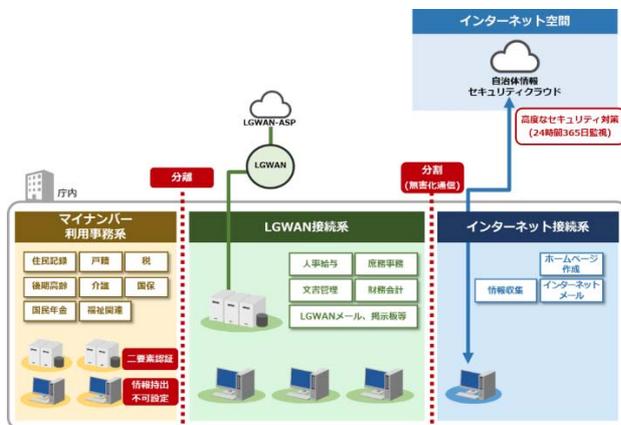
建築確認に係る消防同意等事務の取扱変更について
<p>この度、消防行政における手続きのオンライン化を一層図るべく、建築確認に係る消防同意等事務の取扱について、下記の通り変更いたしますので、御承知おきください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「あいち電子申請・届出システム」による受付を開始します。 2 同意の通知方法変更 同意する旨、消防長の官職、建築主の氏名等の事案を特定するために必要な事項、交付の日付等を記載した文章を交付する方法に変更します。 3 様式の変更（略） 4 運用開始日 令和4年1月1日

特定行政庁における電子申請受付システムの構築とネットワーク分離について

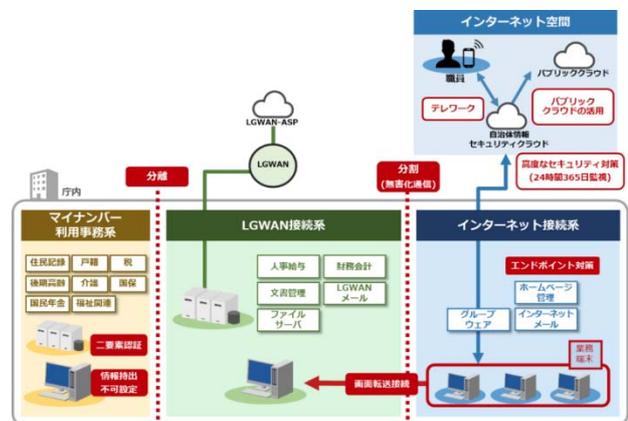
地方公共団体では、ネットワークを三層に分離してセキュリティを確保している。電子申請はインターネット接続系で申請データを取得する必要があるが、異なる接続系をまたぐシステムを庁内に構築することが困難であるため、業務端末がLGWAN接続系かインターネット接続系のどちらに接続されているかはシステム構築で最初に確認すべき事項となる。

また、三層分離の対応方法として、 α モデル（従来型）から、業務の効率性・利便性の向上を目的に β モデル、 β' モデルを検討する動きも出ている。 α モデル、 β モデルの場合は文書管理用の端末がLGWAN接続系にあることから、取得した申請データを手作業でLGWAN接続端末に移動するか、インターネット接続系と連携したLGWAN-ASPの利用などで対応することが考えられる。

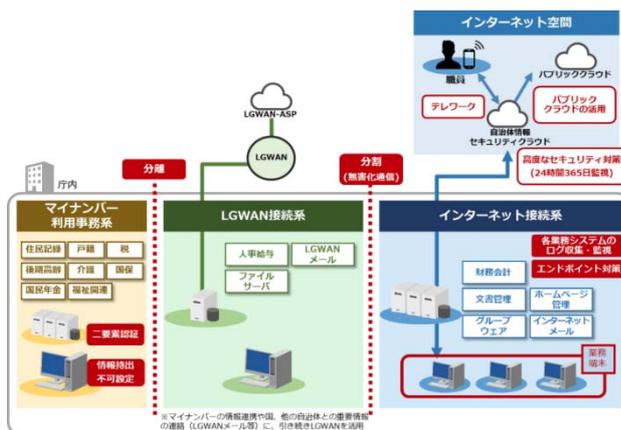
β' モデルの場合はインターネット接続系にシステムを構築すればよく、比較的単純な仕組みを採用することが可能。



α モデル
(従来型)



β モデル
(LGWAN端末からVDIでインターネットに接続)



β' モデル
(文書管理システムをインターネット接続系に構築)

出典：地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月）
https://www.soumu.go.jp/denshijiti/jyouchou_policy/

電子申請受付システム 受付サーバ導入事例

項目	数量	標準価格	御見積単価	御見積合計
①サーバ				
HP(Enterprise) ML110 Gen10 8SFF SAS オブ得モデル	1	572,720	516,900	516,900
(株)コレガ CG-KVMCBLU30A USB切替器オプションケーブル(3m)	1	3,480	2,900	2,900
日本ヒューレット・パッカード(株) HP RDX+ 2TB USB3.0 ディスクバックアップシステム(外付型)	1	100,000	91,800	91,800
HP(Enterprise) RDX 2TB リムーバブルディスクバックアップカートリッジ	1	80,000	73,000	73,000
オムロン(株) BY50S 無停電電源装置(常時商用給電/正弦波出力)500VA/300W	1	27,800	15,200	15,200
日本マイクロソフト(株) (OPビジネス)Windows Server STD CORE 2019 16 Licenses ライセンス	1	Open	108,700	108,700
日本マイクロソフト(株) (OPビジネス)Excel 2019 ライセンス	1	Open	17,850	17,850
ベリタステクノロジーズ SYSTEM RECOVERY SERVER ED WIN 1 SERVER BUSINESS PACK + ESSENTIAL保守 CORPORATE	1	93,800	66,400	66,400
キャノンITソリューションズ(株) ESET File Security for Linux / Windows Server 5年1ライセンス	1	60,000	50,500	50,500
エレコム(株) やわらかLANケーブル/CAT6A/爪折れ防止/3.0m /ブルー LD-GPAYT/BU30	1	1,750	900	900
①小計				¥944,150
②設置料金(役務)				
設置設定訪問基本料金(人/回)	2		12,000	¥24,000
ソフトウェアインストールサービス(カテゴリA)	1		4,200	¥4,200
Server PC導入バック	1		120,000	¥120,000
バックアップソフトウェアおまかせバック	1		150,000	¥150,000
②小計				¥298,200
合計①+②				¥1,242,350

<備考>

* 参考リース料金 5年リース ① (本体のみの場合 ¥944,150) /月額17,000円 (税抜き)

* 参考リース料金 5年リース ② (合計金額 ¥1,242,350) /月額 22,400円(税抜き)

◎上記料金に別途法定の消費税を申し受けます。



(定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- 二 行政機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関
 - ロ イに掲げる機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたもの
 - ハ 地方公共団体又はその機関(議会を除く。)
 - ニ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。へにおいて同じ。)
 - ホ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。へにおいて同じ。)
 - ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)
 - ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者
 - チ ニからトまでに掲げる者(トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。)
- 三 国の行政機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 前号イ及びロに掲げるもの
 - ロ 前号ニ及びへからチまでに掲げる者のうちその者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの
- 四 民間事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの(行政機関等を除く。)をいう。
- 五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 六 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 七 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 八 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知(訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続(以下この条及び第14条第1項において「裁判手続等」という。))において行われるものを除く。)をいう。この場合において、經由機関(法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。))があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。
- 九 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知(不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。)をいう。この場合において、經由機関(法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。))があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。
- 十 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。
- 十一 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。
- 十二 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

第2節 手続等における情報通信技術の利用

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)

を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第11条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第7条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。
 - 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
 - 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。
 - 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

- 第8条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

- 第9条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該作成等に関する法令の規定を適用する。
 - 3 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第10条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

- 一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるもの
- 二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

**主務省令 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
(平成15年国土交通省令第25号)(抄)**

最終改正：令和3年1月1日施行

(趣旨)

第1条 国土交通省の所管する法令に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条から第9条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、この省令の定めるところによる。

- 2 国土交通省の所管する法令に係る手続等（法第6条から第9条までの適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、法及びこの省令の規定の例による。

(定義)

第2条 この省令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

- 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 電子署名 電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - イ 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
 - 二 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 法第6条第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とであって国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。
- 3 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、前2項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものとともに送信しなければならない。
 - 一 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - 三 前2号に規定するもののほか、国土交通大臣が告示で定める電子証明書
- 4 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第1項の電子計算機から入力しなければならない。
- 5 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号並びに生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するため

の符号をいう。以下同じ。)を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第1項の電子計算機から入力し、並びに同項の電子計算機において設定した生体認証符号等を入力しなければならない。

- 6 申請等を行う者は、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、第2項の規定により入力しなければならない事項のうち行政機関等が指定するものについて入力を要しない。
 - 一 申請等を行う者に係る第3項各号に掲げる電子証明書を送信するとき。
 - 二 電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を行政機関等に依頼するとき。
 - 三 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則（平成18年2月7日法務省令第12号）第223条に規定する電磁的方法により国土交通大臣が告示で定める期間を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置くとき。
 - 四 法令の規定により添付すべきこととされている地形図、位置図その他の地図に表示すべき位置情報を、申請等が行われるべき行政機関等が指定する地理情報システムにより作成し、これを送信するとき。

（情報通信技術による手数料の納付）

第5条 法第6条第5項に規定する主務省令で定める方法は、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 法第6条第6項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第7条 法第7条第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第8条 行政機関等が、法第7条第1項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項を前条の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって国土交通大臣が告示で定めるものとともに前条の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置かなければならない。

2 前項の規定に基づく処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから行政機関等が指定する期限までに記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第9条 法第7条第1項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力並びに生体認証符号等の使用
- 三 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第10条 法第7条第5項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第11条 行政機関等が、法第8条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録された事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第12条 行政機関等が、法第9条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第13条 法第6条第4項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより、第4条第1項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第3項各号のいずれかに該当するものとともに送信する措置
 - 二 識別番号及び暗証番号を第4条第1項の電子計算機から入力する措置（同条第4項の規定が適用される場合に限る。）
 - 三 識別番号及び暗証番号を第4条第1項の電子計算機から入力し、並びに同項の電子計算機において設定した生体認証符号等を使用する措置（同条第5項の規定が適用される場合に限る。）
 - 四 前各号に掲げるもののほか、行政機関等が定める措置
- 2 法第7条第4項に規定する主務省令で定める措置は、第8条第1項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同項に規定するものとともに処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置く措置とする。
- 3 法第9条第3項に規定する主務省令で定める措置は、第12条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であって第8条第1項に規定するものを添付する措置とする。

告示 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示 （平成15年国土交通省告示第240号）

最終改正：令和元年12月16日施行

第1条 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号。以下「規則」という。）第3条及び第7条に規定する申請等を行う者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。
- 二 行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。

第2条 申請等を行う者が規則第4条第2項に基づき当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。

第3条 規則第4条第3項第3号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって、国の行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（規則第3条第3項第1号に規定するものを除く。）であって、行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができ、かつ、行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、行政機関等が指定するもの

第4条 規則第4条第6項第3号に規定する期間は、申請等を行った日から5年を経過する日までとする。

第5条 規則第8条第1項に規定する電子証明書は、政府認証基盤における国土交通省の認証局が作成するものその他行政機関等が指定するものとする。

建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

最終改定：令和3年8月26日

（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）

第6条の2

5 第1項の規定による指定を受けた者（注：指定確認検査機関）は、同項の確認済証又は前項の通知書の交付を

したときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

(構造計算適合性判定)

第6条の3

- 4 都道府県知事は、第1項の申請書を受理した場合には、その受理した日から14日以内に、当該申請に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。
- 7 建築主は、第4項の規定により同項の通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書(当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。)であるときは、第6条第1項又は前条第1項の規定による確認をする建築主事又は同項の規定による指定を受けた者に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第6条第7項又は前条第4項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

(国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査)

第7条の2

- 6 第1項の規定による指定を受けた者(注:指定確認検査機関)は、同項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

(国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査)

第7条の4

- 6 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者(注:指定確認検査機関)は、第1項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第7条の6

- 3 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者(注:指定確認検査機関)は、第1項第2号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

(報告、検査等)

第12条

- 8 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第1項及び第3項の規定による報告(注:定期報告)に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳(当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。)を保存しなければならない。
- 9 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項及び当該台帳(同項の国土交通省令で定める書類を含む。)の保存期間その他その保存に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(確認検査業務規程)

- 第77条の27 指定確認検査機関は、確認検査の業務に関する規程(以下この節において「確認検査業務規程」という。)を定め、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 確認検査業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣等は、第1項の認可をした確認検査業務規程が確認検査の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その確認検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

- 第77条の29 指定確認検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、指定確認検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(書類の閲覧)

- 第93条の2 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第12条第1項及び第2項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

（確認申請書の様式）

第1条の3 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。（中略）

- 一 別記第2号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。
 - イ 次の表一の各項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の（は）項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）
 - ロ 申請に係る建築物が次の（1）から（3）までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該（1）から（3）までに定める図書及び書類
 - （1） 次の表二の各項の（い）欄並びに表五の（二）項及び（三）項の（い）欄に掲げる建築物（略）
 - （2） 次の（i）及び（i i）に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。）それぞれ当該（i）及び（i i）に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、（i）及び（i i）に掲げる建築物について法第20条第1項第2号イ及び第3号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）並びに（i）及び（i i）に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。
 - （i） 次の表三の各項の（い）欄上段（（二）項にあつては（い）欄）に掲げる建築物 当該各項の（ろ）欄に掲げる構造計算書
 - （i i） 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第2項第1号イ若しくはロ又は同項第2号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の（ろ）欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの
 - （3） 次の表四の各項の（い）欄に掲げる建築物（略）
- 二 別記第3号様式による建築計画概要書
- 三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し
- 四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第4項第4号、第3条第3項第4号及び第3条の7第1項第4号において「建築士」という。）により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合（建築士法（昭和25年法律第202号）第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第4号、第3条第3項第4号及び第3条の7第1項第4号において同じ。）にあつては、同法第20条第2項に規定する証明書（構造計算書を除く。第4項第4号、第3条第3項第4号及び第3条の7第1項第4号において単に「証明書」という。）の写し

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第3条の4 法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第15号様式による確認済証に、前条において準用する第1条の3、第2条の2又は第3条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第3条の12に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条に規定する書類を添えて行わなければならない。

- 2 法第6条の2第4項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
 - 一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第1条の3、第2条の2又は第3条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第3条の12に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条に規定する書類を添えて行う。
 - 二 申請に係る建築物の計画が申請の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の三様式による通知書により行う。
- 3 前2項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織（指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3条の11、第3条の22（第6条の10、第6条の12、第6条の14及び第6条の16において準用する場合を含む。）及

び第11条の2の2を除き、以下同じ。)の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

(確認審査報告書)

- 第3条の5 法第6条の2第5項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の国土交通省令で定める期間は、法第6条の2第1項の確認済証又は同条第4項の通知書の交付の日から7日以内とする。
- 2 法第6条の2第5項に規定する確認審査報告書は、別記第16号様式による。
- 3 法第6条の2第5項の国土交通省令で定める書類(法第6条の2第1項の確認済証の交付をした場合に限り)は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類
 - イ 建築物 別記第2号様式の第4面から第6面までによる書類並びに別記第3号様式による建築計画概要書
 - ロ 建築設備 別記第8号様式の第2面による書類
 - ハ 法第88条第1項に規定する工作物 別記第10号様式(観光用エレベーター等にあつては、別記第8号様式(昇降機用))の第2面による書類
 - ニ 法第88条第2項に規定する工作物 別記第12号様式による築造計画概要書
 - 二 法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針(以下単に「確認審査等に関する指針」という。)に従つて法第6条の2第1項の規定による確認のための審査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
 - 三 適合判定通知書又はその写し
- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

- 第3条の7 法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。
- 一 別記第18号の2様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)
 - イ (略)
 - ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類
 - (1) 次の(i)及び(i i)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(i i)に定める図書及び書類
 - (i) 第1条の3第1項の表2の(1)項の(i)欄に掲げる建築物並びに同条第1項の表5の(2)項及び(3)項の(i)欄に掲げる建築物 (略)
 - (i i) 第1条の3第1項の表2の(61)項の(i)欄に掲げる建築物(令第137条の2の規定が適用される建築物に限る。) (略)
 - (2) 次の(i)及び(i i)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(i i)に定める図書(第1条の3第1項第1号ロ(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び同号ロ(2)に規定する国土交通大臣が指定した構造計算の計算書)。ただし、(i)及び(i i)に掲げる建築物について法第20条第1項第2号イ及び第3号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、第1条の3第1項第1号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等及び同号ロ(2)ただし書に規定する国土交通大臣が指定した図書をもって代えることができる。
 - (i) 第1条の3第1項の表3の各項の(i)欄上段((2)項にあつては(i)欄)に掲げる建築物 (略)
 - (i i) 令第81条第2項第1号イ若しくはロ又は同項第2号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 (略)

(適合判定通知書又はその写しの提出)

- 第3条の12 法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて行うものとする。

(完了検査引受証及び完了検査引受通知書の様式)

- 第4条の5 法第7条の2第3項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の検査の引受けを行った旨を証する書面の様式は、別記第22号様式による。
- 2 法第7条の2第3項の規定による検査の引受けを行った旨の通知の様式は、別記第23号様式による。
- 3 前項の通知は、法第7条の2第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第4条の7において同じ。)の検査の引受けを行った日から7日以内で、かつ、当該検査の引受けに

係る工事が完了した日から4日が経過する日までに、建築主事に到達するように、しなければならない。

(指定確認検査機関が交付する検査済証の様式)

第4条の6 法第7条の2第5項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する検査済証の様式は、別記第24号様式による。

- 2 指定確認検査機関が第4条の4の2において準用する第4条第1項第1号又は第4号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第7条の2第5項の検査済証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。
- 3 前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

(完了検査報告書)

第4条の7 法第7条の2第6項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の国土交通省令で定める期間は、法第7条の2第5項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の検査済証の交付の日又は第4条の5の2第1項の規定による通知をした日から7日以内とする。

- 2 法第7条の2第6項に規定する完了検査報告書は、別記第25号様式による。
- 3 法第7条の2第6項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 1 別記第19号様式の第2面から第4面までによる書類
 - 2 確認審査等に関する指針に従って法第7条の2第1項の規定による検査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

(中間検査引受証及び中間検査引受通知書の様式)

第4条の12 法第7条の4第2項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の検査の引受けを行った旨を証する書面の様式は、別記第29号様式による。

- 2 法第7条の4第2項の規定による検査の引受けを行った旨の通知の様式は、別記第30号様式による。
- 3 前項の通知は、法第7条の4第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第4条の14において同じ。)の検査の引受けを行った日から7日以内で、かつ、当該検査の引受けに係る工事が完了した日から4日が経過する日までに、建築主事に到達するように、しなければならない。

(中間検査報告書)

第4条の14 法第7条の4第6項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の国土交通省令で定める期間は、法第7条の4第3項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の中間検査合格証の交付の日又は第4条の12の2第1項の規定による通知をした日から7日以内とする。

- 2 法第7条の4第6項に規定する中間検査報告書は、別記第32号様式による。
- 3 法第7条の4第6項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 1 別記第26号様式の第2面から第4面までによる書類
 - 2 確認審査等に関する指針に従って法第7条の4第1項の規定による検査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

(仮使用認定報告書)

第4条の16の2 法第7条の6第3項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の国土交通省令で定める期間は、前条第5項の規定による通知をした日から7日以内とする。

- 2 法第7条の6第3項に規定する仮使用認定報告書は、別記第35号の4様式による。
- 3 法第7条の6第3項の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - 1 別記第34号様式の第2面による書類
 - 2 法第7条の6第1項第2号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの
- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもって同項各号の書類に代えることができる。

(指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式)

第4条の13 法第7条の4第3項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する中間検査合格証の様式は、別記第31号様式による。

- 2 指定確認検査機関が当該建築物の計画に係る図書及び書類（確認に要したものに限る。）を求めた場合における法第7条の4第3項の中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。
- 3 前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

（仮使用の認定の申請等）

第4条の16 法第7条の6第1項第1号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特定行政庁の仮使用の認定を受けようとする者は、別記第33号様式による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、当該認定の申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事を置く市町村の長又は都道府県知事たる特定行政庁に対して申請を行う場合においては、当該特定行政庁の指揮監督下にある建築主事が当該図書及び書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）並びに次の表の（い）項及び（は）項に掲げる図書（令第138条に規定する工作物（同条第2項第1号に掲げるものを除く。以下この項において「昇降機以外の工作物」という。）を仮使用する場合にあつては（ろ）項及び（は）項に掲げる図書、昇降機以外の工作物と建築物又は建築物及び建築設備とを併せて仮使用する場合にあつては（い）項から（は）項までに掲げる図書。次項において同じ。）その他特定行政庁が必要と認める図書及び書類を添えて、建築主事を經由して特定行政庁に提出するものとする。ただし、令第147条の2に規定する建築物に係る仮使用をする場合にあつては、（は）項に掲げる図書に代えて第11条の2第1項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書を提出しなければならない。

- 5 特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、法第7条の6第1項第2号又は第2号の規定による仮使用の認定をしたときは、別記第35号様式、別記第35号の2様式又は別記第35号の3様式による仮使用認定通知書に第1項又は第2項の仮使用認定申請書の副本を添えて、申請者に通知（指定確認検査機関が通知する場合にあつては、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付を含む。）するものとする。

（台帳の記載事項等）

第6条の3 法第12条第8項（法第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 建築物に係る台帳
- 二～四（略）

- 2 法第12条第8項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第1条の3（第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書を除く。）

- 二～十一（略）

- 3 第1項各号に掲げる事項又は前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第12条第8項に規定する台帳への記載又は同項に規定する書類の保存に代えることができる。

- 4 法第12条第8項に規定する台帳（第2項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

- 5 第2項に規定する書類（第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 第2項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して15年間
（以下略）

（書類の閲覧等）

第11条の3 法第93条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一 別記第三号様式による建築計画概要書

- 二～八（略）

- 2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。

- 3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(令和2年建設省令第13号)(抄)

最終改定：平成27年3月2日

(確認検査業務規程の記載事項)

第26条 法第77条の27第2項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 確認検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が確認検査の業務を行う区域に関する事項
- 三 確認検査の業務の範囲に関する事項
- 四 確認検査の業務の実施方法に関する事項
- 五 確認検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 確認検査員の選任及び解任に関する事項
- 七 確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 確認検査員の配置に関する事項
- 九 確認検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- 十 確認検査の業務の実施体制に関する事項
- 十一 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項
- 十二 法第77条の29の2各号に掲げる書類の備置き及び閲覧に関する事項
- 十三 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

(図書の保存)

第29条 法第77条の29第2項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第3条の3において準用する施行規則第1条の3、施行規則第2条の2及び施行規則第3条、施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条、施行規則第4条の11の2において準用する施行規則第4条の8並びに施行規則第4条の16第2項に規定する図書及び書類、施行規則第3条の5第3項第2号、施行規則第4条の7第3項第2号、施行規則第4条の14第3項第2号及び施行規則第4条の16の2第3項第2号に掲げる書類、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第6項に規定する適合判定通知書又はその写し(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第6条第1号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第2号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第3号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。)とする。

- 2 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の図書及び書類に代えることができる。
- 3 法第77条の29第2項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から15年間保存しなければならない。

指定確認検査機関指定準則(平成27年国住指第4541号)(抄)

最終改定：平成27年3月2日

第1 用語の定義

この準則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 十一 制限業種 次に掲げる業種(建築主事が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に係るもの並びに建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。
 - イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
 - ロ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
 - ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
 - ニ 昇降機の製造、供給及び流通業

第8 兼業の制限について

機関として制限業種に係る業務を行ってはならないものとする。

確認検査業務規程認可基準

最終改定：平成27年5月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の27第1項に規定する確認検査業務規程の認可(同項に規定する変更に係る場合を含む。)は、当該認可の申請に係る確認検査業務規程が、この基準に定める要件に適合するものでなければ、してはならないものとする。

第1章 確認検査業務規程に記載する事項

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第26条各号に掲げる業務規程に記載すべき事項ごとに、それぞれ次に掲げる要件に適合しているものであること。

1. 確認検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - (1) 休日を定める場合はその休日が明確に定められていること。
 - (2) 業務を実施する時間が明確に定められていること。
 - (3) 業務を実施する日及び時間が、確認検査を申請する者にとって著しく利便を欠くものとなっていないこと。
2. 事務所の所在地及びその事務所が確認検査の業務を行う区域に関する事項
 - (1) 全ての事務所の所在地が定められていること。
 - (2) 全ての事務所について業務を行う区域が明確に定められていること。
3. 確認検査の業務の範囲に関する事項
 - (1) 指定機関省令第15条各号に規定する指定区分のうち業務の範囲を更に限定する場合には、その内容が明確に定められていること。
 - (2) 業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を含む。）について、ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表することが定められていること。
 - (3) 機関は、指定確認検査機関指定準則（平成11年4月28日建設省住指発第201号。以下「準則」という。）第3第4号又は第5号に該当する建築物について、その確認検査を行わないことが定められていること。
4. 確認検査の業務の実施方法に関する事項
 - (1) 法令を遵守し業務を行うことが定められていること。
 - (2) 事業年度ごとに業務の実施に関する方針を定めることが定められていること。
 - (3) 確認検査の業務の実施に必要な全ての事項について文書として定め、職員に周知し実施させることが定められていること。
 - (4) 法令の改正、国土交通大臣及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を保存し、職員に周知・徹底することが定められていること。
 - (5) 法令の解釈、都市計画に関する状況等について明確に判断するための根拠資料に基づき審査することが定められるとともに、その資料だけでは明確に判断できない場合の対応方法が定められていること。
 - (6) 確認検査の申請に必要な図書及び書類、その様式、提出部数及び提出方法が定められていること。
 - (7) 法第77条の20第6号又は準則第3第4号若しくは第5号に該当する建築物であるかどうかの確認方法が定められていること。
 - (8) 法第77条の20第6号又は準則第3第5号に該当する指定構造計算適合性判定機関について、ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表することが定められていること。
 - (9) 業務を引き受ける条件に合致しない業務を引き受けない場合の手続が定められていること。
 - (10) 業務を引き受ける場合の手続が定められていること。
 - (11) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときの当該事項の通知の手続が定められていること。
 - (12) 関係機関への通知等について以下の事項が定められていること。
 - イ 消防機関に対して同意を求める場合又は通知を行う場合の方法として次の(i)又は(ii)に掲げる事項。また、当該書類には、同意を求め、又は通知を行う趣旨を明らかにした上で、指定確認検査機関の名称、代表者の氏名、同意を求める場合の提出書類の返却方法並びに指定確認検査機関の担当者の氏名及び連絡先が明示されている旨。
 - (i) 消防機関に対して同意を求める場合にあつては、建築主から指定確認検査機関に対し提出された書類又はその内容を記載した書類を添付すること。
 - (ii) 消防機関に対して通知を行う場合にあつては、指定確認検査機関が特定行政庁に対して確認の報告を行う場合の書類を通知すること。
 - ロ 保健所への通知を行う場合の方法として「し尿浄化そうの通知書について」（昭和29年7月17日付け建設省住発第635号建設省住宅局長通達）の例によること。
 - (13) 確認検査補助員は確認検査の補助的な業務のみを行い、確認検査を行わないことが定められていること。
 - (14) 役員又は職員が指定機関省令第29条第1項に規定する図書又は書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出す場合に、当該図書又は書類の所在、持ち出す者及び持ち出す目的並びに持ち帰ったことを把握できる方法が定められていること。
 - (15) 確認済証、適合しない旨の通知書、適合するかどうか決定できない旨の通知書、中間検査合格証、中間検査合格証を交付することができない旨の通知書、検査済証及び検査済証を交付することができない旨の通知書の交付の方法が定められていること。
 - (16) 確認の申請に係る計画の変更及び確認、中間検査又は完了検査の申請の取り下げに係る取扱いが定められていること。
5. 確認検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
 - (1) 手数料の収納方法が定められていること。

- (2) 手数料の納入に要する費用を負担する者が定められていること。
- (3) 手数料の増額又は減額を行う場合には、申請者にその理由と時期をあらかじめ周知することが定められていること。
- (4) 確認検査の業務の不履行、確認検査に係る申請の取り下げその他の事由が生じた場合の手数料の取扱が定められていること。
- 6. 確認検査員の選任及び解任に関する事項
 - (1) 選任する確認検査員の人数及びそのうち確認検査の業務に専任とする人数が定められていること。
 - (2) 選任する確認検査員の人数の決定及び変更方法が定められていること。
 - (3) 確認検査員を解任する場合の要件が定められていること。
- 7. 確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項
 - 役員及び職員並びにこれらの者であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないことが定められていること。
- 8. 確認検査員の配置に関する事項
 - (1) 事務所（本店を含む。）ごとに配置する確認検査員の最低人数が定められていること。
 - (2) 事務所において、確認検査員の一時的な不足により確認検査の業務を行うことが困難となった場合の措置が定められていること。
- 9. 確認検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
 - (1) 職員が確認検査を行う際の身分証の携帯と提示の義務が定められていること。
 - (2) 身分証の書式が定められていること。
- 10. 確認検査の業務の実施体制に関する事項
 - (1) 確認検査の業務を実施する組織体制について定められていること。
 - (2) 確認検査の業務の運営、責任及び権限が定められていること。
 - (3) 確認検査員が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者でないことが定められていること。
 - (4) 確認検査員等は、準則第3第6号に該当する建築物について、確認検査の業務に従事しないことが定められていること。
- 11. 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方法
 - (1) 確認検査の業務の管理に関する、少なくとも以下の内容を含む規則を定めることが定められていること。
 - イ 確認検査の業務体制の見直し
 - ロ 確認検査の業務に関する書類（確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）
 - ハ 苦情等処理事務
 - ニ 内部監査
 - ホ 不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について誤って確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したものをいい、法第6条の2第6項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。）管理
 - ヘ 再発防止措置
 - (2) 自律的な業務改善の仕組みの構築及びその方法が定められていること。
 - (3) 確認検査の業務に関する書類の管理について、少なくとも法第77条の29第2項に規定する書類（指定機関省令第29条第2項の規定によるファイル又は磁気ディスクを含む。）の保存期間、総括責任者及び実施責任者の設置、管理簿の調製並びに保存期間の満了日その他管理簿に記載する事項が定められていること。
 - (4) 確認又は検査の申請件数が事業計画における見込みを上回った場合において、確認検査の業務を適正に実施することが困難な場合に業務を引き受けないことが定められていること。
 - (5) 標準的な業務処理期間を申請者に提示することが定められていること。
 - (6) 原則として年1回以上内部監査を実施すること及びその方法が定められていること。
 - (7) 不適格案件への適切な対応が定められていること。
 - (8) 苦情、審査請求、損害賠償請求への対応が定められていること。
- 12. 法第77条の29の2各号に掲げる書類の備え置き及び閲覧に関する事項
 - 書類の閲覧の求めに適切に対応するために行う措置（指定機関省令第29条の2第6項の規定による規則の策定及び公開に関する事項を含む。）が定められていること。
- 13. その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項として定めるべき事項
 - (1) 確認検査業務約款に盛り込む事項が定められていること。
 - (2) 指定機関省令第31条第1項第1号の規定による引継ぎを円滑に行うため、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる措置その他必要な措置を講じることが定められていること。
 - イ 引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
 - ロ 特定行政庁ごとに、引き継ぐべきすべての書類を分類し、保存すること。
 - ハ 特定行政庁ごとに、引き継ぐべきすべての書類の一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
 - ニ 引き継ぐべきすべての書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びにロの分類及び保存が完了したことを、国土交通大臣等に報告すること。

第2章 確認検査業務規程の変更を認めない場合

確認検査業務規程の変更に係る認可の申請が、当該申請を行った機関に対する法第77条の35第2項の規定による確認検査の業務の全部又は一部の停止の命令期間内になされたもの（当該処分事由に係る是正措置に対応するために行うものを除く。）でないこと。

令和3年通知 国住指第3661号 建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)

(柱書略)

記

建築確認手続き等の電子申請については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるところにより、実施することが可能である。原則として国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号。以下「規則」という。）及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成15年国土交通省告示第240号）に基づき実施されるものであるが、その運用については特に以下の4点について留意されたい。

1. 署名等の代替措置について

民間事業者から行政機関等への申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（以下「申請等」という。）に係る申請書等の第一面申請者欄等にある記名、行政機関等から行政機関等への申請等に係る申請書等の第一面申請者欄等にある記名・押印については、法第3条第6号の「署名等」に該当するが、法第6条第4項及び規則第13条第1項の規定により、申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等は、「申請データに電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置」や「識別番号及び暗証番号を入力する措置」のほか、「行政機関等が定める措置」をもって代えることができる。建築確認手続き等におけるこの行政機関等が定める措置は、申請データに氏名又は名称を記録する措置である。

2. 電磁的記録の長期保存について

建築基準法において保存期間が定められている申請図書等については、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること。また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

3. 電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講ずること。

4. 確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付について

法第7条において、電子的に処分通知等を行うことができるとされているが、確認済証、中間検査合格証及び検査済証（以下「確認済証等」という。）を電子的に交付した場合、電子署名の有効期限を経過した後は、有効性が担保できる確認済証等が存在しない状況となり、その時点での建築物の所有者に不利益を与えるおそれがあることから、電子申請がなされた場合であっても、確認済証等は書面で交付すること。

No	質問	回答
1	「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（令和3年2月1日付け国住指第3661号）中の「行政機関等」とはなにか。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第2号において規定されているとおり、「行政機関等」とは地方公共団体又はその機関（同号ハ）のほか、行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（同号ト）に該当する指定確認検査機関も含まれます。
2	建築確認の申請をデータで受け付ける場合、電子署名のないデータを受け付けることができるか。	可能です。申請データに氏名又は名称の記録がされていることをご確認ください。例えば、以下の方法が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図面等に氏名又は名称が記載されていること。 ・ データのプロパティに、作成者等が記録されていること。
3	申請図書を訂正する場合、訂正印は必要か。	申請図書の訂正印は法令上定めがありません。適切な者が訂正していることの確認はトラブル防止のため必要と考えますが、確認方法は行政機関等の判断によります。
4	委任状への押印は必要か。	行政機関等は委任状への押印の有無を確認する必要はありませんが、行政機関等の判断により、適切な方法で委任者の意思確認を行ってください。なお、委任者・受任者間のトラブル防止のため、必要に応じ、委任者・受任者間で押印の要否を判断いただくようお願いください。
5	建築基準法において保存期間が定められている申請図書等を保存する際、タイムスタンプの付与は不要と考えてよいか。	タイムスタンプの付与は不要です。なお、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすることが必要です。
6	平成26年通知に基づき、電子署名がされたデータの保存時にはタイムスタンプを付与していたが、今後は当該データへのタイムスタンプを不要としても良いか。	具体的には、あらかじめ許可した者以外のアクセス制限、保存データへのアクセスログ、保存データのバックアップによる対応等が考えられます。
7	建築士法第20条、第20条の2、第20条の3の規定に基づく設計図書への建築士の記名・押印は不要となっていないが、確認申請の添付図書は建築士法で規定する設計図書には当たらないため、添付図書への建築士の押印は不要と考えてよいか。	貴見のとおりです。なお、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日公布、令和3年9月1日施行）により、令和3年9月1日以降、建築士法第20条、第20条の2、第20条の3の規定に基づく設計図書への建築士の押印が不要となります。
8	建築士法第20条第2項の規定に基づく構造安全証明書への押印は引き続き必要か。	令和3年9月1日施行の省令改正により、押印は不要となりました。

No	質問	回答
9	計画通知の通知者官職及び設計者への押印は引き続き必要か。	令和3年9月1日施行の省令改正により、押印は不要となりました。
10	指定確認検査機関から特定行政庁又は建築主事へ提出する確認審査報告書等への押印は引き続き必要か。	令和3年9月1日施行の省令改正により、押印は不要となりました。
11	確認済証、中間検査済証、完了検査済証は引き続き紙で交付する必要があるか。	紙で交付する必要があります。
12	電子メールにPDF等のデータを添付して提出する方法、アップロードサービスを使ってデータをアップロードすることで提出する方法で申請を受け付けることも可能か。	可能です。具体的な提出方法については、事前に行政機関等のホームページ等で案内するようにしてください。
13	令和3年1月1日以降も、当面は従前の印付の様式で申請が可能と考えてよいか。	貴見のとおりです。
14	電子署名のない、申請データに氏名又は名称の記録のあるデータを受け付けるために、業務規程の改訂が必要となるか。	署名等の代替措置として、「申請データに氏名又は名称を記録する措置」を業務規程に規定する必要があります。業務規程を変更される際は、令和3年3月11日付事務連絡「確認検査業務規程のサンプルの改訂について」を参考に申請してください。
15	電子申請として受理（引受け）したデータを行政機関等が印刷して書面申請として受け付けることができるか。	できません。電子データで受理（引受け）したものは、電子データが申請図書となります。したがって、機関が電子データから書面に印刷（作成）し、書面申請として受理（引受け）することはできません。書面申請に使用する申請図書の印刷は、申請者又は手続きの代理等の業務として代理者が行う行為です。また、電子メール、アップロードサービス等により受け取った電子データを書面申請とすることは同様にできませんが、電子申請として受理する場合は、No.14を踏まえ、業務規程を改訂してください。
16	令和3年2月1日付け通知(国住指第3661号)では、電磁的記録の長期保存について、「保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること」等が示されている。 ①電子申請された申請図書等について、紙に出力して審査を行い、当該紙を申請図書等として保存することは可能か。又は、当該出力した紙を、改めてスキャンして電磁的記録として保存することは可能か。 ②処分時ではなく、保存期間中に、電磁的記録を紙に出力するなど、保存方法を変更することは可能か。	①②のいずれも可能です。 ただし、紙に出力することや、紙をスキャンすることによって、例えば文字や図面が不鮮明になり読み取れなくなる場合には、「処分時と同じ状態であること」が確認できず、長期保存として不適切ですので注意してください。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

TEL：03-5253-8513

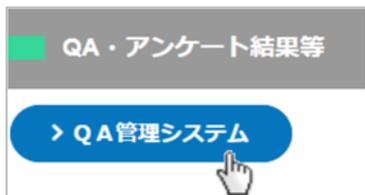


電子申請相談窓口(QA管理システム)

～都道府県、特定行政庁、地方整備局の方も登録されたすべてのQAを参照できます～

ご利用の流れ

- 1 ICBAホームページの「電子申請・電子報告 関連情報」から「QA管理システム」を選択



- 2 下図のとおり入力してサインイン

このサイトにアクセスするにはサインインしてください
https://www.icba-info.jp では認証が必要となります

ユーザー名

パスワード

※本システムは2段階認証としています。最初の認証は利用者共通です。

- 3 画面の案内に従って利用者登録

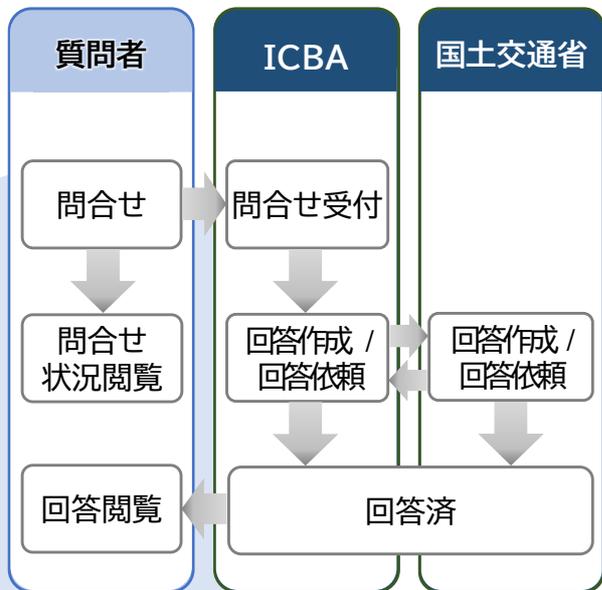
- 4 ログインして利用開始

質疑応答はすべて公開で、参照だけのご利用も可能

キーワードで関連する質疑を絞り込むことができます。

質疑応答のデータを一括してエクスポートできます。

本システムの利用フロー



実用者用 指定確認検査機関向け お名前：栗原 宏幸

電子申請QA管理システム

ホーム > 問合せ一覧

ホーム > 問合せ一覧

お問合せ

問合せ一覧

その他

登録情報の変更

パスワードの変更

ログアウト

受付番号 検索

キーワード

ステータス 受付中 ICBA回答待 国土交省回答待 回答済

質問者 表示件数

受付番号の*印は、ご自身のお問合せです。

<7件中1～7件目を、受付番号の昇順で表示しています。>

受付番号	0013*	受付日	2022/07/10 02:50
ステータス	回答済		
問合せ内容	「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（令和3年2月1日付け国住指第3661号）中の「行政機関等」とはなにか。		
添付資料	【添付資料1】		
回答内容	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第2号において規定されているとおり、「行政機関等」とは地方公共団体又はその機関（同号ハ）のほか、行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（同号ト）に該当する指定確認検査機関も含まれます。		
質問者団体名	株式会社ICBA確認検査センター		
質問者	栗原 宏幸	部署名	確認審査部
回答者	ICBA久保	回答日	2022/07/10

質問者のお名前は非公開にできます。

国土交通省、ICBAよりご回答します。

お問合せ

一般財団法人建築行政情報センター
企画部（久保、小池）

TEL:03-5225-7706 Mail:file-kikaku@icba.or.jp

※この資料は指定確認検査機関向け説明では使いません

別添

特定行政庁向け（電子申請受付事例）

特定行政庁における建築確認の オンライン化事例調査報告書

令和 4 年 8 月

一般財団法人建築行政情報センター

改訂履歴

日付	改訂内容
2022/08/12	初版

目次

I. はじめに	
1. 調査趣旨	3
2. 調査方法	3
II. Dシステムの概要	
1. 全体構成	4
2. 対応手続	5
3. Dシステムによる電子申請の操作	5
III. 調査結果	
1. 総論	
1▶ 電子申請受付開始の目的	9
2▶ 調達経過	10
3▶ 初期費・運用費	11
4▶ 稼働状況	12
5▶ 導入効果	12
2. 利用方法	
1▶ 本人確認	13
2▶ 申請手続	14
3▶ 手数料納付	15
4▶ 函面審査	16
5▶ 函面補正	17
6▶ 延長通知	18
7▶ 供覧決裁	18
8▶ 確認済証の交付	19
9▶ 関係機関連携	20
10▶ 図書保存	21
11▶ 概要書閲覧・交付	22
12▶ 中間・完了検査	23
3. 規程整備等	
1▶ 日付の扱い	24
2▶ 条例・細則改正	25
3▶ システム利用規約	26
4. システム構成	
1▶ 機器構成	28
2▶ セキュリティ措置	29
5. その他 他部門との連携	30
参考資料	
ASPサービス提供業務仕様書	32
別紙1 システム業務処理機能	35
別紙2 SLAの設定値	37

I. はじめに

1. 調査趣旨

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき国土交通省が策定した「建築確認等のオンライン利用率引上げに係る基本計画¹」において、令和7年度末までに建築確認のオンライン利用率（手続件数ベース）を5割とすること、中間KPIとして令和5年度末までに電子申請受付可能な指定確認検査機関を5割とすることが記載されている。これを実現するため、国土交通省により、法定様式における押印廃止、電子申請システム活用支援等の対策が講じられた。

その結果、令和3年9月時点の指定確認検査機関におけるオンライン利用率（手続件数ベース）は2割、電子申請受付可能な指定確認検査機関も2割²となり、漸増傾向にある。

他方、特定行政庁においては電子申請の受付はほとんど実施されていない状況にある。申請者においては、指定確認検査機関への確認申請提出に先立ち、特定行政庁に対する事前協議等の手続きもあることから、指定確認検査機関のオンライン化促進のためには特定行政庁のオンライン化も並行して進めるべきものである。

そこで、今後新たに電子申請受付を検討しようとする特定行政庁の参考としていただくため、既に電子申請受付を開始した北海道庁を対象に、電子申請受付システムの構築から運用までの諸情報を収集することとした。

2. 調査方法

北海道庁では、令和4年4月から「Dシステム」と呼ばれる建築確認電子申請の受付を開始³している。申請受付の流れを把握するため、「1. 電子申請の流れについて」内の「北海道建築基準法電子申請の手引き」のリンクから公表資料を閲覧した上、北海道建設部住宅局建築指導課のご協力により、Dシステム構築のご担当から次のとおりヒアリングを実施し、情報を収集した。

第1回 日時：令和4年6月9日 14時～15時半

場所：リモート会議による

第2回 日時：令和4年7月25日 16時～17時

場所：リモート会議による

¹ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_tk1_000021.html

² 令和4年7月時点で指定確認検査機関総数130、うち電子申請受付は約30（ICBA調べ）。

³ 北海道住宅局建築指導課「建築確認等の電子申請のページ」

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/denshishinsei.html>

II. Dシステム（電子申請受付システム）の概要

1. 全体構成

Dシステムはインターネット上のクラウドサーバに構築され、IDとパスワードがあればどこからでも利用可能。申請者（設計実務者）によりアップロードされた建築確認の情報を、北海道本庁・振興局のほか、市町村、消防署等及び保健所でインターネットを通じて共有し、Dシステムとのやりとりにより必要な行政手続を実施する。申請様式は道の指定するエクセルフォーマットで提出されることにより、Dシステムによる電子台帳として格納される。

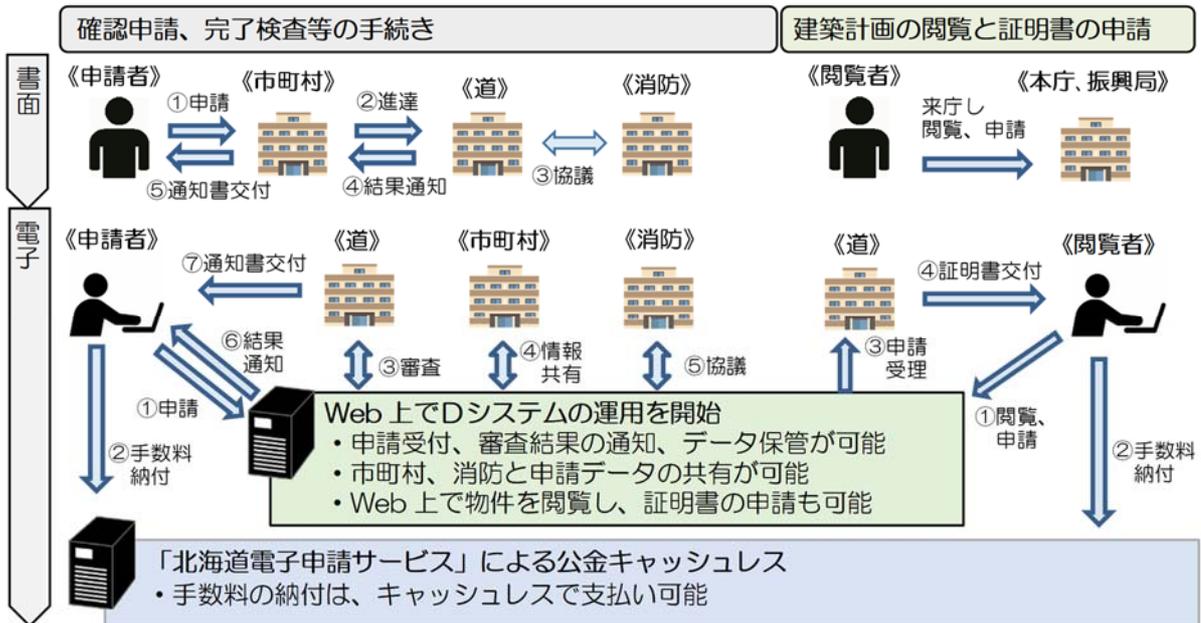
申請手数料の納付はDシステムには装備せず、北海道電子自治体共同システムの「北海道電子申請サービス」におけるキャッシュレス決済機能を利用する。

申請者（指定確認検査機関）により確認審査報告の情報をアップロードすることにより、電子報告も可能とする予定。

一般道民はインターネットにより建築計画の閲覧が可能（※令和4年7月現在準備中）。

Dシステムに登録されたデータに誰がアクセスできるかも利用者IDにより制御される。各利用者のIDは、予めシステムに登録した者へ付与している。

▼Dシステムによるデジタル化の概要



2. 対応手続

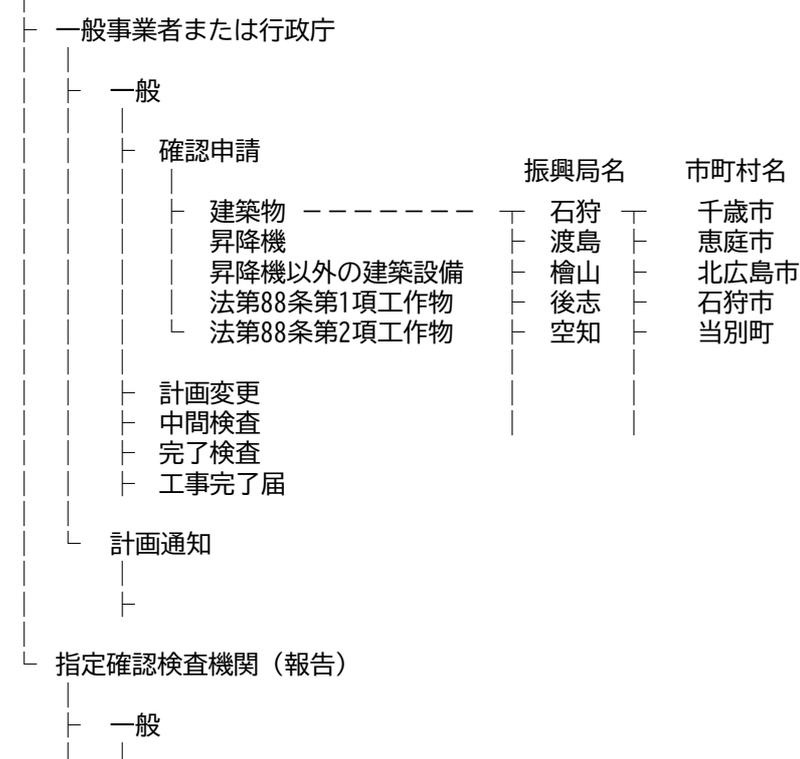
確認検査等に対応。石狩一千歳市などの申請区域選択により、各区域に割り当てられた審査担当者のメールアドレスがシステムにおける連絡窓口となる。

指定確認検査機関に申請があった物件について、特定行政庁宛の報告（確認審査報告）等も今後対応。

なお、定期報告には非対応。

▼Dシステムで申請者が最初に選択すべき事項

建築基準法関係



3. Dシステムによる電子申請の操作

指定確認検査機関の多くが採用している「利用者登録」は不要であり、誰でも利用可能。

申請ごとに、最初にデータを送信する際の入口と、その後の補正・副本受領等のための入口に分かれている。

▼Dシステム トップページ



▼Dシステムで送信する申請図書の構成

「申請内容」は書面申請郵送時の封筒に当たり、「申請書」「図面等」はその中身に当たる。

Dシステム【北海道建築行政事務処理システム】
トップ お問い合わせ

申請内容の確認

申請内容は下記のとおりです。内容を確認してから「この内容で申請する」を押して下さい。

申請内容

手続種別	建築基準法関係	手続主体	一般事業者または行政庁
区分	一般	申請内容	確認申請
申請対象	建築物	手数料支払方法	カード・Pay-easy（ペイジー）
申請者会社名	一般財団法人建築行政情報センタ	担当者氏名	久保 博史
連絡先電話番号	03-5225-7706	連絡先E-Mail	kubo@icba.or.jp
物件所在地エリア	石狩	物件所在地市町村	千歳市

申請書

登録年月日	登録事由	登録者	ファイル名	
	新規申請	申請者	00_第二号様式_確認申請書（建築物）.xlsx	表示

図面等

登録年月日	登録事由	種別	内容	その他図面名等	ファイル名	
	新規申請	意匠図			00_第二号様式_確認申請書（建築物）.xlsx	表示
	新規申請	意匠図		委任状写し	01_委任状写.pdf	表示
	新規申請	意匠図		大臣認定書写し	02_各種証明.pdf	表示
	新規申請	意匠図	配置・付近見取図	配置図・平面図・壁量算定図	03_図面（配・平・壁量）.pdf	表示
	新規申請	意匠図		平面詳細図	04_平面詳細図.pdf	表示
	新規申請	意匠図		矩計詳細図	05_矩計図.pdf	表示
	新規申請	意匠図	仕上げ表		06_仕上げ表.xlsx	表示
	新規申請	概要図	計画概要	建築計画概要書	07_概要書.pdf	表示
	新規申請	意匠図		建築工事届	08_建築工事届.pdf	表示

この内容で申請する

前の画面に戻る

「この内容で申請する」をクリックすると、申請者に「申請ID」とパスワードの通知メールが配信される。同時に、提出先として選択した振興局・市町村の担当者に通知メールが自動配信される。

申請者は、担当者から手数料納付依頼のメールに従い、キャッシュレス決済画面によって手数料を納付する。

▼キャッシュレス決済画面（北海道電子申請サービス）

手続方法		
本人区分	<input checked="" type="radio"/> 本人 <input type="radio"/> 代理人	
支払情報	手数料説明	建築基準法に基づく確認申請等の電子申請を行うための手数料を納付できます。
	支払方法	<input checked="" type="radio"/> オンライン支払
	オンライン 支払方法	<input checked="" type="radio"/> クレジットカード  ご利用可能なクレジットカード： VISA、Mastercard®、JCB、American Express、Diners Club     
		<input type="radio"/> Pay-easy  オンライン方式 申請状態が納付待ちとなった後、画面に表示されるお支払い用の番号をページー対応金融機関のインターネットお支払いをする方法です。 ※1 インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の場合、ご利用可能な金融機関にインターネット
		情報リンク方式 申請状態が納付待ちとなった後、すぐに金融機関のインターネットバンキング（※2）口座からお支払いをす ※2 ご利用可能な金融機関にインターネットバンキング口座をお持ちの方のみご利用になれます。
	住所	(例) 0000000 (半角数字7桁) 〒 <input type="text"/> (例) 北海道〇〇市北3条西6丁目HARPマンション203号室 (100文字以内) <input type="text"/>
	支払者 氏名	(例) 申請 太郎 (※法人の方も氏名を入力してください) (12文字以内) <input type="text"/> 北海道 次郎
支払者 氏名カナ	(例) シンセイ タロウ (24文字以内) <input type="text"/> ホッカイドウ シロウ	
電話番号	(例) 011-123-4567 (ハイフンを含めた半角数字13文字以内) <input type="text"/> 000-000-0000	
料金	30,000 円	

道の担当者が手数料納付を確認し、申請が受理される。これに伴い、申請者には受理通知メールが自動配信される。

▼申請内容の確認、補正・副本受領 画面（補正時）

Dシステム【北海道建築行政事務処理システム】 トップ お問い合わせ

|| 図面等

登録年月日	登録事由	種別	内容	その他図面名等	ファイル名	
2022.07.28	新規申請	意匠図			認証書・地盤.pdf	表示
2022.07.28	新規申請	意匠図	配置・付近見取図		図面.pdf	表示

|| 履歴

年月日	履歴事項	具体的内容	
2022年07月29日	申請受理		
2022年07月28日	経過管理事項入力	申請者への補正等指示	詳細
2022年07月28日	新規申請		

[申請の補正](#)

申請者は申請IDとパスワードで、自身の申請した物件に随時アクセスすることができる。道の担当者から補正依頼のメールが来た場合、「申請の補正」から補正図書をアップロード可能。

▼申請内容の確認、補正・副本受領 画面（副本受領時）

Dシステム【北海道建築行政事務処理システム】 トップ お問い合わせ

処分通知 [処分通知を表示](#) 副本返却年月日 2022年03月31日

|| 申請書

登録事由	登録者	ファイル名	
新規申請	申請者	02_第二号様式_確認申請書（建築物）.doc.xlsx	表示
副本返却	本庁建築指導課	パース.pdf	表示

|| 図面等

登録事由	種別	内容	その他図面名等	ファイル名	
新規申請	意匠図		イラストを含む図面	パース.pdf	表示
副本返却	設備図	仕上げ表	aaa	平面図.pdf	表示

|| 履歴

年月日	履歴事項	具体的内容
2022年03月31日	副本返却	
2022年03月31日	決裁	
2022年03月31日	申請受理	

[処分通知の表示](#)

審査完了のお知らせメールが届くと、申請者宛に確認済証が郵送される。その後数日以内に副本がダウンロード可能となった旨が電子メールで通知される。

Ⅲ. 調査結果

1. 総論

1 ▶ 電子申請受付開始の目的
①北海道庁全体としてのオンライン化における建築確認部局としての対応
②地方部における指定確認検査機関の窓口不足の改善

趣旨

全国に先駆けて電子申請対応に踏み切った背景や目的についての確認

説明

- 北海道庁全体として行政手続等のオンライン化の推進を図っており、確認申請等のオンライン化は、申請者から電子申請を始めてほしい等の要望によるものではなく、道建築部局として率先して進めた。
- 他都府県に比べて行政区域が広いので、各市町村が確認申請の受付窓口となっている。都市部の確認申請は指定確認検査機関がカバーしているが、地方部はそうではないので、確認申請の電子化を進める事による、道と申請者におけるメリットは大きい状況であった。
- 建築確認の特性として、送信ファイルの容量が大きいこと、補正処理が頻繁に行われること、市町村・消防等との情報共有が必要なこと等を踏まえ、既存の北海道電子申請サービスの利用は見送り、別途構築する方針とした。

参考

▼北海道電子申請サービス（Dシステムは含まれない）

道および市町村の申請用紙をダウンロードしたり、申請・届出などの手続を行うサービスにより北海道全体のオンライン化に対応。道及び道内市町村による北海道電子自治体共同運営協議会により共同運営。

2 ▶ 調達経過

令和3年

8月頃 建築指導部局の担当者自身により、電子申請受付システムの機能要件を整理

9月頃 取引のあるシステム事業者にコストと課題を確認

10月 一般競争入札

趣旨

調達の流れと考え方についての確認

説明

- ・ 建築指導部局で電子申請の流れと機能要件を整理し、仕様書原案を作成した。その際、指定確認検査機関向けの電子申請ガイドラインなどを参考とした。
- ・ 既に運用されていた北海道電子自治体共同システムの開発事業者、道他システムの開発事業者、建築確認に係るシステムを開発している事業者から、仕様書原案に基づくシステム調達費用や課題に関する情報を収集した。
- ・ それをもとに調達方法を検討し、一般競争入札による方法を採用した。プロポーザル方式としなかった理由は、道で電子申請の流れを踏まえたシステム機能の検討と事業者との意見交換を行っており、改めて提案を受ける必要がなく、時間を掛けてプロポーザル方式を採用する必要がなかったためである。

参考

入札公示要旨

契約目的：北海道建築行政事務処理システムASPサービス提供業務一式（月単価）

業務仕様：後掲「ASPサービス提供業務仕様書」による

トラブル発生時は、障害検知時から復旧まで48時間以内

契約期間：5年間

特約事項：地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約につき、歳入歳出予算の減額又は削除があった場合にはこの契約を解除することができる

入札資格：情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）取得
障害発生時の迅速な復旧体制が整備されていること

落札金額：月額317,000円（税抜）

備考：インターネットによるASPサービス提供につき、機器調達は不要
台帳整備機能及び建築計画の閲覧機能も含まれる。なお、道の管理する個人情報
をインターネット接続サーバに保存することについて、道の条例等では特段
の制限を設けていない。

3 ▶ 初期費・運用費

初期費・運用費の合計が月額 30 万円余。

様式改正に伴うシステム改修が含まれ、サーバ機器増強は含まれない。

趣旨

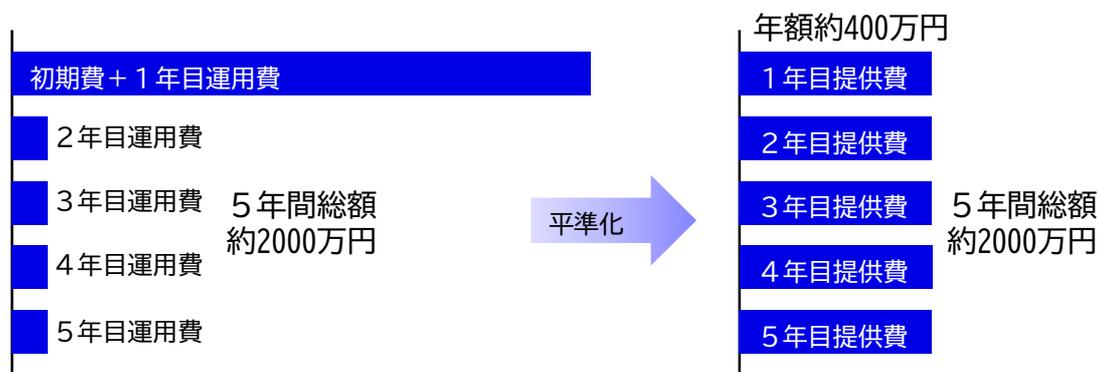
電子申請受付体制整備コストの確認

説明

- ・初期費・運用費として必要な費用の5年間総計が約2000万円になる。これを平準化した結果が、サービス提供費としての年額約400万円、月額30万円余である。したがって、開発事業者は運用期間を通じて初期費を回収することになる。
- ・万一歳入歳出予算の減額等があった場合は契約解除が可能（その場合、開発事業者への補償は不要）。
- ・契約後、サービス利用開始までは月額の支払いは無い。
- ・申請者の様式入力画面は設けておらず、エクセルによる様式ファイルを送信することで対応。様式改正があった場合、建築指導部局で様式ファイルを更新する。
- ・様式改正により、台帳画面の入力欄に追加項目あった場合は、契約先のシステム開発事業者により対応する（別途費用はその都度協議する）。
- ・将来的な電子申請の件数増加に伴うサーバ容量やメモリ増強は含まれていないため、別途予算化が必要である。

参考

▼初期費・運用費の平準化イメージ



4 ▶ 稼働状況

電子申請率は約2%、電子報告の利用実績はなし。

電子申請のための審査体制は今後検討予定。

趣旨

システムの利用状況確認

説明

- ・令和4年4月より電子申請受付を開始。
- ・電子申請受付開始に当たり、14振興局、市町村、消防に対する説明会を実施した。
- ・申請者に対しては、関係団体への告知、地元の建築系新聞への掲載等を通じて周知。
- ・指定確認検査機関に対しては、電子報告実施に向けた調整は今後の課題。
- ・6月までの2か月経過時点で、電子申請件数10件。書面申請も合わせた総数が413件であり、電子申請率は2%。
- ・電子申請された物件は、計画通知が（道物件）3件、町営住宅が2件、地元の設計事務所による戸建住宅等が5件。
- ・現時点では業務負担を検証するほどの申請件数がないため、電子申請のための審査体制については今後検討予定。
- ・審査体制が本格的に整った段階で、周知策を強化し、さらなる普及を図る。
- ・指定確認検査機関による電子報告については、道内の指定確認検査機関と協議、調整を行ってから開始する予定である。

5 ▶ 導入効果

ディスプレイによる図面審査の習熟に伴う効率性向上に期待。

趣旨

- ・電子申請受付システム導入による総体的な効果について確認

説明

- ・申請者からは申請書類の提出に係る負担を軽減できる、書類の印刷や製本などの手間を省力化できる、キャッシュレスにより円滑に手数料納付ができるといった意見があげられている。
- ・道の事務負担の軽減などの効果は、ディスプレイによる図面審査の習熟には時間が掛かるため、職員の効率的な電子データによる審査が可能となってから現れると考える。

2. 利用方法

1 ▶ 本人確認

Dシステムの操作担当者と申請書に記載された代理者の所属会社が同一であることを個別に確認する。

趣旨

書面申請においては、代理者（建築主から委任されて申請書に記載された者）と担当者（実際に窓口提出する者）が一致するかは、担当者の身分照会でもしない限り問題とはならない。一方、電子申請においては、Dシステムの利用者情報として担当者の氏名が記録されることから、代理者と一致するかどうかの問題となり得る。そこで、代理者と担当者代理者が相違する場合、どのように扱っているのかを確認した。

説明

- ・ Dシステムは事前登録なしに使える仕組みとしており、代理者と担当者の相違もシステム上ではチェックはされない。
- ・ 申請受理時における審査において、代理者と担当者が異なる場合、両社が同じ会社であれば問題なしとしている。会社が異なる場合は、受理前に電子メール等で連絡して委任関係があるかを確認する。

参考

▼Dシステムの申請者情報入力画面

電話番号とメールアドレスがあれば誰でも利用できる。

申請者連絡先等		
会社名	担当者氏名	連絡先電話番号 ※ハイフンあり
<input type="text" value="北海建設株式会社"/>	<input type="text" value="北海 太郎"/>	<input type="text" value="011-000-9999"/>
連絡先E-Mail		
<input type="text" value="tantou@example.com"/>		

2 ▶ 申請手続

申請単位でIDを発行し、同じ工事物件でも確認申請と検査申請ではIDが異なる。

趣旨

申請時のファイル構成と受付後のデータ管理方法についての確認。

説明

- ・Dシステムでは、申請書と提出図面を申請時にアップロードする必要がある。申請書は道の指定したエクセル形式、提出図面のファイル形式はPDF形式を原則としている。
- ・申請書と提出図面をシステムにアップロードすると、申請IDがDシステムから発行される。申請者がアップロード画面に再度アクセスする場合、申請IDによりログインする。
- ・アップロードの際、申請書・図面のほか、Dシステムから所管となる本庁若しくは振興局等に申請情報を知らせるため、所在地エリア等の入力も求める。
- ・申請IDは、申請ごとに割り当てられるため、同じ物件でも確認申請、計画変更、完了検査の申請IDは異なる。
- ・計画変更以降の申請が、確認申請に対するものかの判別は個別に確認している。
- ・受理前の審査では、設計者の資格や提出された申請書と提出図面が揃っていることを確認後、利用者に対して申請手数料納付案内をメールで送信する。
- ・申請書の受理は手数料納付の時点で成立するものとして扱っている。
- ・電子申請において、書面での提出を想定した書類はないが、書類提出を禁じてはいないので、一部書類の書面送付について相談があった場合は個別対応となる。

参考

▼Dシステムによる電子報告

Dシステムでは、手続主体欄から「指定確認検査機関（報告）」を選択し、行政報告のPDFファイル等を送信することで電子報告を受け付ける機能を有している。なお、ICBAの通知・報告配信システムには接続していない。

Dシステム【北海道建築行政事務処理システム】 トップ お問い合わせ

申請区分等

手続種別	手続主体	区分
建築基準法関係	一般事業者または行政庁	一般
申請内容	指定確認検査機関（報告）	物件所在地エリア
物件所在地市町村		石狩

千歳市

3▶ 手数料納付

クレジットカードか Pay-easy により納付、返戻は口座振込により対応。

クレジットカード利用時の手数料は申請者負担。

納付と同時に届く申請 ID により、どの申請に対する納付かを判断する。

趣旨

書面申請では、申請書の受付審査と手数料納付確認を同時に行うが、電子申請では同時に行うことができない。また、特定行政庁では、指定確認検査機関による「月末一括請求」のような信用取引とするわけにもいかない。このような条件の下、どのように手数料納付に対応しているかを確認した。

説明

①納付金額決定方法

- ・審査側で、送信された申請書と手数料金額を確認し、電子メールで納付依頼を出す。

②納付方法

- ・電子申請向けとして、クレジットカード、Pay-easy に対応。
- ・クレジットカード、Pay-easy による納付は「北海道電子申請サービス」を利用する。
- ・クレジットカードの場合の収納代行手数料は、申請者負担としている。
- ・電子申請でも収入証紙による納付は可能。申請書とは別に、収入証紙を窓口を持参か郵送する。
- ・書面申請ではクレジットカード等による納付は不可。

③納付確認方法

- ・申請者は「北海道電子申請サービス」の納付画面で申請 ID を記載し、審査側はこれによって手数料が納付された物件を特定する。
- ・仮に未入金のまま放置されたり、連絡先不明となった物件が発生したりした場合も、アップロードされた申請物件の削除期限は特に設けていないが、申請者に状況を確認することとなる。

④追加納付・返戻

- ・過誤納が発生した場合、メール等で個別に連絡し、収納代行会社は通さずに対応する。
- ・追加納付の手段について特段の指定は無い。
- ・返戻は口座振り込みを基本としている。

⑤その他

- ・クレジットカード、Pay-easy による収納の代行業者の選定は、建築指導課だけでなく道全体として行っており、その中には Paypay も含まれている。ただし、出納局から建築確認について決済手段に係る照会があり、Paypay は見送った。これは、書面申請の場合、市町村窓口で収納することとなり、市町村に Paypay 収納の対応をしてもらわなければならないことが理由。
- ・収納代行業者への代行費用月額は道全体で管理されており、建築指導課での負担は不要。

4 ▶ 図面審査

審査担当は建築場所に応じて自動割当され、その担当宛に申請があった旨のメールが届く。

審査済み図面には、PDF ファイル編集・加工ソフトによりスタンプを押す。

ディスプレイ審査と書面審査の併用による効率化を試行中。

申請 ID・受付番号・処分番号により、電子申請と書面申請を一元管理。

手数料納付前の事前審査には応じていない。

趣旨

手数料の過誤納防止や申請受付後の手戻りを減らす目的で多くの指定確認検査機関で実施されている事前審査は、特定行政庁での実施は難しいと言われているが、事前審査の扱いをどうしているか、さらに電子と書面が混在した中での物件管理方法、ディスプレイによる審査の可否について確認。

説明

- ・事前審査は対応していないが、建築基準法の取り扱いに関する相談については対応。
- ・書面申請でも電子申請でもシステムにデータを入力し、一元管理している。電子申請の場合は審査側の手入力が不要。物件の識別情報として、申請 ID、受付番号、処分番号の3つがある。
- ・審査担当者の割り当ては、建築物の構造規模により振興局ではなく本庁となることがあるが、現在はDシステムに入力された建築場所（所在地）のみで自動割当され、申請があった旨のメールが審査担当者宛に自動配信される。本庁の担当だった場合、手動で担当を切り替えている。
- ・振興局等にデュアルディスプレイ、PDFファイル編集・加工ソフト及び審査マニュアル（PDFへの加筆方法、審査終了時の処理等を記載）を配付し、ディスプレイ審査に対応している。
- ・全てディスプレイによる審査ではなく、必要な箇所のみ印刷するなど、効率的に審査できればよいが、試行段階であり、効率的な審査方法は確立していない。
- ・審査済みの書類についてはDシステムでは判別されていないが、PDFファイル編集・加工ソフト（Adobe Acrobat pro）の機能でスタンプ（印影）を押すことにより、審査済みであることを目視で判別できるようにしている。申請者もスタンプを押したデータをダウンロードすることが可能。

5 ▶ 図面補正

補正依頼、補正図面提出はいずれもシステム上で行き、その記録が残る。

申請者、審査担当者各々の処理が終わると、相手方に次の処理を促すメールが配信される。

趣旨

図面補正が発生すると新旧図面が混在することになるが、補正発生時の手続き、審査済みの記録、最新図面の判別等の処理方法について確認した。

説明

①補正依頼

- ・補正依頼のメールを、申請時に登録されたメールアドレス宛に送信することによる。そのメールには「補正依頼の具体的内容は申請IDでログインして確認してください」という趣旨のみ記載される。

②補正図面の提出

- ・申請者が補正図面をアップロードすると、システムから審査側にその旨のメールが自動送信される。送信先は申請IDに紐づいた本庁若しくは振興局である。

③補正前の図面の扱い

- ・Dシステムに登録された図面は登録日と申請時、補正時の区分が一覧となって表示される。表示は登録日による順番となる。
- ・副本として申請者がダウンロードする図面は、審査者側で整理している。
- ・副本に含まれない建築工事届を最終的にシステムで保存するかどうかは検討中。

参考

▼Dシステムによる図面一覧表示

Dシステム【北海道建築行政事務処理システム】(行政機関用)						トップ	お問い合わせ	ログアウト	【本庁建築指導課】
申請書									
登録年月日	登録事由	登録者	ファイル名						
2022.07.27	申請補正	申請者	01.申請書・概要書.xlsx			表示			
2022.07.19	申請補正	申請者	01.申請書・概要書.xlsx			表示			
2022.05.18	新規申請	申請者	01.申請書・概要書.xlsx			表示			
図面等									
登録年月日	登録事由	種別	内容	その他図面名等	ファイル名				
2022.07.27	申請補正	意匠図			00_第二号様式_確認申請書(建築物).xlsx	表示			
2022.07.27	申請補正	意匠図		委任状写し	01_委任状写.pdf	表示			
2022.07.27	申請補正	意匠図		大臣認定書写し	02_各種証明.pdf	表示			
2022.07.27	申請補正	意匠図	配置・付近見取図	配置図・平面図・壁量算定図	03_図面(配・平・壁量).pdf	表示			
2022.07.27	申請補正	意匠図		平面詳細図	04_平面詳細図.pdf	表示			
経過履歴									
						申請一覧に戻る		トップに戻る	

6 ▶ 延長通知

書面交付によるが、運用上はシステムを通じて最初にPDFファイルの通知を申請者に送り、確認済証郵送時に書面原本を同封する。

趣旨

デジタル手続法令によると、処分通知等を電子交付するには特定行政庁の電子署名が必要となる。確認済証は国の通知に基づき書面交付限定となるが、延長通知はどのように交付しているかを確認した。

説明

- ・延長通知は、従前どおり書面で交付する。ただし、運用上は確認済証の郵送の際に同封している。
- ・申請者に対しては、書面交付のほか、延長通知や確認済証のPDFファイル（電子署名なし）をDシステムにアップロードすることにより通知することとしている。

7 ▶ 供覧決裁

電子申請は、Dシステム上で電子決裁。

Dシステム導入以降に決裁した書面申請もスキャナ画像化して一元管理。

趣旨

書面申請では通常、決裁は主事の押印により行われてきたが、電子申請の場合は押印ができない。そこで、電子申請に対する決裁についてどのように対応しているかを確認した。

説明

- ・電子申請の場合、審査が終わった日付を建築主事がDシステムに入力することにより決裁する。
- ・書面申請の場合、従前同様、決裁押印用の書面に日付を記入して建築主事が押印することで決裁するが、これをスキャナ画像化してDシステムに登録し、審査終了日付も入力することでDシステムで一元管理する。
- ・過去に使用していた建築行政共用データベースシステムの決裁データについては、Dシステムへの移行は不要と判断している。

8▶ 確認済証の交付

確認済証は代理者宛に普通郵便で送付、確認済証の写しと副本はシステムからダウンロード。
郵送費は申請手数料に含まれている。

確認済証の写しと副本のダウンロード期限は2週間とすることを検討中。

趣旨

電子申請における確認済証及び副本の交付方法について確認した。

説明

①交付方法

- ・確認済証は書面に押印したものとする必要があるため、交付は郵送又は窓口手渡しとし、さらにそのスキャナ画像をDシステムにアップして、申請者が参考としてダウンロード可能としている。将来的にはDシステムで確認済証のPDFファイル（押印なし）が自動生成され、案段階のものとしてダウンロード可能とする方針。
- ・副本交付はDシステムでダウンロード可能とすることで対応。
- ・確認済証の郵送は普通郵便であり、本人限定簡易書留にはしていない。

②郵送費負担

- ・郵便代は申請手数料に含まれている。書面申請では市町村と北海道で書面の郵送を行っており、もともと郵送料が発生していた。条例の手数料算定根拠で試算した際、電子申請で不要となる郵送費用と新たに発生する郵送費用などの増減により、全体の手数料額が変わらなかったため、結果として手数料条例も改正不要であった。

③郵送先

- ・確認済証の郵送先は、申請書に記載された代理者宛である。

④副本のダウンロード期限

- ・副本交付のためのダウンロードサイトの有効期限は2週間とする予定（現時点では期限や回数の制限は付けていない）。いずれ期限を切るため、事前告知の意味も含めて有効期限がある旨をマニュアルに記載している。

参考

▼ダウンロードサイトによる副本交付の根拠規定

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）

第八条（電子情報処理組織による処分通知等） 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項を前条の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって国土交通大臣が告示で定めるものとともに前条の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置かなければならない。

▼副本のダウンロードに関するマニュアルの記載



「登録事由」に「副本返却」と表示されているデータが返却された副本です。「表示」をクリックし、表示されたデータを取得（PC等に保存）してください。

【留意事項】

副本は一定期間（2週間程度）後に削除することとなりますので、速やかに取得していただくようお願いいたします。

9 ▶ 関係機関連携

市町村、消防長等及び保健所とは、申請IDによってシステムで申請情報を共有する。市町村による敷地照会回答や消防同意等は、道への通知に代えてシステムに入力する。市町村及び消防との事前協議は必須。大規模物件の場合、電子申請であっても消防に書面提出を求められることがある。

趣旨

確認申請において、市町村、消防長等（消防同意、消防通知）、保健所（浄化槽設置、ビル管理法における特定建築物）などとの連携が必要となる場合がある。これら手続きの大半は書面で進められているが、電子申請物件における手続きはどのように進められているかを確認した。

説明

①市町村

- ・電子申請では市町村を経由する必要はなく、道へ直接申請されるため、道から市町村に申請IDをお知らせし、敷地状況の確認を依頼している。市町村はDシステムで申請内容を確認することができる。
- ・道から市町村への申請IDのお知らせについては、現在手動であり、将来的には自動化を予定。
- ・申請者には確認申請提出前に、市町村と事前に協議するようDシステム利用前に注意喚起している。ただし、市町村協議が済んだことの裏付け資料の提出は求めている。

②消防長等

- ・消防長等も市町村と同様、道から申請IDをお知らせすることで消防同意依頼に対応している。消防はDシステムで図面等を取得して消防の審査を実施できる。
- ・消防へのDシステムに関する説明会において、大規模物件で図面枚数が嵩んだ場合の審査に関する懸念が指摘されたが、「消防機関に必ず事前協議」と「大規模建築物の場合は消防から書面提出を求められることがある」旨をDシステム利用前の注意書きに記載することで対応。
- ・消防が申請者に書面による図面等の提出を求めた場合であっても、道と消防とのやりとりはDシステムで行う。

③保健所

- ・Dシステムを利用するための情報は令和3年度末に通知済み。消防と同様の運用をして

いる。

④着工統計部門

- ・建築工事届はエクセルファイルの提出を求めている。道では、着工統計と確認業務は同じ係で所管している。

⑤指定構造計算適合性判定機関

- ・構造適判通知の副本の提出が必要な物件においても、当該副本を電子ファイルで提出することが可能である。副本の書面を郵送したい旨の相談があった場合は個別に対応する予定。

参考

▼Dシステムの利用前に表示される注意書き

- ・市町村によっては、条例や指導要綱等を設けている場合があり、道路・敷地状況等の事前協議を求めていますので、確認申請等を提出する前に必ず建築予定地の市町村と所管する消防機関に事前協議を行ってください。
- ・建築物の確認申請等には、消防法の審査に必要な図面の提出が必要となります。特に、窓等の開口部を示す建具表(寸法、厚さを含む)、消防用設備等の図面の添付が必要となりますので、添付漏れが無いよう、ご注意ください。
※消防法の審査に必要な図面については、消防機関にお問い合わせください。
また、大規模な建築物については、消防機関から書面による図面の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

10▶ 図書保存

システムに残っている電子ファイルが保存図書となる。

アクセス制限とアクセスログ取得により「処分時と同じ状態」を確保。

趣旨

法的な図書保存については「処分時と同じ状態の確保」が求められているが、これにどのように対応しているかを確認した。

説明

- ・Dシステムにアップロードされた申請図書の電子ファイルがそのまま保存図書（15年保存）となる。
- ・（指定確認検査機関による電子申請では、消防同意を得て消防から戻ってきた消防署長印付き印刷書面を保存するケースが多いが）消防が申請者に印刷書面を要求し、それを審査に使ったとしても、同意通知の際に当該書面は消防で保存されるため、電子申請では電子ファイルのみ保存している。
- ・保存図書に係る「処分時と同じ状態の確保」については、J C B Aの指定確認検査機関向け建築確認電子申請ガイドラインに沿って、アクセス制限とアクセスログ取得により対応。
- ・審査で不要となった図書を削除しても、実際は非表示となるのみでファイルの実体は残

る仕組みである。また、いつ、どのアカウントで削除したかはログで追跡可能。

- ・ログはDシステムで取得できるが、その解析に当たっては委託事業者の協力が必要となる。

11▶ 概要書閲覧・交付

閲覧は、電子申請物件については書面印刷により対応、その他の物件は簿冊にて対応。

令和4年度内にインターネット閲覧及び証明交付を開始し、順次過去物件に対象を拡大予定。

趣旨

電子申請への移行に伴う建築計画概要書の閲覧方法の見直しについて確認した。

説明

- ・建築計画概要書のディスプレイ閲覧には未対応である。このため、電子申請された物件の閲覧請求に対しては、書面に印刷して対応している。
- ・インターネットによる閲覧は、建築計画概要書原本の写しではなく、道で整備している台帳における建築計画概要書記載事項を令和4年度中に対応できる範囲（受付年度）を限定して開始予定。過去何万件もあるため、すべての物件をインターネット閲覧に供するにはまだ時間がかかる。インターネットによる閲覧に関しては今後も検討していく。
- ・建築計画概要書第三面の扱いは未定である。
- ・インターネットで閲覧した物件に係る確認済証等交付証明の交付もインターネットで行えるようにする予定であるが、閲覧は無料で、交付は有料で対応していることもあり、インターネット閲覧に移行した場合、手数料を支払ってまで交付を申請する方は減少すると思われる。
- ・北海道の「確認済証等交付証明」は建築基準法施行細則で規定されており、申請者に対して確認済証等の内容を証明している。基準法に概要書の交付の定めがないために情報公開条例に基づき個人情報情報をマスキングして交付する特定行政庁とは、証明事項や根拠規定も異なると思われる。
- ・交付証明の申請様式をインターネット交付に向けて見直すかは検討中。

参考

▼北海道 建築基準法施行細則（昭和48年1月15日規則第9号）

第13条（確認済証等交付証明）要旨

法第6条第4項若しくは第18条第3項の規定に基づく確認済証の交付、法第7条第5項若しくは第18条第18項の規定に基づく検査済証の交付又は法第7条の3第5項若しくは第18条第21項の規定に基づく中間検査合格証の交付に関する証明書の交付を受けようとする者は、別記第6号様式の申請書により建築主事に申請しなければならない。

2 前項の証明書は、別記第6号様式によるものとする。

▼令和3年国住指第1343号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令について（技術的助言）

2. 対面規制の見直し（施行規則第11条の3第3項並びに機関省令第29条の2第6項及び第31条の11の2第6項）

書類の閲覧は、従来の閲覧所において実施する対面での手続に加え、今般、対面によらない手続を許容するため、施行規則第11条の3第3項等を改正し、特定行政庁等が閲覧の場所を定めることを不要と

しました。

▼建築基準法施行規則

(書類の閲覧等)

第十一条の三 法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一 別記第三号様式による建築計画概要書
 - 二 別記第十二号様式による築造計画概要書
 - 三 別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書
 - 四 別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の九様式及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書
 - 五 処分等概要書
 - 六 全体計画概要書
 - 七 指定道路図
 - 八 指定道路調書
- 2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
- 3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

12▶ 中間・完了検査

現場検査はタブレット端末により実施。

趣旨

現場検査を伴う手続における検査予定日調整や検査用図面の持参方法について確認。

説明

①申請受付

- ・検査申請は、「申請書が到着」「検査予定日確定」「手数料納付」が揃うことで初めて受理している。なお、検査予定日の調整はDシステム外で行う。
- ・提出された検査申請と確認申請は、審査者がDシステムの中で紐づけする。

②軽微変更対応

- ・検査申請において軽微な変更を伴っていた場合、変更に係る図面の提出を求め、現場では、確認申請正本と変更した図面により検査を実施する。

③現場検査

- ・現場検査はタブレット端末に図面を表示することで行う。

④その他

- ・消防法に基づく消防検査とは連携していないが、検査済証を交付した場合は、消防等へ情報提供することとしている。消防はDシステムから軽微な変更を反映した最新図面を取得することが可能である（消防の判断により、申請者に図面を求める場合もある）。
- ・用途変更に係る工事完了届が電子申請された場合、手数料納付や現場検査が不要のため、受理した旨を電子メールすることで手続完了としている。

3. 規程整備等

1 ▶ 日付の扱い

申請日は、申請様式上の申請年月日欄の記載によらず、收受日とする。

收受日は、手数料が納付された日とする。

現金が動かないキャッシュレス収納の場合も、その決済日を收受日とする。

交付日は、済証を申請者が受け取ったかによらず、建築主事が決裁した日とする。

趣旨

電子申請では、申請図書の提出と手数料納付が別に行われることになる。このため、何をもって申請行為が完了し、特定行政庁が收受すべき状態となるのかの確認が必要。これは、手数料未納付を理由に審査を開始しなかった際、特定行政庁が不作為を問われないためであるが、申請日、收受日等に関し、この点をどのように扱っているか確認した。

説明

①申請日

- ・Dシステムでは、エクセル申請書の申請年月日欄に日付を入力できるが、入力された日付にかかわらず、また空欄のままであった場合も、受理日を申請日として扱っている。この場合、申請年月日欄に受理日を入力し直すよう申請者に求めるかは、現場に任せている。

②受理日

- ・手数料納付日を受理日として扱っている。書面申請において、収入証紙の提出がないと受理しないのと同様の扱いである。手数料を納めないで建築主事は受理できないという国交省の質疑応答を根拠としている。

③キャッシュレス収納における手数料納付日

- ・キャッシュレス収納では、納付した時点では現金が動いていないが、これを証紙による提出と同等に扱っている（地方自治法第231条の2の5に基づく）。

④交付日

- ・確認済証が交付されると、申請者は、Dシステムからその旨の自動配信メールを受け取り、確認済証の写しがDシステムで参照できる。
- ・Dシステムで決裁処理を行った日（決裁処理を行うとその旨がメールで自動送信される）を交付日として扱い、それが確認済証に記載される。

参考

▼建築基準法質疑応答集 建築基準法研究会編（第一法規）p.626

確認手数料（抄）

【質疑】

建築主事の確認は確認申請手数料の納入、未納にかかわらずしなければならないか。

【解説】

建築確認申請手数料については、従来、建築基準法施行令においてその額が定められていたが、地方分権一括法により建築基準法に関する事務が原則として自治事務とされたことに伴い、地方公共団体の条例においてこれを定めることとされている。ところで、建築確認申請手数料が納入されなかった場合については特に規定がなく法上はその取扱いについて必ずしも明確でない。地方分権一括法の施行前にお

ける行政実例は、この手数料の納入を確認申請書を受理する場合の要件と解している。昭和 25 年島根県から法第 6 条第 7 項の確認申請料に関する規定は次の解釈中いずれをとるべきかとして、

(一) 県の規則において確認申請手数料は確認の申請とともに納入すべく規定した場合は、建築主事は申請手数料の未納を理由として確認してはならない(注：原文ママ)。

(二) 建築主事の確認は申請手数料の納入、未納のいかんにかかわらず確認しなければならない。

と照会があったのに対して、建設省(国土交通省)の回答は「法第 6 条第 1 項の建築物の申請書は申請者が同条第 7 項の規定により確認手数料を納入するものでなければ受理することができない。」と回答している。確認しなければならないかどうかは問題になる余地はないとしていたわけである。

▼地方自治法

(指定納付受託者の納付)

第 231 条の 2 の 5 指定納付受託者は、第 231 条の 2 の 2 の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

2 (略)

3 第 1 項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

2 ▶ 条例・細則改正

北海道では、電子申請受付のための条例、規則又は文書管理規程の改正は不要であった。条例又は細則に基づく手続きも、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等に基づき、電子で行うことが可能。

趣旨

電子申請の導入に当たり手数料等の改訂の有無、及び手数料条例改正の有無、その他改正必要とされた規程等について、実態を確認した。

説明

① 条例・細則に基づく手続きの電子化に向けた改正

- ・道では条例や細則で様式や届出などを定めているが、条例や細則に基づく手続きはデジタル手続法が適用されない。これらについて電子申請を可能とするため、道で定めた様式の押印を廃止するとともに、電子で提出できる旨を道全体として包括的に条例及び規則で規定している(北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)。これにより、細則に規定する名義変更届等も電子で提出可能である。
- ・建築確認の電子申請の検討を開始した時点で、道が条例等で定める様式は既に押印不要となっていたが、電子で提出できる旨は規定していなかったため、規則を電子申請の運用開始に合わせて改正した。

② 手数料条例等

- ・電子申請では、書面申請時に発生しない確認済証交付の郵送費が新たに発生するなど、手数料の改正要否を検討したが、書面申請で必要であった市町村への郵送費が電子申請では減となるなど、結果として手数料金額に影響がなくなった。このため、手数料は書面申請と同額となっている。

- ・手数料をキャッシュレス決済により支払う事については、北海道収入証紙条例第3条により、収入証紙以外の手数料の納付としてキャッシュレス決済による納付を規定している。

参考

▼北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年3月31日条例第4号）

（電子情報処理組織による申請等）

第3条（要旨） 道の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例の規定を適用する。

▼北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年3月31日規則第33号）

（規則に基づく手続）

第9条 知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている書面等によることとされる規則の規定に基づく申請、届出、処分、縦覧、作成その他の手続に係る電子情報処理組織又は電磁的記録の使用については、情報通信技術利用条例第3条から第6条まで及び前章の規定の例による。

▼北海道収入証紙条例（昭和39年4月1日条例第26号）

（証紙による納付の特例）

第3条 申請等（申請、届出その他の道の機関に対して行われる通知をいう。以下この条において同じ。）のうち前条の条例の規定において証紙をもって使用料又は手数料を納付することが規定されているものを次の各号に掲げる方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例の規定にかかわらず、当該各号に掲げる方法の区分に応じ当該各号に定める方法をもってすることができる。

- (1) 規則で定める電子情報処理組織（道の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法 当該申請等により得られた納付情報により納付する方法
- (2) 規則で定める申請等に係る書類を受理機関（経由機関を含む。）に持参する方法 地方自治法第231条の2の2（第2号に係る部分に限る。）の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

3▶ システム利用規約

トラブル発生時の損害賠償の規定は定めていない。

趣旨

電子申請システム停止等のトラブルに伴って申請者側に発生した着工遅延等の損害について、システム利用規約に賠償又は免責を規定しているか確認した。

説明

- ・現時点では、トラブル発生時の損害賠償や免責の規定は定めていないが、今後検討する。

参考

某県 指定道路台帳 電子閲覧に係る利用規約（抄）

- ・本サービスは、閲覧者または機器上で正常に動作することを保証するものではありません。
- ・県は、利用者が本サービスの情報を用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。また、直接・間接的な理由を問わず、本サイトを利用したことにより発生した損害・損失について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- ・本サービスは、予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。このことにより発生したいかなる損害・損失についても、一切の責任を負いません。

4. システム構成

1 ▶ 機器構成

インターネットによるアプリケーション提供サービスとして調達したため、サーバ機器等の仕様は検討対象外。

職員の機器もインターネット接続系。

趣旨

特定行政庁における建築確認電子申請受付に係るシステム構築の前例がない中、どのような機器構成としたかを確認した。

説明

- ・民間事業者によるインターネットASP（アプリケーション提供サービス）としたため、サーバ機器の台数や仕様ではなく、当該サービスの仕様として建築確認の電子申請受付に必要な性能を確保することを条件とした。
- ・Dシステムはインターネット接続系のシステムであり、L G W A Nとの接続はない。
- ・職員向け端末もインターネット接続系に設置しており、通常業務において特にL G W A Nと行き来することはない。

参考 PDFによる電子ファイルの容量目安

▼申請図書構成例（鉄骨造 地上7階 延べ約1,000㎡ 工場一部事務所）

区分	申請図書名	ファイル容量	ファイル容量小計
申請様式	A-01_確認申請書(建築物).pdf	60KB	60KB
意匠図	A-02_建築計画概要書	250KB	6,914KB
	A-03_建築工事届.pdf	513KB	
	A-07_案内図・建築概要	519KB	
	A-08_配置図.pdf	91KB	
	A-09_平均地盤図.pdf	52KB	
	A-10_11_敷地求積図.pdf	191KB	
	A-12_13_内部・外部仕上表	101KB	
	A-14_19_平面図.pdf	632KB	
	A-20_21_立面図.pdf	557KB	
	A-22_23_断面図.pdf	443KB	
	A-24_27_矩計詳細図	240KB	
	A-28_29_階段詳細図	747KB	
	A-49_建具キープラン	205KB	
	A-50_51_建具表(1)(2).pdf	170KB	
	A-54_58_乗用E V詳細図.pdf	1,131KB	
A-59_62_人荷用E V詳細図.pdf	1,072KB		
構造図	S-01_構造計算書.pdf	4,854KB	7,693KB
	S-02_構造図一式.pdf	2,839KB	
設備図	E-01_電気図一式	3,877KB	13,625KB
	M-01_空調衛生図一式	9,748KB	
			28,292KB (約30MB)

- ・四号建築物（特例適用）の場合、通常、上表 A-01～A21 が申請書となり、その合計は約3MB。
- ・電子申請を実施中の指定確認検査機関によると、過去最大のファイル容量は1申請当たり約500MB。

2▶ セキュリティ措置

北海道では民間事業者のクラウドサーバに個人情報を保存することで対応、当該サーバのセキュリティ措置はISO/IEC 27001 情報セキュリティマネジメントシステム認証準拠。

趣旨

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）等を踏まえたセキュリティ措置の講じ方について確認した。

説明

- ・総務省で策定されたセキュリティポリシーには、三層分離（個人番号利用事務系、L G W A N接続系、インターネット接続系でネットワークを分けること）が記載されている。
- ・北海道では、令和3年度までは職員向け端末がL G W A N接続系に設置されていたが、令和4年度から全庁的にインターネット接続系に変更された。これは他行政庁と大きく異なる点である。
- ・電子申請はインターネット接続系であり、その事務処理をL G W A N接続系とすると、セキュリティポリシーすべてに準拠するのは困難な可能性がある。
- ・そこでDシステム全体をインターネット接続系とする方針で検討し、その際の最大の懸念材料であった「道の管理する個人情報を民間事業者が運営するインターネット上のクラウドサーバに置いてよいか」について道の関係部局に確認した結果、条例等での特段の制限がないためインターネット接続系のサーバでデータを保存することとなった
- ・今後、仮に運営事業者を変更したとしても、契約に基づく守秘義務により、変更前の民間事業者に道の個人情報が渡るわけではなく、特段の懸念はない。
- ・インターネット上のクラウドサーバに関するセキュリティ措置は、ISO/IEC 27001 情報セキュリティマネジメントシステム認証を取得した事業者を選定することにより確保した。
- ・J C B Aの確認検査機関向けガイドラインに記載されたセキュリティ措置も参考とした。

参考

JCBA 確認検査機関向け電子申請ガイドライン 第2章 § 6 厳格なセキュリティ対策

事務所外からサーバへのアクセス制限については、一般にインターネット経由であることから、不特定の者による不正アクセスを制限する方策が必要となる。これは、紙媒体の文書を持ち出したときの「盗難対策」とほぼ同義であるが、紙媒体の持ち出しに現金輸送車並みの対策を講ずる必要がないのと同様、不正アクセス制限のために過剰な仕組みを導入する必要はないであろう。具体的には、一般的なセキュリティ対策であるウイルス対策ソフト及びファイヤーウォールの導入程度で十分である。

ただし、業務規程サンプル第61条に「厳格な」とあることから、ウイルス対策ソフトやファイヤーウォールを、常に最新の脅威に対応できるものに保つよう努めることが求められる。

5. その他

▶ 他部門との連携

建築確認に係る市町村、消防、保健所からも電子申請されたデータにアクセスできるが、建築確認とは無関係の固定資産税課等の部門はアクセス対象外。

趣旨

固定資産税担当部局をはじめ、庁内他部門との情報共有や連携について確認した。

説明

- ・ Dシステムへのアクセスは建築確認担当部局限定。固定資産税担当部局等は対象外。
- ・ 建築確認の審査に係る市町村、消防、保健所はアクセス可能。

參考資料

北海道建築行政事務処理システム ASPサービス提供業務仕様書（令和3年）

1 調達名称

北海道建築行政事務処理システムASPサービス提供業務

2 サービス提供期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日までとする。

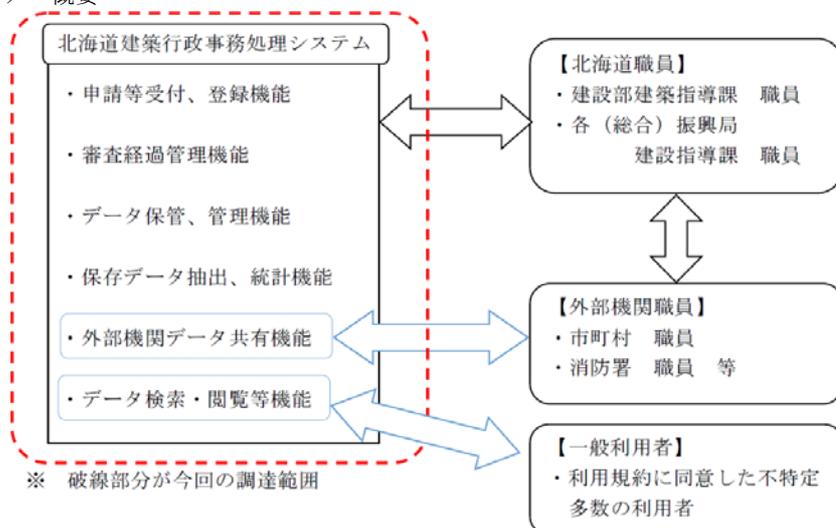
3 本調達の背景と目的

北海道の建築行政事務処理に係るシステム運用・管理業務については「建築行政共用データベースシステム利用契約」（以下「共用DB利用契約」という。）により建築基準法に係る事務などを実施してきたが、建築基準法に基づく確認申請などの電子化といった建築行政のデジタル化に対応することが必要であるため、建築行政共用データベースシステムに替わる電子データを活用でき高度な情報セキュリティを備えるASPサービスの利用により北海道の建築行政の事務に係る効率化・合理化を計る。

4 サービスの範囲

(1)北海道建築行政事務処理システム

ア 概要



イ サービスの提供場所

札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁

ウ システムの全体要件

- (ア) 建築基準法に基づく確認申請を始め、北海道の建築行政に係る許認可等の事務処理に対応でき、審査経過の記録、処分等通知の発行、申請データの保管に対応できるシステムであること。
また、審査の過程において、市町村、消防等の外部機関と一定のデータを共有できるシステムであること。
その他、利用規約に同意した不特定多数の利用者が保管した一定のデータを閲覧できるシステムであること。
- (イ) Excel、PDF、CSV形式で申請された電子データを取り込むことができるシステムであること。
システムに蓄積された基礎データを活用し、帳票及び統計データ等を条件に基づき、ファイル出力等ができること。
- (ウ) 信頼性の高いシステム
障害による停止時間の少ないサービスを提供すること。
ネットワークを通じた不正プログラムや不正アクセス者の悪意や事故によるデータの破壊・漏洩等が発生しない対策、また万一の発生事態に対するセキュリティ対策を施すこと。
物理障害、災害時にも対応できるよう、バックアップ・リカバリ等を行うこと。
- (エ) 情報資源の管理が充実したシステム
情報資源のセキュリティ・信頼性・処理能力等が将来にわたっても低下しないよう、常に必要な資源を見直し、必要に応じて更新すること。
- (オ) システムのデータ保存に係る容量
システムにおけるデータを保存する容量は、800GB以上を確保すること。

エ 機能要件

業務処理に係る各機能は、別紙1「システムの業務処理機能」のとおり。

オ サービス品質保証（サービスレベルアグリーメント「SLA」）

各種非機能要件に対するサービス品質保証（サービスレベルアグリーメント。以下「SLA」という。）については、別紙2「SLAの設定値」を順守すること。

稼働状況報告書等に記載されるSLA順守状況等より、サービスレベルが未達成の場合、速やかに原因を究明し、業務への影響や緊急性等の重要性に基づき、リソースの増強や代替手段の適用など、暫定的、中長期的に必要な措置を無償にて講じることとする。

なお、原因が当該サービス以外の外部に起因するものである場合は、その理由及び対策案を可能な限り道に提示し、道の指示を受けることとする。

カ セキュリティ対策

(ア) 通信プロトコル

利用者端末とサーバ間の通信プロトコルは、HTTPSとする。

また、SSLで用いる証明書等は手作業で利用者等の端末に導入設定する必要がないものであること。

(イ) ソフトウェア更新

プラットフォーム等稼働環境についての技術的ぜい弱性に関する情報を定期的に収集し、随時適切にパッチ等による更新を行うこと。

(ウ) ウィルス等不正プログラム対策、不正アクセス対策等

プラットフォーム等稼働環境についてのウィルス等不正プログラム、不正アクセス等に対する対策を講じること。

外部及び内部からの不正アクセスを防止する措置（ファイアウォールの導入等）を講じていること。

(エ) アクセス管理

システム利用者及びシステム運用管理者のアクセスを管理するための適切な認証方法により、アクセス制御となりすまし対策を行うこと。

(2) 導入準備

契約後速やかに道が示す業務処理機能について、打合せ協議を行うこと

また、サービス提供開始までに、現行の建築行政共用データベースシステムから必要な各種データの移行登録等の作業を実施すること。

なお、登録する各種データは、道が別途指示する。

(3) 契約終了時作業

契約を終了する場合は、システム内のデータを道へ提出する。

また、提出後にバックアップも含め、全て適切に削除・破壊すること。

(4) 提出物

ア サービス提供期間

(ア) 月次

毎月、稼働状況報告書を作成し道へ提出すること。なお、稼働状況報告書には次の項目を記載する。

- ・ SLA順守状況（SLA各項目の実績値及び順守状況）

提出物	提出先	印刷物	電子データ
稼働状況報告書 ・ SLA順守状況	建築指導課	1部	1部

イ サービス終了時

契約を終了する場合は、運用期間全てに係るデータを提出すること。

(5) 障害及び情報セキュリティインシデントへの対応

障害時の連絡体制を整え、障害時連絡体制図をあらかじめ提出すること。また、利用者からの障害連絡等に対し、すみやかに対応すること。

なお、サービス停止又はデータ破壊を伴う障害、情報漏えい、不正プログラム感染、不正アクセス者の侵入などのインシデント発生時には、すみやかに道に状況及び原因の報告を行うものとし、ただちに問題の解決に努めること。

また、随時、文書による状況報告を行うこと。

(6) システム変更、修正について

サービスで使用している機器については、必要に応じて保守、更新等を行うこと。

サービスのバージョンアップやバグの修正などの機能改善を行うこと。また、サービスで利用しているパッケージソフトウェアがある場合は、必要に応じて随時それらの更新を行うこと。

5 その他

(1) サービス提供事業者の要件

機微情報を含む個人情報扱う業務であることから、サービス提供事業者は、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に基づく認証機関から、情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）を取得しているものであること。

(2) データセンターの要件

サービスを提供するシステムに係る機器等を設置するデータセンターの所在については、以下の水準を

確保すること。

なお、イからカに該当しない場合若しくはその証明が困難な場合は、バックアップ用のデータセンターを北海道外にも確保すること。

ア データセンターの所在

本システムの設備を設置するデータセンターは、北海道内であること。

イ 建物、設備等の耐震性

震度6強の地震に耐えうる免震構造又は耐震構造の建物であること。

設備の転倒防止策が講じられていること。

ウ 電源設備

電源系統の事故や電気設備自体の障害により、電源の瞬断、瞬時電圧低下、電圧変動、周波数変動、停電となった場合でも、安定した電力を供給でき、サービスに影響がないよう、以下の対策が施されていること。

- ・二系統以上の受電により電源を供給できること。
- ・外部電源供給停止（停電）時でも電源供給可能な無停電電源装置及び自家発電装置を設置していること。

エ 空調設備

十分な容量の空調設備を有するほか、主機の故障に対応可能な空調のバックアップを有すること。また、省エネルギー対策に取り組んでいること。

オ 耐火・消化設備

建物は建築基準法に規定する耐火建築物であること。また、火災時に被害を最小限度に抑える消化設備及び火災感知設備を有すること。

カ 防犯対策

監視及び運用要員が常駐しており、24時間365日対応可能であること。

建物へは、利用者の権限に応じて扉や警備員等により、入退室を制限するほか侵入警報設備等を設け不正侵入を防止できること。

データセンターは、複数の監視カメラで死角を作らないようにしていること。

運用に従事する人員と、それ以外の人員の入退室の管理が明確に区分できる、入退室管理を行うこと。

(3)ハードウェアの要件

北海道利用数45人、市町村等外部利用数300人（市町村職員179人、消防所・保健所職員121人）とし、最大同時接続数は上記の15%を想定し、運用できるハードウェアであること。

別紙1 システム業務処理機能

北海道建築行政事務処理システム機能要件

北海道建築行政事務処理システム(以下「事務処理システム」という。)は以下の機能を満たすこと。

機能	処理内容
(1) 建築基準法等に係る許認可申請、報告、届出の登録機能	建築基準法等の道の建築行政に係る申請の申請書及び図面等の申請図書一式の内容を電子データ(word、excel、pdf など)での取り込みにより登録・更新ができ、かつ、手入力でも登録・更新・削除ができる。
	①取り扱う申請等の区分は11区分程度となり、それぞれに申請内容の詳細データを登録できる。
	②Excel で申請された申請データを入力項目ごとに事務処理システムに取り込む事ができる。
	③事務処理システムで取り扱う各申請等の項目は各申請書に記載された項目となり、データの取り込みとして使用したデータは、事務処理システムに保存される。
	④図面の登録・更新は、図面の区分ごとに行う事ができ、区分は任意に追加できる。
	⑤登録された項目に関連する申請は紐付けする事ができる。また、紐付けの解除ができる。 紐付けの例:1つの物件に関する確認申請、計画変更申請、完了検査申請などを紐付けし、各申請から紐付けたデータの詳細を確認・更新できる。
	⑥申請データの登録時に受付日、受付番号を自動で登録できる。なお、日付は手動で修正できる。
	⑧面積等の要件により、手数料を自動算出できる。
	⑨登録時に他のデータの内容をコピーし、登録に使用する事ができる。
	⑩データの登録は、申請書の詳細登録ページは、ページごとに作成する。
(2) 申請等審査機能	登録した申請等の審査経過を登録・更新し、処分通知等を作成し、出力する。
	①審査経過の処理途中で、登録データの更新が行える。
	②審査経過の処理を行う物件を一定の条件で検索できる。
	③審査を行う者をあらかじめ登録し、審査者に審査の順番が回ってきた場合は、その旨をメールで知らせる。
	④審査の経過は、敷地照会、市町村意見、消防同意、担当者審査、建築主事等審査、審査指摘、補正受理、担当者再審査、建築主事等審査、決裁を基本とする。
	⑤処理した者のコメントを登録できる。
(3) 登録データ管理機能	登録したデータを長期間保存し、関係する申請等の紐付けを行い、電子台帳として管理する。登録データは検索し、更新を可能とするが、更新の履歴を把握できるものとする。
	①登録したデータの更新について、更新者・日付・更新した項目を履歴として確認できる。
	②登録されたデータを一定の条件により検索でき、検索したデータを更新、削除、紐付けやその解除等の作業ができる。
(4) 登録情報共有機能	道以外の機関は申請情報を、閲覧、取得し、その内容を事務処理システムに記録できる。
	①道以外の機関について、予めその担当者を登録できる。また、予め登録した道以外の機関の担当者に、処理を依頼する旨の通知を行う事ができる。
	②道以外の機関は道担当者が指定する事務処理システムに登録されたデータの一部を一定の期間内に閲覧、取得でき、処理を行った事をデータに入力できるが、それ以外の処理(データの更新など)はできない。
	③道は、道以外の機関の閲覧履歴を把握できる。

機能	処理内容
(5) 各種帳票出力機能	選択した帳票をPDF形式で出力する。
	①各申請区分に応じて、建築基準法に基づく確認済証などの処分に係る通知等を事務処理システムに登録したデータから自動で作成、出力できる。 また、審査経過で必要となる指摘通知等も自動で作成、出力ができる。
	②処分の番号、日付は自動で発番等ができる。
	③日付等は手動で修正できる。
(6) 登録データの検索、抽出、統計機能	登録したデータの項目から申請等を検索・閲覧し、必要な項目等をデータで抽出できる。
	①登録されたデータの検索は複数の条件を組み合わせで行う事ができ、検索で該当したデータは Excel 等で抽出できる。
	②予め指定した内容(5パターン程度)で統計を Excel 等で出力できる。 例:1年間に指定した振興局で受け付けした確認申請の件数など
(7) ユーザ管理機能	事務処理システムを起動する際に行う道ユーザ及び他以外の機関ユーザ認証時のユーザ ID、パスワードの新規登録・修正・削除を行う。
	①事務処理システムを利用する者の ID、パスワードの設定や変更などを行う事ができる。 なお、利用規約に同意した不特定多数の利用者には ID とパスワードを設定しない。
	②事務処理システムを利用する者の登録、追加、削除ができる。
	③ID を付与した者の事務処理システムへのログイン履歴が把握できる。
	④一定期間、利用規約に同意した不特定多数の利用者の情報を検索、確認できる。
(8) メール通知機能	事務処理に応じて、登録したメールアドレスに処理が行われた旨のメールを事務処理システムから送付する。
	①ID を付与した者へ事務処理に応じて、予め指定した段階で、メールが送付される。
	②メールの本文は、事務処理の段階に応じて異なった文章とできる。
(9) 副本返却機能	登録したデータを道ユーザの操作により、申請者等が一定期間事務処理システムからダウンロードできるようにし、申請者へダウンロードに必要な情報をメールで通知する。
	①返却の対象となるデータを登録、選択できる。
	②登録データにある返送連絡先のメールアドレスに、ダウンロードで必要となる情報が送付される。
	③メールが送付され、3週間等の一定期間経過した場合は、ダウンロードができなくなり、事務処理システムに指定したデータが削除される。
	④道ユーザはデータがダウンロードされた事を確認できる。
(10) 建築計画閲覧・検索機能	事務処理システム利用規約に同意した不特定多数の利用者が登録データの特定の項目を検索・閲覧できる。
	①閲覧・検索できるデータの項目、タイミングは、登録されたデータで予め指定した項目となり、予め指定したタイミング(確認済証が交付されたタイミングなど)とする。
	②不特定多数の利用者は、インターネット回線により事務処理システムにアクセスし、システムを利用する前に所定の入力項目と利用規約への同意が必要となる。
	③上記②の入力項目とアクセス履歴を一定期間確認できるものとする。
	④検索項目は、建築基準法に基づく建築計画概要書に記載される項目とする。
	⑤利用者は、検索後に詳細を確認したい物件を選択し、建築計画概要書に記載される項目と同じ項目を閲覧できる。

別紙2 SLA（サービス品質保証）の設定値

1 SLA の設定項目

サービスレベル設定項目		内容	設定値
サービス提供時間		サービスの利用が可能な時間 (端末、プリンタ及び周辺機器を除く)	24時間 365日(定期メンテナンス時間に伴う計画停止時間を除く)
稼働率		サービス提供時間のうち、実際に利用できる時間(既存の回線に関する障害は除く)	99.5%以上
同時接続可能数		システムに同時に接続できる業務端末数	50台以内
定期メンテナンスに伴う計画停止時間		障害を未然に防ぐための設備導入、整備作業の実施回数、サービス停止時間	年6回以内、各24時間以内
システムを停止する場合の事前通知		計画停止その他の必要によりシステムの停止を伴う作業を行う場合、作業日の何日前に通知を要するか。	遅くとも1週間前
障害対応	通知時間	障害検知時から発生を通知するまでの時間(端末、プリンタ及び周辺機器を除く)	1時間以内
		障害検知時から障害内容を分析の上、回復予定時刻を通知するまでの時間	8時間以内
	復旧回復時間	障害検知時から復旧までの時間	48時間以内
	リカバリポイント	障害発生後にリカバリが実施された際の回復されたデータの開始時点(障害発生時から遡り、どの時点(リカバリポイント)のデータを復旧するか)	前日のバックアップデータ
セキュリティ	ウイルスの検知	ウイルスの検知から対応を開始するまでの時間	1時間以内
	ウイルス定義ファイルの更新	ソフトウェアメーカー等がウイルス定義ファイル若しくはセキュリティパッチのリリースを発表後からウイルスチェックソフトのウイルス定義ファイル更新までの時間	24時間以内
サポート	問合せ対応	電話、メールによる問合せ等への一次対応	平日 9:00~17:30
性能	応答時間	サーバへのリクエストから画面遷移が完了するまでの時間	概ね3秒以内

2 評価項目測定方法

項目名	測定方法
稼働率	$(\text{サービス提供時間} - \text{停止時間}) \div \text{サービス提供時間} \times 100(\%)$

お問合せ

一般財団法人建築行政情報センター
企画部（久保、小池）

TEL:03-5225-7706 Mail:file-kikaku@icba.or.jp